

第八十四回国会
衆議院
内閣委員會議
録第十四号

昭和五十三年四月二十日(木曜日)
午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 始関 伊平君

理事 小宮山重四郎君

理事 村田敬次郎君

理事 上原 康助君

理事 受田 新吉君

理事 逢沢 英雄君

理事 関谷 勝嗣君

理事 塚原 俊平君

理事 梅野 泰二君

理事 山花 貞夫君

理事 市川 雄一君

理事 甘利 正君

出席國務大臣

國務大臣 荒松清十郎君

行政管理局長

出席政府委員

人事院事務局長 長橋 進君

管理局長 今村 久明君

任用局長 金井 八郎君

職員局長 菅野 弘夫君

總理府人事局長 篠田 信義君

總理府人事局次長 篠田 信義君

行政管理局長 加地 夏雄君

官房審議官 辻 敬一君

行政管理局長 佐倉 尚君

監察局長 河野 正三君

国土庁長官官房 村上 哲朗君

大蔵大臣官房會 計課長

大蔵大臣官房會 計課長

大蔵大臣官房會 計課長

大蔵大臣官房會 計課長

大蔵大臣官房會 計課長

大蔵大臣官房會 計課長

大蔵大臣官房會 計課長

大蔵大臣官房會 計課長

厚生省公衆衛生局長 松浦十四郎君

厚生省環境衛生局長 山中 和君

厚生省医務局長 佐分利輝彦君

農林大臣官房經濟課長 江上 幸夫君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

運輸省自動車局長 堀原 清君

国稅庁長官官房會計課長 小田 和美君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

文化庁文化財保護課長 横瀬 庄次君

委員の異動
四月十九日

宇野 亨君

小島 静馬君

塚原 俊平君

柴田 睦夫君

同日

石田 博英君

宇野 亨君

小島 静馬君

前尾繁三郎君

松本 善明君

同日

田川 誠一君

甘利 正君

同日

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

本日の會議に付した案件
参考人出頭要求に関する件
審議會等の整理等に関する法律案(内閣提出第五号)
許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出第五号)
○始関委員長 これより會議を開きます。
この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。
審議會等の整理等に関する法律案及び許可、認可等の整理に関する法律案の両案審査のため、本日、年金福祉事業団理事横田清治君に参考人とし

て御出席を願ひ、御意見を聴取することにした
たいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○始開委員長 御異議なしと認めます。よつて、
さよう決しました。

なお、参考人からの御意見は質疑応答の形式で
お聞きすることにしたいと存じますので、さ
よう御了承願ひます。

○始開委員長 審議会等の整理等に関する法律案
及び許可、認可等の整理に関する法律案の両案を
議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。山花貞夫君。

○山花委員 両法案の審議に関連しまして、ちよ
うど先月末に人事院から国家公務員法百三九条第九
項の規定に基づきまして営利企業への就職の承認
に関する報告書が国会及び内閣に提出されまし
た。従来から問題となっておりましていわゆる天下
り問題について、法的規制の対象となつてゐるも
のについての取り扱いでありますけれども、これ
との関連におきまして質疑をさせていただきます。

まず冒頭、質問の前提ということでもあります
けれども、人事院から、この報告書の内容、概況
について、特に従来と比べての何らかの指摘する
べき特徴点がありましたら、そのことも含めて御
説明をいただきたいと思ひます。

この問題については、新聞などの報道するところ
によれば、いわゆる高級公務員のもう一つの天
下り先である公団、公社、特殊法人などについて
役員が狭められてゐる、整理の方向にあるとい
うことが報道されており、同時に、狭められてい
るけれども、行くところがあるから高級官僚はい
いではないか、こうした批判もあったわけであり
ます。まず、この点について御報告をいただき

いと思ひます。

○金井政府委員 人事院は、去る三月三十日に国
会及び内閣に対して昭和五十二年中に人事院
の行いました営利企業への就職の承認に関する報
告書を提出いたしました。もちろん国家公務員法
第百三九条第九項の規定によるものでございま
す。

五十二年中に人事院が承認いたしました件数は
百九十八件、百九十七人でございます。なお、承
認されました百九十七人は、一般職の国家公務員
の昭和五十二年中における離職者約三万人の〇・
六六%、行政職俸給表(一)二等級相当以上の離職者
数約二千四百人のうち八・二%に該当いたしま
す。なお、最近五年間の承認件数の平均でござ
いますけれども、百八十一件となつておりますの
で、今回の件数は、それに比べると相当数ふえて
おるといふことに相なります。

それから、主な省庁の承認件数でございますけ
れども、大蔵省四十九件、建設省二十一件、国税
庁十九件、通産省十八件、運輸省及び郵政省各十
七件、農林省十六件等でございます。それから承
認された者のうちで最終官職が本省庁の局長、外
局長官及び事務次官であった者は六人でござい
まして、そのうちの四人は前年及び前々年に退職し
た者でございます。なお、昭和五十二年中におけ
る本省庁局長以上の離職者数は三十九人でござい
ます。

それから承認件数を就職先の地位別に見ます
と、役員は七十件、非役員が百二十八件となつて
おります。

なお、これらの承認に際しましては、承認申請
に先立ちまして所屬の各省庁からあらかじめ人事
院に対して非公式に承認できるものかどうか
という照会がございます。その段階で私どもの方
でこれを十分に検討の上で、これは承認すること
ができない、承認の見込みがないというようなも
のにつきましては指摘いたしますので、現実に申
請されたものにつきましては全部承認という形に
なつております。

そこで、先ほど先生から御指摘のございました

本年の特徴と申しますか、そういう点について触
れてみますと、前年が百五十九件というところで、
これは過去五年の平均に比べますと大分少なかつ
たわけでございますけれども、それとの対比につ
いてまず考えてみますと、まず私どもの方で直接
審査をしておりますのは行政職俸給表(一)の二等級
以上の職員でございますけれども、行政職俸給表
(一)の三等級以下の者で営利企業の役員に就職した
いという者についての承認は人事院が行うことにな
つておりますので、そういう三等級以下の就職
の申請というものが昨年に比べますと十五件ふえ
ております。それからもう一つ、これは地方支分
部局長でございますけれども、そういう者の就職
申請というものが前年より十件ふえております。

それからもう一つ、これは建設省関係でございま
すけれども、昨年、一昨年は非常に少なくて十件
というところでございましたが、これがまた例年並
みと言うと語弊がございまして、二十一件
というふうな十一件の増加を見ております。これ
らが昨年に比べますと、ふえた要因ということに
直接相なるわけですが、

しかしながら、行政職俸給表(一)の二等級以上の
離職者数というものは毎年大体一定してございま
す。そういうことでございまして、本年特にふ
えたというところにつきましては離職者数との相関関
係というところを求めようと思つておるわけであ
るけれども、私どもも考えたわけでございますけれども、結
局、その年度におきますそれぞれの省庁の人事
管理上、退職管理上の立場から見ても、退職者の平
均年齢が五十二・六歳というところから考えまし
ても、ほとんどの者がいわゆる勤続退職によつて
離職してゐるわけでございますので、結局離職後
の就職ということが当然必要になつてくるわけ
でございますけれども、その場合の就職先というも
のが、これはいろいろみずから自営で商売を営む
方もございまして、政府関係機関に出られる方あ
るいはこのように営利企業へ向かわれる方とい
うるございまして、そういうものとの相関
関係においてふえたというふうに見るしかないと

いうふうな考えております。大体二千四百名で
ございまして、営利企業へ就職いたします数
というものはほぼ一定してゐるところから見ま
して、やはりその省庁の人事管理上あるいは退職管
理の立場と離職者の再就職の行く先というものと
の関係においてこのようになったというふうに見
てゐるわけでございます。

以上でございます。

○山花委員 全般的な傾向をお伺ひしまして、幾
つかの問題点を感ぜないわけにはいきませんけれ
ども、きょうの質問の焦点は、いまお話しした
きました法的規制の対象にあるものではなく、む
しろ従来からそのことがないというところで、国会
におきまして、各委員会におきまして議論さ
れておりました特殊法人の関係についてお伺ひし
たいと思ひますので、質問を先に進めたいと思
ひます。

いわゆる特殊法人の天下り問題については、従
来、主として特殊法人の役員に対しての天下り、
これが一番議論されておつたところですが、同時
に、一部取り上げられてはおりましたけれども、
単に役員というところだけではなく、部長、次長、
課長、課長補佐といったいわゆる中間管理職に対
する天下り問題について、出向の問題ということ
について議論していかねばならないのではな
いか、そうした問題点についてこれから伺はせて
いただきたいと思ひます。

その前に、まず国の予算、財投との関係にお
いて一つだけ大蔵省に確かめておきたいと思ひ
ますけれども、今年度、五十三年度における特殊法
人に対する財政投融資の額、これが全体でどれ
くらいになつてゐるか、またその全体の財政投融資
に対して占める割合はどのくらいになつてゐるか
ということについて御説明いただきたいと思ひま
す。全般的な特殊法人の占めてゐる役割りとい
うことが明らかにするのではないかと思ひますの
で、大蔵省にこの点の御説明をお願いいたしま
す。

○森説明員 お答えをいたします。

五十三年度財政投融資計画は総額で十四兆八千八百七十六億円でございまして、ただいま先生お尋ねの、その中に占めます特殊法人への財政投融資総額は十兆七千九百五億円でございまして、したがってその比率は七二・五％でござい

○山花委員 財政投融資は、その巨額の金額からいたしまして、最近では国の第二の予算というやうなことも言われます。そのうちの七二・五％が特殊法人に投資されているということと、そこで国の全体の行政——行政と言うのは適確でないかもしれませんが、そこに占める特殊法人の役割りの重要性ということもまた浮かび上がってくると思います。

この特殊法人の問題については、従来からそのあり方についてさまざまな観点から議論されてまいりました。特に現象的な問題としては、役員、給与、退職金、渡り鳥、こういう問題で問題となってきたわけでありまして、かねてから幾つかの閣議了解、口頭了解事項、四十年五月十四日の閣議口頭了解あるいは四十二年二月七日の閣議口頭了解、これを土台といたしまして国会で議論がされてきたわけでありまして、最近の議論の仕方というものは、一つにおきましては、おとしし五月の、特殊法人の常勤役員削減についての閣議決定、そして昨年来の行政改革との関連もありまして、去年の各委員会において議論され指摘されたことを踏まえまして、総理が、この問題については一通整理をするということとを約束された経過を踏まえて、昨年十二月の二十三日でありまして、この問題について各観点からの閣議決定がなされたところであります。この昨年の十二月二十三日の閣議決定が今後の政府の方針の基本を決めているというように理解をいたします。

そこで、申し上げました観点に立って、若干の整理の意味で質問をさせていただきたいと思ひます。

まず第一に、かねてから問題となっておりまし

た特殊法人の常勤役員の削減の閣議決定に関してどのような内容の閣議の了解であったか、その後今日までのように役員削減という問題が進められてきたかということについてお答えをいただきたいと思います。

○角田説明員 お答えいたします。

特殊法人の常勤役員の削減の問題につきましては、いま委員御発言のように、五十一年の五月十一日の閣議了解によりまして現在実施しておりますが、その趣旨は、国の財政それから地方の財政が非常に困窮を来しておる折から、特殊法人につきましても合理化を進めるべきである、こういう趣旨に基づきまして常勤役員を削減するというところでござい

それで、その内容は、まず対象法人でございしますが、これは常勤役員、その時点で十人以上の特殊法人を対象とする。それから削減の規模でございしますが、これは常勤役員十人以上十五人までの特殊法人にありましては一人、それから常勤役員十六人以上の特殊法人にあっては二人の常勤役員を削減する。

こういう内容でございまして、その削減のやり方につきましては、それぞれ特殊法人ごとに削減の計画を出させまして、内閣官房長官までそれを報告させ、その報告された削減計画に基づいて着実に削減を実施していく、こういうことになっております。

それで、この閣議了解によりまして対象となりましては、具体的には二十九の法人でございまして、常勤役員の削減の数は、十人以上十五人までが一人、それから十六人以上にあっては二人というところでございまして、計算いたしますと三十四人という計画になっております。それぞれの特殊法人ごとに立てられた計画に基づきまして削減された実績でございしますが、これは三十四の計画に対して現在までに二十三人の常勤役員を削減しておる、こういうことになっております。

以上でござい

たいと思ひますけれども、役員削減ということと同じ意味を持った問題を提起するものだと思いますけれども、実はたしか百十二あります特殊法人の中で、役員が十名なら十名、十三名なら十三名全部天下りである、公務員経験者である、こういうものがかなりの数あるようであります。一〇〇％天下り、公務員経験者が役員を占めている、こういう特殊法人が全体のどれくらいあるかというところについて御説明いただきたいと思ひます。

○角田説明員 五十三年一月一日現在でございしますが、全体で特殊法人百十二のうち、私どもの調査によりますと、二十七法人が国家公務員の経験者の方々の常勤役員で全部を占めている、こういう結果になっております。

○山花委員 その法人を特定することについて、二十七ということになりまして大変かもしれませぬけれども、水資源開発公社、宇宙開発事業団、農用地開発公社、中小企業振興事業団、森林開発公社、年金福祉事業団、国立競技場、オリンピック記念センター、日本学校安全会、社会保険診療報酬支払基金、こうした法人が、少ないものは役員三名程度でありますけれども、多いものは役員十三名全員が公務員経験者である、天下りであるというように調査したわけでありまして、この点について間違いないかどうかお答えをいただきたいと思ひます。

○角田説明員 いま先生の御説明の法人につきましては、すべて国家公務員の経験者が占めているというふうに考えております。

○山花委員 もう一つお伺いしておきたいと思ひます。

従来から特殊法人については役員が多過ぎるのではないかと、役員が多すぎると全部天下りであるというところにも問題が出てくるわけでありまして、職員の数と常勤役員の数とのバランスをとりまして、役員が非常に多いのではないかと、現状についてはいかがでござい

向として御説明いただきたいと思ひます。

○辻政府委員 常勤の役員数の問題でございすけれども、主として理事の数の問題になろうかと思うわけでございす。私どももいたしましては、その特殊法人の業務の量、質その他を勘案いたしましてケース・バイ・ケースで判断して決めているわけでございす。確かに御指摘のように職員との比率をとってみますと、その特殊法人の仕事の性質等によりまして相当ばらつきのあることは事実でございす。

○山花委員 たとえば地域振興整備公社、職員六百三十四名、常勤役員数が十六名、職員三十九名に一人の役員というです。宇宙開発事業団、職員二百六十三名に十一人の常勤役員、職員二十三名に一人の割合です。日本蚕糸事業団、職員三十五名に対して役員が六名、これは職員五人ちょっとに対して役員が一人でありまして、日本航空機製造株式会社、職員七十三名で役員が五名、職員が十四名で一人の役員です。国民生活センター、職員が九十五名で七名の常勤役員、これは十三名で一人の役員ということのようです。もし私の方で挙げた数字に誤りがありましたら御訂正いただきたいと思ひますが、職員の多い少ないというのはそれぞれの事業団の特色があると思ひますけれども、いま見ましたとおり、少ないところは役員が五、六人に一人、十三、四名に一人、こういうことになりまして、いかにも職員に対して役員が多いのではないかと。しかもそれが天下っている。そして、かねてから問題となつたような給与、退職金、渡り鳥の問題があるというところ、に、まだまだ残された問題点というものが特殊法人の中にあるのではないかとと思ひます。

先に質問を進めたいと思ひますけれども、以上のような問題点を頭に入れながら、昨年十二月二十三日、「行政改革の推進について」ということで閣議決定がありました。その内容との関連で以下順次お伺いをいたします。

まず、この閣議決定における「特殊法人」の項を見ますと、まず最初の「特殊法人の役員を選

考」という部分で、「公庫公団等特殊法人の役員を選考に当たっては、広く各界有識者の中から適任者を選出するとの見地から、今後、特に次の事項に留意するものとする。」こうした前提の中で、まず第一に「特殊法人の業務内容を勘案し、民間からの登用を積極的に推進すること。」という決定がなされております。こうした閣議決定について、現状がどうなっているのかということについて、まずお伺いしたいと思います。これは内閣ですか。

○角田説明員 五十三年一月一日現在の特殊法人の常勤の役員は七百九十九名ということになっておりまして、そのうち国家公務員の経験を有する者が約六〇％でございます。したがって、残りが民間からの起用あるいはそれぞれの法人の部内からの起用、こういうような形になっておるわけでございます。

○山花委員 いま大体六〇％という数字の御説明がありましたが、引き算をいたしますと、民間からの登用は三百二十という数字になると思えます。大体三九％、六一％がいわゆる天下りである、こういう状況と伺いましたけれども、この問題については、その中身について五十年十月三十日の内閣委員会、五十一年五月十八日の参議院の方の内閣委員会一度御報告をいただいたものですけれども、全般的な状況は当時と変わっていないのではないかとように思いますけれども、その点はいかがでしょうか。大体六〇％前後であった、こういうことじゃないでしょうか。

○角田説明員 私が国会で御説明申し上げました過去の数字のうち五十年当時の数字は、これは調査が非常に不十分でございまして、その内容につきましては後で訂正したわけでございますが、五十一一年一月一日現在、それから五十二年一月一日現在、それから先ほど申し上げました五十三年一月一日現在、この最近三カ年の数字につきましては、私も精密に分析した数字でございまして、誤りはないと思えますが、その結果、特殊法人の常勤役員のうち国家公務員の経験者、これは

国家公務員をやめてすぐ特殊法人の役員になるという方ばかりではございませんで、一たん民間に行かれて、相当民間で御経験を積まれてから特殊法人の役員になられたという方も入っておりますが、すべてそういう国家公務員の経験を持っておられます常勤役員の割合は、先ほど先生おっしゃいましたように五十一一年一月一日現在でも八百二十五人のうち五百四十人ということとで六一・一、それから五十二年一月一日現在で常勤役員総数八百十人のうち四百九十四人で、パーセンテージにいたしますと六〇・九九％。それから先ほど申し上げました七百九十九人のうち四百八十七人、六〇・九五％。以上のような傾向になっております。

○山花委員 十二月二十三日の閣議決定、「特殊法人の役員選考」のところを見ますと、「特殊法人相互間のたらい回しの異動は、原則として行わない」、「たらい回し」という言葉が閣議決定で使われているわけでありまして、いわゆる「たらい回し」と表現されているような、特殊法人を転々として渡り歩くケース、これが役員総数のうちのかなりのパーセンテージを占めているか、もし調べている結果がありましたら、お話をいただきたいと思えます。

同時に、いわゆる閣議決定に言う「たらい回し」のケースですけれども、二つ目のもの、三つ目のもの、四つ目のもの、五つ目のもの、転々としているケースがあるようでありまして、これも、そうした実情についても、把握されているところがありましたら、御報告をいただきたいと思えます。

○角田説明員 昨年の十二月二十三日の閣議決定で「特殊法人相互間のたらい回しの異動は、原則として行わないこと。」という表現をとっておりますが、これは従来からの特殊法人の役員の運用基準におきまして、たらい回しの異動は極力避けることというような表現をとっておったわけでございまして、運用としてはより一層厳しくしていくという趣旨で、こういう表現に新しく変えたわけでございます。

それで、この「たらい回しの異動」ということでございますが、私どもは、国家公務員の経歴を有する者が特殊法人の役員からまた他の特殊法人の役員へ移っていく、こういうものをいま申し上げましたような「たらい回しの異動」という表現で呼んでおるわけでございまして、その数は、これは最近非常に厳しく運用しておりまして、単なる人事上の安易な都合によつてそういうようなことをすることはやめてもらいたいというように各省にお願いをしております。最近徐々に減つてきております。「たらい回しの異動」の数は、五十二年の一月の調査でございまして、一月一日現在で四十九人、それから五十二年一月一日現在の数で三十九人ということとで、相当この数は減つてきております。

それから回数でございますが、三十九人のうち、二回の方が三十一人、三回の方が六人、四回の方が二人、こういう数字になっております。ただ、私どもこの閣議決定の表現で「原則として」という表現をつけておりますのは、適材を得る見地から、以前に他の特殊法人の役員の経験があつても、どうしてもその方ではないと動まらぬという場合には、これは適材適所という見地から例外も認める、こういう意味で「原則として」という表現をつけておるわけでございます。

○山花委員 政府関係特殊法人労働組合協議会、一般に政労協と言われておりますけれども、毎年天下り白書を労働組合の立場から発表してまいります。これまでに八回、本年度九回目の白書が発表されましたけれども、いまお答えいただきました問題について、調査の範囲と調べ方について若干一致しない部分がありますが、いわゆる渡り鳥の調査の報告が出されております。また、百五十名の渡り鳥官僚のうち、こういう表現ですけれども、渡り歩いた法人数が最も多いのは二つ目で八十六名、三つ目で十五名、四つ目で三名、五つ目で一名である、こうした調査の結果が出ておるわけであります。

まずけれども、調査の対象が政労協の方は公益法人も若干含んでおりますので、若干対象が違つていふという点から、双方の数字の食い違いはありますけれども、全般的な傾向については一致して出ていることではないかと思えます。依然として、閣議決定は「たらい回し」という表現を使つておりましたけれども、それが現状なお残っている。徐々によくなつていっているという御説明がありましたけれども、現状なお残つていふ。そしてまた一つ、二つ、三つ、四つと転々としていふという方もいらっしゃる。こういう現状だけはいまの御報告の中からも明確になつたということではないかと思えます。

そこでの関連で、従来からいわゆる渡り鳥が批判をされておりましたのは、退職金の問題です。一カ所目で退職金をもらう、二カ所目でもらう、三カ所目でもらう、四カ所目でもらう、こういうケースが従来から問題となつておりました。いま御説明いただきましたような何カ所か転々とした方について、わかる範囲で、私の方で申し上げる部分もあつたけれども、お答えいただきたいと思ふのですが、たとえば国民金融公庫総裁の佐竹浩という方、この方については、ほとんどが大蔵省関係ということとでありますので、各特殊法人等における退職金の金額は大蔵省の方で把握されておると思ひますが、こういう方については、従来退職金、それから今日計算した場合に一体どのくらいになるか、そのことについて大蔵省の方から御報告をいただきたいと思ひます。

○西垣説明員 お答えいたします。これは幾つかの機関にわたつておりますので、私からお答えするのはいかにがとも思ひますが、便宜ということでお答えすることをお許しいただきたいと思ひます。

佐竹さんはいままで四つの政府関係機関に役員として行つておられるわけですが、農林漁業金融公庫の副総裁が四十一年の七月から四十五年の七月まで、四年一カ月でございまして、そのときの退職金の額が千二百二十六万円と聞いております。

れともこの百分の三十六というのが週及しているということでしょうか。この点を御説明いただきたいと思います。

○川崎説明員 先生だいま御指摘の点につきましては、経過措置を設けてございます。新しい率の三十六と申しますのは、ことしの四月一日から適用することにしたしております、ことしの三月三十一日までの間、つまり任用されてきてことしの三月三十一日までの在職の期間につきましては、経過措置といたしまして従前の百分の四十五という率を適用することにしたしております。

○山花委員 閣議決定の文書を拝見いたしますと、この取扱いは、昭和五十三年四月一日以降役員に就任する者について運用するものとする。ここに

ういう文章があるわけでありませうけれども、これ

は実は前段の部分の理事の任期の問題、年齢の問題

題といふところにかかつておりまして、この文章

からですと、後段の役員の退職金の支給率を三十

六に下げたという部分にはかかってきていないよ

うに読めるわけでありませう。文章上、文理上はそ

うなつてまいります。

したがって、一見いたしますと、遡及効がある

のではないかというようにも読めたわけでありま

すが、いまのお話を伺いますと、今年の四月一日

からこのとおり実行されるのだということで、従

来の既得権益は一〇〇%確保されている、こうい

う実情です。ということになりますと、いまの御

説明で、この前は百分の四十五とおっしゃいました。

たけれども、その前は百分の六十五という時代も

ありました。その六十五とか四十五というもので

計算をいたしまして、大変退職金が高いではない

か、多いではないかということが世の指弾を受け

ておったわけでございますので、もしその点を改

正するとするならば、既得權益を全部まるまる守

っている、これからのやつは若干修正しましたと

いうことでは、世の批判にこたえたことにはな

ないのでしょ。やはり六十五の時

代、四十五の時代、従来の既得権益をまるまる認

めているということではなくて、今度だけは何と

100

五

かしますということでは、いささかごまかされたような感じもするわけでありませう。これは数字の關係もいろいろにらんでかもしませんけれども、ある程度適及される、適及させて効果を出させる、こういうことについてはできるのか、できないのか、あるいは検討されたことがありになるのか、どうでしょうか、その点を大蔵省にお伺いしたいと思ひます。

○川崎説明員 先生御指摘の点、非常にむづかしい問題かと思ひますが、実は先ほどから先生もお話しございましたように、過去に退職金の率を下げたことが三度ばかりございます。一番最初は百分の七十ということから出発しまして、それを六十五、さらに四十五、そして今回の三十六と、三度退職金の支給率の引き下げを行つてきたわけでございますが、過去におきます退職金の引き下げの際には、いつも経過措置といまして、今回と全く同じ措置をしておるといふことでございませう。つまり今回の措置は、従前の例にならうてそういう経過措置を置いたということでございます。

それからもう一つは、退職金の支給規定に基づいて従前支給しておるわけでございますので、そういう期待権と申しますか、先生もおっしゃいました既得権、そういったものも尊重してまいらねばならない。それから、以前におやめになった方とのバランス、そういったものも考えなければいけないというやうな実情がございまして、不利益変更のやうな話でございまして、適及適用していくということがなかなかむづかしい、このやうに考えております。

○山花委員 なかなかむづかしいということですが、従来批判があつた多額の退職金については結局まるまる残しておるということですが、今後については若干の改善ということでありまして、この問題はまず半分は完全に解決してない。半分と言ふよりも、むしろ従来のまるまる残つておるといふところの方が批判の対象であつたわけでありませうから、結局はほんの一部手直ししただけで

あつて、従来の既得権益をまるまる認めてしまつたのではないか、こういう問題点がどうしても残ると思ひます。

いままなかなかむづかしいとおっしゃいましたけれども、この種問題については、勤めていた方の既得権益をどう取り扱ふかということについて世の中いろいろなケースがありますが、一つの常識的な解決の方法といふものは、最高裁判所などでも不利益変更問題について一定の見解を出しているところだと思ひます。私の理解しているところでは、本人の同意、了解、話し合つた上ならば、一つの考え方として決定しておるところだと思ひます。世の批判があつたのだといふことならば、今度の三十六といふのを昔まで適及ということになりませうと、それはいろいろバランスの問題もあるかもしませぬ。しかし、ある程度そうした努力をすべきではなからうか。そうでないと、従来批判の対象となつておつたことはまるまる温存され、既得権益がまるまる残つて一部の手直しにしかすぎない、こういう批判を受けるのではないかと思ひますけれども、その点についての御見解を伺ひたいと思ひます。

○川崎説明員 ただいま御説明いたしましたやうに、期待権と申しますか既得権と申しますか、過去の勤務の期間に対応して幾らの退職金がもらえるかということが退職金の支給規定にございまして、そういう不利益変更がさかのぼつてやれるか、これは非常にむづかしい問題だと思ひます。これは先生非常に御専門家でいらっしゃるのですけれども、そういう判例があつて、御本人の内諾といひますか承諾があればということでございますが、役員全員についてそういう承諾をとつてという措置もなかなかむづかしいと思ひます。

それから、私たちの方でもいろいろ過去の先例等も調べたわけでございますが、公務員等の退職金の支給規定の改定等におきましても、あるいは給与の關係におきましても、過去にさかのぼつて不利益変更した事例というものが見当たらないといふやうなこともございまして、先例に従つて今回の措置をとつた、こういう次第でございませう。

○山花委員 いまのお話を伺ひますと、先例によるといふところで最も無難な解決をしているわけですが、それでも、それでは従来の既得権益をまるまる温存したといふことについての批判は免れがたいのではなからうかと思ひます。

その問題があることを指摘しておきまして、時間の關係がありますから先に進みたいと思ひます。

先ほど来お伺ひしております十二月二十三日の閣議決定によりまして、なお幾つかの問題について、従来から問題とされてきたことの整理がなされております。一つが高齢者についての役員の起用の問題、役員の在任は、原則として、六十五歳に達するまでとする、例外として総裁等七十歳、次の問題として役員の長期の留任は、在職期間におむね六年を限度とする、こういうやうな方針が打ち出されておりますけれども、この点について現状はどうなつておるかということについて、これは内閣の方ですか、お伺ひしたいと思ひます。

○角田説明員 まず年齢でございますが、役員は在職の年齢の制限を一応設けました趣旨は、役員の人の選につきましては適材適所というものが基本的な考え方でございます。画一的に年齢を制限するといふのは好ましくないといふ場合もあるかと思ひますが、やはり一般的には余りお年を召した方が多くならない方が特殊法人の運営にとつても好ましい、こういう見地から一応の制限を設けたわけでございます。

それで、その現状でございますが、年齢につきましては、七百九十九人のうち、六十五歳を上回つておられる方が七十六人ということと約九・五%、こういう状態になっております。

法人の根拠の法律で役員の任期が決まつておるわけでございますが、任期二年の場合は四期、三年の場合は三期、四年の場合は二期、こういうやうなことで、これを限度として原則として運用しておる、こういうやうな状態で来たわけでございます。しかし、これも画一的にびしやつと制限するといふことは適当ではございませぬけれども、一般的に申し上げると、やはり長期留任というのは法人の業務運営上、士気の停滞を来すといふことで、好ましくない場合が多いので、これも従来の線を短縮いたしましたので、おむね六年を原則とする、こういう内容にしたわけでございます。

それで、その実態でございますが、常勤役員七百九十九人のうち、六年以上の者が百三十九人といふことで、比率にいたしますと一七・四%が六年以上の者といふやうなことになると思ひます。

○山花委員 関連して、こうした役員の選考の問題についてですけれども、閣議決定によりまして「なお、常勤役員（非常勤の総裁等を含む）については、候補者選考の段階において事前に内閣官房長官に協議するものとし、総裁等の選任については、前記協議を経た後閣議口頭了解を得るものとする」という原則が掲げられました。ただ、当該特殊法人の役員の任命方式等の特殊事情にかんがみ、内閣官房長官が別に定めるものを除く。こういうことになっております。従来この「内閣官房長官が別に定めるものを除く」というものが明らかにされていなかったやうですけれども、これは定めたものがあるのかどうか。あるとするならば、一体どのような除外規定と申しましようか、外すものを内閣官房長官が定めておるのでしようか。その内容について、あるとするならば御説明いただきたいと思ひます。

○角田説明員 昨年の暮れの閣議決定以前におきまして、内閣官房長官の協議に係らしめていたものから除外しているものがやはりあつたわけでございます。今度の、昨年の閣議決定では、実際の運用は変わりませんが、その官房長官の事前協議あるいは閣議口頭了解、こういうものから外す

ものをとつきりと決定しておこう、こういう趣旨で、閣議決定をした際に、官房長官の決定という形で関係の省庁に通知したわけでございます。

その内容は、まず一つは、強度の中立性が要求されているような法人、たとえばNHKというような法人の役員につきましては、会長もその他の常勤役員も事前協議は必要がないというふうにしてございます。

その次に、特殊法人の根拠法規になつております法令の規定によりまして、役員相互の互選によつて理事長が選任されたり、また役員の一部は特定の推薦団体の代表者が就任するというような定めがありまして、当該主務大臣に人選についての監督ないしは指導の余地がないような法人の役員、こういうものを除外するというところでござい

ます。その具体的な法人名は、社会保険診療報酬支払基金の理事長、それからその常勤役員、それから消防団員等公務災害補償等共済基金理事長、それからそのほかの常勤役員、ただし、これは学識経験者を常勤役員に任命する場合には官房長官に事前協議が必要である、こういうふうにしております。

それから農林中央金庫の理事長、理事長以外の常勤役員、これも口頭了解ないしは官房長官事前協議を要しない。それから日本硫酸輸出株式会社の社長、その他の常勤役員も、閣議口頭了解あるいは官房長官の事前協議を要しないというふうなことにしてございます。

その次のグループでございますが、これは政府出資あるいは補助金等の政府の財政援助がなく、なおかつ、法令上もまた役員の任命に関する主務大臣の権限がないというように、非常に政府の関与する余地が少ないという法人のグループでございますが、これには東京中小企業投資育成株式会社、これにつきましては、長に

ついては、閣議口頭了解を要しませんが、官房長官の事前協議は必要である。それから常勤役員につきましては、官房長官協議も要らないというふうにしてございます。同じもので、名古屋中小企業投

資育成株式会社、大阪中小企業投資育成株式会社、これも同様でございます。それから日本船舶振興会の会長、これも同じグループでございますが、会長につきましては、閣議口頭了解は必要である。それから常勤役員も官房長官協議が必要であるというようにしてございます。それから国際電電株式会社、これは会長のみ官房長官協議が必要で、その他の常勤役員は官房長官の事前協議は不要。それから日本労働者住宅協会の理事長、これは、理事長のみ閣議口頭了解でなく官房長官協議が必要であつて、その他の役員は官房長官の事前協議は必要ではない。

以上の十一法人につきまして特別の除外措置を設けた、こういう次第でございます。

○山花委員 いま御説明いただいた中で、ちょっとわかりにくいところがあるわけですが、全体十一の特殊法人を四つのグループにくくりまして、閣議口頭了解を得ることを要しないもの以下について分類しているわけでありまして、この四項目目でありまして、六つ挙げられていま

すが、日本船舶振興会の会長については、その後の項目が白になつておりますので、これはあとで役員の方から要するという取り扱いになつてい

るというふうに読めるわけですが、これだけこの六つのグループの中で特別扱いをしているように、この表を一見いたしますと感ずるわけですが、これはどういふことなんでしょうか。

○角田説明員 日本船舶振興会につきましては、先ほど御説明したグループの中の、政府出資、補助金等の政府の財政援助がなく云々というグループの中に入るわけでございますが、ただしこれにつきましては、政府の、会長なりあるいは常勤の役員

の任命に関する権限は、そのほかの国際電電なり日本労働者住宅協会と異なりまして、若干強くなつております。したがって、法令上強くなつておりますので、会長につきましては閣議口頭了解は必要ではないが、官房長官協議は必要であるという意味でこの表をつくつておるわけござ

います。それから常勤役員のところにつきましても、その欄が空白になつてゐるのは、官房長官協議を要するという意味で空白にしておる、こういうこととでございます。

○山花委員 いまの第四段目の枠の六つの特殊法人等についてでありますけれども、くくり方としては「法令の規定により所管大臣の認可を受けなければ総裁等の選任の効力が生じない」とこととされるものうち、政府出資又は補助金等による直接の政府援助のない特殊法人、こういうふうに

くくつてあるわけでありまして、きのうきょうの話でありますから、全部検討するだけの時間がございせん

でした。このくくりで出てくるのは、この六つの法人だけということでしょうか。それともそのほかにもあるわけでも、この六つの法人については特別の取り扱いをした、こういうことでしょうか。その点をひとつ御説明いただきたいと思

います。

○角田説明員 このくくり方で出てまいりますのは、この表に掲げております、先ほど御説明しました六つの法人だけでございます。

○山花委員 この六つだけ出てまいるということになりますと、この六つの法人について船舶振興会だけを特別扱いするということについての納得のいく説明がどうもさっきの説明ではうかがえないような気がしたわけですが、もう一遍念のため、こういうふうにくくられた六つの法人の中で船舶振興会だけが特別扱いになつてゐるというところについての御説明をお願いしたいと思います。

○角田説明員 「法令の規定により所管大臣の認可を受けなければ総裁等の選任の効力が生じない」とこととされているものうち、政府出資又は補助金等による直接の政府援助のない特殊法人」といふ備考の、これは表の説明でございますが、これは私どもが書いたわけでございますけれども、これだけの条件でございましてこの六特殊法人が整理さ

れておるわけではございませんので、まずこの六つの東京中小企業投資育成株式会社、それから名古屋中小企業投資育成株式会社、大阪中小企業投資育成株式会社、それから国際電電、日本労働者、日本船舶振興会、これは少なくとも政府の出資なり補助金等による直接の政府の財政援助は受けていない。これは厳密に言いますと、そういうくくりでこの六つがまずくくられておるわけでございます。

したがって、この六つをもう一つ区分けする方が適當であつたというふうには考へておりますが、そのうちさらに「法令の規定により所管大臣の認可を受けなければ総裁等の選任の効力が生じない」とこととされている」という説明を加えてお

ります。これは記述が正確ではございせんので、少なくとも国際電電とかそういうような法人につきましては、所管大臣の認可を受けなければ会長なり常勤役員

の任命の効力が生じないということになつておりますので、六つのこのグループの中でも、政府の財政援助は受けていないけれども、法令の規定による任命についての政府の関与の権限が強い、こういうことで、会長及び常勤役員については官房長官の事前協議を要する、こういうことにしておるわけ

です。

「委員長退席、村田委員長代理着席」

○山花委員 いまの御説明を伺いますと、六つの法人のくくり方自体についてもなお若干問題があるように思ひます。

加えて、御説明いただいた限りでは、なぜ日本船舶振興会会長だけがほかの同じくくりの六つの中で特別扱いされてゐるのかということについて、なお釈然としない部分もござい

について伺いたいと思うのですけれども、従来から、役員の問題については、まさにいまお尋ねしてまいりましたとおり、去年の閣議決定の段階で一応の整理がされている。内閣の人事局の方でも全般的な把握をされていることだと思っておりますが、この中間管理職問題についてはどうなんでしょうか、まず内閣の方に一言だけ伺いしておきたいと思うのですが、全般的な問題点、検討された把握されたりする機会があったかどうかということですが、この点はいかがでしょうか。

○角田説明員 私どもで特殊法人の常勤役員の人事につきましては関与してゐる根拠は、従前は三十九年当時の閣議口頭了解、それから現在は、先ほど来御説明しております、昨年の十二月二十三日に決まりました閣議決定に基づきまして、官房長官の役員についての事前協議の窓口あるいは事務の取りまとめということで、役員については私どもが事務を行つておる、こういうことでございす。したがって、その他の中間管理職の問題につきましましては、私ども何ら関与する権限も、それから現在の法令に基づきます所掌事務から見ましてもそういう権限は持っておりませんし、また、実際に中間管理職について調査したことも、分析したこともございません。

以上です。

○山花委員 いま、中間管理職問題については権限もないし、所管でもない、こういうお話を伺ったわけですが、この問題については、昨年二月十九日でありましたけれども、予算の、これは分科会でしようか、一度議論として取り上げられたことがございました。角田さんがちょうどいまと同じようなお答えをされております。「中間管理職の点につきましては私のところで所管しておりませんので、各省庁それぞれ監督官庁が実情を把握しているものと思ひます。」きょうのお答えもおよそ同じ趣旨ではなかったかと思ひます。しかし、この問題について福田総理の方から、総合的な管理体制ができていないという問題について、これは内

閣において責任を持つてやりたい、こういう趣旨の答弁があるわけでありす。実際から言いますと、この問題が各省庁ばらばらである。しかもいづゆる出向という形で世襲的に中間管理職人事を各省庁握つてゐるという問題とか、そのためにいろいろな問題が起つてゐるという、中身についてはまだ余り出ておりませんけれども、問題提起がありまして、これは総理の方で、内閣において責任を持つてやつていきたい、こういう応答があったわけでありす。実はちょっと伺ひしておりました際にも、内閣の方では、各省庁別の問題だから、まだそれをなかなかつかまえておらぬというお話はお伺ひはしてございましたけれども、総理のこうした発言もあるわけでありすから、この問題についてはこれから私、具体的な問題をずつと質問いたしますけれども、内閣の方で、総理の答弁に沿つて管理の問題について検討していただく必要があるのではなからうかということをお伺ひしたいと思ひます、具体的なケースでさらに質問を続けたいと思ひます。

こうした中間管理職の問題を含めての特殊法人の人事問題については、かねてから行政管理局の方でも問題点として指摘をしておいたところだと思ひます。特に具体的に科学技術庁や環境庁、外務省、厚生省、農林省、通商産業省、郵政省、労働省、いわば名指しで、おまえのところの特殊法人はこうなんだということを指摘いたしました行政管理局が四十六年九月二十八日に出ているわけでありす。四十六年ですから約七年前というところになるわけですが、そこでこれは現在なお残つてゐる大変重要な問題点の指摘、正鵠を得てゐる指摘だと思ひますが、「人事管理の自主性の確保について」、こうした監察をなさつていまして、「事業団は、その設立の趣旨のつとより長期的な人事運営方針の下に自主的、計画的な人事管理を実施する必要がある。しかし、現在、計画的に幹部要員の採用を行なつてゐるのは」幾つかの事業団にすぎない。二つあったさうですけれども、そこで、「全事業団を通じて、本部の課長以

上の職位の六三%以上が行政機関からの出向者によつて占められてゐる。」中間管理職への天下りと言われている問題ですが、「しかも、これら出向役職員」、この時点の調査では、三百人中百三十五人、四五%、こういう人たちが「出身省庁への復帰を予定してゐる。」要するに二、三年出てきて腰かけて、そしてまた出身省庁に戻つていくんだ。これは渡り鳥と言ふんじやなくて、本当の腰かけとして出てきてゐるだけである。「これから復帰予定者については、一般に在職期間が一年か二年である。しかも、同一の職位に連続して同一機関からの出向が行なわれるのが例となつてゐる」、これがいわゆる行政官庁の握つてゐる世襲的な天下り人事という問題です。したがつて、このことを原因として労働争議が起つたりして大変好ましくない、こういう指摘をされた中で、まだいろいろ問題点を指摘されておりますけれども、幾つかの「事業団については、事業団の自主的運営を助長し、職員の志気を高揚するたため、関係主務省庁は、各事業団において長期的な人事運営方針を決定し、職員から役員への登用を含む」、中間管理職じやなくて「役員へ」という言葉で言つておるわけでありすけれども、「内

部昇進制度の確立など、計画的な人事管理を実施させる必要がある。」こういう指摘をされてゐるわけでありす。特殊法人の中には、全体百幾つある中で、それぞれの設立の経過とか趣旨とか目的とか事業内容、違つてゐることを私は見過ごさうとするものではないと思ひます。しかし、この行管で具体的にいわば名指しで指定したもののついては、そうした問題点を踏まえた中で、おまえのところはもっと自主的にやつていかなければだめじやないかと、こういう指摘をされてゐるわけでありすけれども、実は私が調査したところ、こうした問題についてはほとんどのところでお問題点が全く残されたままではないか。中間管理職は出向者、天下りによつて占められてゐる。そしてほんの数年で出身省庁に戻つてしまふ。下で働いてゐる皆さんは、そうした問題の中で、士気阻喪と

いうこともありすし、いろいろな問題がそこで起つてきてゐる。業務についてもいい影響を与えるものではございません。そのことは次第に特殊法人の存意義そのものにかかつてゐる、こういう問題まで来ているのではなからうかと思ひわけでありす。

そこで伺ひたいと思うのですけれども、たとえば中間管理職が一〇%官庁出身者、天下りであるというものなどについて見てみますと、たとえば水資源開発公団、これは部長さん、次長さんが二十六名おられますけれども、全員天下りであります。課長さんが二十六名おられますけれども、これも全員天下り、部長、課長合計五十二名、一〇%天下りでありす。日本学校安全会、これも部長さん、課長さん、一〇%天下りでありす。年金福祉事業団、部長さん五名、課長さん十三名、そして課長補佐十八名、トータル三十六名でありますけれども、これも一〇%天下りであります。新東京国際空港公団、部長、次長が二十三名、課長が五十一名、合計しますと七十四名、一〇%天下りでありす。中間管理職が一〇%天下りである。

こうなつてまいりますと、それが従来からずっと続いているということでありす、この問題は見過ごすことができないのではなからうかと思ひます。特に特殊法人でありますから、設立直後、こういう場合には一〇%天下り、言葉はさしておいて、あり得ることだと思ひますし、そのことが必要だという場面もあると思ひますけれども、五年、十年、十五年もたつたところで依然として一〇%天下りであるということになりますと、問題を指摘しないわけにはいきません。

そこで、厚生省の関係で、いまも指摘いたしました年金福祉事業団の関係ですけれども、この中間管理職についての実態がどうなつてゐるのかというところについてお伺ひしたいと思います。

○横田参考人 ただいまの質問でございすけれども、行政管理局から四十六年に御指摘ございまして、当団といたしましては、業務の内容

からいたしまして、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の本来国が行うべきところの福祉施設業務でございまして、これらの業務の運行をとにかく円滑にやっていくには、やはり当国業務に直結するところの社会保険業務に精通したところの人事計画によることが業務運営上有効であるというふうな観点もございまして、いま申しましたように行政管理局の御指摘もございまして、適材適所の観点で処理していかねばならないと思ひますけれども、中間管理者を公開して登用するということはなかなかできませんので、それはやはり業務に非常に支障を来しますので、業務との関連で社会保険庁の方にお願ひいたして現在出向していただいております。

なお、民間からも登用するについて、銀行の方からもやはり経験者を入れた方がいいたるうというところで、現在一名の経験者を銀行の方から入れております。そういうことでございまして。

○山花委員 特に年金福祉事業団については、いま中間管理職ということでは、数字を見ますと、実は全職員が出向ということではないか、こういう問題があります。最近では、数字を見ますと、全体の職員のうちある程度は団が採用しているというケースもあるようですけれども、たしかこの監察のあった時点などでは、全体の職員の中で自動車運転手さんとか電話の交換手さんとかを除いたすべてが、中間管理職じゃなくて上から下まで全部出向である、こういう実態があつたんじゃないでしょうか。三十六年スタートで十年目ぐらいいまではそうだったというように私も調査しておるわけでありまして、最近ですと団の採用者がたとえ年間二名とか三名とかあつたようです。五十年は出向者が三十六名入つてきているわけですけれども、男性の団の採用者は一人もいないわけですね。全員出向者です。四十九年は三十四名入つてきているわけですけれども、団の採用者というのはわずか四名しかいない。要するに、たとえ四十九年、五十年ですと七十名の新しい

増員があつたわけでありまして、七十名中六十六名が官庁の出向者である。団が独自に採用した者は四名にすぎない。女性が一名、三名と女性が四名おつたようでありましてけれども、職員全体が恐らく今日時点でも過半数どころかもっと大きなパーセンテージで官庁の出向者だけに占められているということになってまいりますと、まさに厚生省年金福祉課が係という実態ではないかと思ひますけれども、その実態について、年金福祉事業団の方から整理されているところがありまして、お話を伺ひたいと思ひます。

○横田参考人 御指摘の点につきましては、四十六年の行政管理局の監察当時は御指摘のとおり約九〇％程度は出向職員で随つておりました。しかしその後定員増等もございまして、新規職員の採用につきましてはプロパー職員を採用していかうということ、約三十名程度の職員の採用をいたしてまいりました。先ほど申し上げましたように、この業務の内容からいたしまして全部プロパー職員で大きく編成をしていくということは業務の遂行をする上に非常に困難でございまして、この点については段階的にやつていきたい、そういうふうな考えでおります。また、定員増も望めない最近の情勢下でございまして、長期的な人事計画を設定することは非常に困難でございまして、プロパー職員の充員については十分社会保険庁とも協議いたしましてやつていきたい、さように考えております。

○山花委員 いま大体三十名ぐらひはプロパーの者が育つていて、新しい者がいる、こうおっしゃいましたけれども、全体の職員は百四十七名ぐらひであるとおっしゃいますけれども、百四十七名ぐらひでしようか。そこそこちよつとお尋ねしておきたいと思ひます。

○横田参考人 全体の職員が百五十七名のうちプロパー職員は五十四名おります。

○山花委員 いまの数字を伺ひしても、新しくできたのだというところは違ふわけでありまして、三十六年から今日までということでありまして、

から、大変長い経験をお持ちのところのほうであります。しかも、たとえば中間管理職問題についても、そこで育つた人がほとんど課長につける、部長につけるといふことならまた別ですけれども、横からすといふことになってきた一、二年で行つてしまふというふうな実態があるとするならば、いまの御説明だけでは納得することができません。

同時に、いまお話の中で長期的な人事運営方針を策定することがむずかしいとおっしゃいましたけれども、その点ももう一遍確認したいと思ひます。その点はむずかしいのでしょうか。そう把握されておられますか。

○横田参考人 新規採用者に対する長期的計画というのは現在考えておりますが、そういうことでございまして。

○山花委員 新規採用者に対する長期的計画はむずかしいとおっしゃいましたけれども、役員への登用を含む内部昇進の方法などを含めた人事管理の自主性の確保という観点からその長期的な計画を立てる、そうして職員も安心して、意欲を持って仕事をしたい、こういうことはむずかしいのでしょうか。

○横田参考人 現状ではプロパー職員はおおむね六年未満となっております。そこで、中間管理者へ昇進する時期には達してございせんので、この問題につきましては、出向職員との均衡を十分注意して、プロパー職員が将来においても不安のないように細心の注意を払いながら人事管理をやつていく、そういう考えでおります。

○山花委員 細心の注意を払つて人事管理をやつていくと言ひましたけれども、具体的な長期的な人事運営の方針というものをおつくりになつていくものでしょうか。そういうものはまだないけれども、これからやつていきたい、こういうことでしようか。

○横田参考人 先ほど申しましたが、事務の内容からいたしまして、中間の管理者というものを新規採用ということにいたしますと、業務的な運

営が非常に困難を生じてまいりますので、そういう点からいたしまして、あわせて先生のおつしやる点については今後十分考えていきたい、そういうふうに考えております。

○山花委員 実は若干くどくなりまして、けれども、役員への登用を含む内部昇進の方途を含めた長期的な人事運営方針を策定しているのかしてないのかということに対して、いまのお答えはこれからやつていくのだという趣旨の御返事だつたわけですね。私は念を押して伺つたわけですが、ただ私はそういうお答えですと不満であります。

これは先ほど私が申し上げました行管の監察に對しまして、四十六年九月二十八日の勧告に對して翌年四十七年二月十七日に厚生省年金福祉事業団の方から回答が上がつています。これを見ると、大変長文の勧告に對して三下り半ではありますけれども、問題の核心であるいまの点について、「役員への登用を含む内部昇進の方途を含めた長期的な人事運営方針を策定させ段階的に改善を図ること」としたい。明らかにこう言ひまして、策定させるといふことを四十七年に行管に對して回答しているわけですね。これは公式の公文書で回答しているわけですね。七年たちました。七年たつて何もやつてなかつたのかということになるわけですね。私は一つの問題点がここに出ていふと思ひますけれども、この問題について一体どうするつもりなのかということ、重ねて年金福祉事業団にお伺ひします。

○横田参考人 先ほど申し上げましたが、長期的な人事計画に基づきまして、その時期に参りますれば、これはやはり先生のおっしゃるとおりになつていききたい、さように考えております。

○山花委員 行管に對する回答では、そういう時期が来たら、五年たつたら、十年たつたら、十五年たつたらやりますというところではありせん、そういう回答では行管でも受け付けられないはずであります。この時点で、四十七年二月十七日の時点で策定をさせる、そして段階的にやつてまいりま

すと、七年前に約束をしている、今日それを守っていない、こういう実態があるのではないかと私は思います。したがって、いまのお答えでは私は不満でありますけれども、時間の関係がありますからその次の問題に移りたいと思います。

こうした中間管理職問題については、とにかく職員に士気にもかかわり、業務にも絡むという問題もあるわけですが、もう一つは官庁から天下りが入ってきた中間管理職のいわば労働条件といひましようか、これがプロパーの職員とずいぶん差があるではないかという問題があります。従来役員の方についての退職金問題などについてそうしたことが議論されてまいりましたけれども、プロパーの方よりもずいぶんいい条件になっているのではなからうかということが、私どもの調べたものによりまして——ちょっとほかのところのケースになりますけれども、具体的な例を挙げますと、たとえばこれは国土庁の関係になりますか、さきょういらいしていただけないのですが、地域振興整備公団、ここなどの場合の例について見てみますと、中間管理職の問題についてはほぼ共通でありますけれども、たとえば部長さん、上からずと見ていきますと、昭和四十九年に入団された方、入団直前の給与は二十七万八千八百円、入団いたしましたら給与が四十万八千五百円になっている。もう一人の部長さん、入団する前が二十四万九千九百円、入団いたしますと三十五万六千円になる。課長さん、一人の方は入団する前が二十四万四千四百円、この方は余りふえてないようですが、二十万七千三百円になる。もう一人の課長さんは、入団する前が十七万五千五百円、入団しますと二十八万四千円。部長代理の方、入団する直前は十三万八千三百円、入団しますと二十一万九千円になる。課長代理クラスの方ですと、入団する前が十二万五千六百円、ちょっとこれは古いケースですが、入りますと十七万四千六百円となる。

ようけれども、ぐんと飛び上がるわけでありまして。こういう実態があるのではないかと思うわけですから、この点、大蔵省はそういう実態については何か把握されているところはありますでしょうか。

○川崎説明員 先生ただいま御指摘の、各省庁からの出向者をどのように給与の格づけをするかという問題につきましては、各特殊法人のところでは決めておりまして、大蔵省としては関与しておりません。ただ、恐らく先生御指摘のような形になっておりますのは、公務員と特殊法人の職員の給与の水準というものに起因するのではなからうかと思ひます。と申しますのは、恐らく各特殊法人で格づけいたしますときには、大学卒業後何年あるいは高校卒業後何年といった形で格づけをしておるかと思ひます。そういうことで、特に出向者だけを優遇しておるわけではなくて、同じように扱っておりますけれども、現在特殊法人と国家公務員との間に給与の水準差がございまして、その水準差の分だけが出向した結果として高くなって出てくるということではなからうかと思ひますが、いずれにいたしましても格づけ等は各公庫、公団等で行っておりますので、大蔵省としては関与しておりません。

○山花委員 いま水準の差というお話がありました。実は特殊法人の役員の方の給与、退職金についてもまさに当初は水準の差ということで説明されてきたものであります。しかし、それにしてもひどいじゃないかと。ということで議論となりまして、昨年の閣議決定、そして退職金についても七十から三十六まで下がったところまで来たわけですね。中間管理職問題についても単に水準の差ということだけでは整理しきれないものが出てくるのではなからうかと思ひます。なお、この点については私の方でもさらに調査を進めて、何かせていただきたいと思います。

いゆる世襲制の問題についてです。この問題について、大変多くの省庁の問題が指摘されているわけですから、実は私の方で建設省関係と各省の関係についてずと調べてみますと、一例を挙げますと、建設省ならば、日本住宅公団、経理部長は大蔵省、総務、宅地企画、関連施設については建設省の世襲である。首都高速道路公団については人事、総務の部長、課長についてはすべて建設省の関係である。建設省関係ですとそういうことですけれども、そのほかほとんどすべての特殊法人について監督官庁から中間管理職が世襲的に送られてくる、こういう実態が実は調査の結果、出てくるわけでありまして。

特にそうした関連で、一つの例として日本貿易振興会、ジエトロの関係について伺っておきたいと思ひます。これまで私の方で問題に出してまいりましたプロパーの者が育たないではないかという問題提起に対しては、ジエトロの場合には答えがある、こういうことだと思ひます。比較的最近、むずかしい試験を通じて語学が何カ国語かできる若い方がプロパーとしてどんどん採用されているということのようです。そういう意味ではプロパーの人が比較の育っているところのようでありまして、ただこういうところでも、一方においてその問題を解決しかかっておりまして、出向のポストなどは農林、経理部長は大蔵、課長につきましても、企画の筆頭は通産、農水の課長も筆頭は農林、こういう形、大体官庁の世襲人事がずと続いている、こういう実態が出てくるわけですね。こうした問題について、先ほども全体の管理はしております方であらうとお話があるわけですが、まず、内閣の方でとらえておられるかどうかということについて、なければならぬということでもその次の質問に進みますが、ひとつお答えいただきたいと思ひます。

○角田説明員 先ほどお答えしましたように、私どもの方では、そういう実態を把握しております。

○山花委員 というお返事ですので、この問題についてもうちょっと突っ込んで見てみたいと思ひます。

各特殊法人について、いま申し上げましたとおり世襲的なものがあるということで、たとえばこのジエトロの問題でも、一方において解決しながら、この問題をもっと複雑な問題となつていくことを指摘したいと思ひます。建設省関係ですと、建設省から、仕事の関係から海外の駐在員というものがあつて、その海外駐在員についても主要なポストについては世襲人事で行われている、こういう実態があるのではないかと。この問題を提起したいと思ひます。

たとえば海外出張についても、いいところ悪いところと言うと問題があるかもしれないけれども、みんなが行きたがるようなヨーロッパなどについては出向の皆さんが占めている、アフリカ、東南アジア等にはプロパーが駐在している、こういうような実態もあるようですね。たとえばフランスフルトなどのようなところ、これはずと代々大蔵が世襲人事をしている。西ドイツの経済金融の中心ということですから、大蔵であるということのようです。ジュッセルドルフ、これは機械産業の中心ということですから、通産の関係である。オスロですと、造船の関係もありまして、運輸の関係である。必ずその省庁から世襲的に海外駐在員が派遣されます。そしてこういうケースですと、それこそ何年か行つて、帰ってまいりまして、またすぐ大蔵、通産、運輸の方に戻つていってしまふわけでありまして、ジエトロには財産が残らない。いわば出向で参りまして、そこに行つて、帰ると本省の方に戻つてしまふということでありまして、まさに利用されているというところ——利用されているというのには、ジエトロの性格からそこは言い方が正確でないかもしれませんが、けれども、とにかく世襲人事が続いている、こういう問題があるように思ひます。このジエトロの、フランスフルト、ジュッセルドルフ、オス

ロ、こういうところの世襲人事ということについて、たとえば大蔵の關係ではどういふふうにとらえているか、これは官庁の問題ですけれども、いかがでしょうか。

○志賀説明員 お答えいたします。

ただいま先生お話しございましたように、オスロにつきましても運輸省、それからフランスフルトにつきましても大蔵省、ジュッセルドルフにつきましても通産省、こういうことで何代か続いてきているわけでございます。

ジュトロというものを考えてみますと、これは申し上げるまでもなく、毎日時々刻々変わってまいります海外経済情勢、これに適應な政策意識を持ちながら対応していかなくてはならない。それから、特に最近になりますと、そうでございますけれども、日本の政策そのものの説明を求められる、あるいはこちらからPRしていかなくてはならない、こういうような問題も非常に多いわけでございます。さらにこのオスロ、フランスフルト、ジュッセルドルフというような場所になりますと、先生も御指摘になりましたように、海運問題であるとか金融あるいは機械、そういった相当専門的な知識あるいは専門的な分野における政策意識、そういったものを非常に強く要請されることになります。そういうことから申しまして、場合によりましてそれぞれの専門の行政機関から出向を求めていくということも必要になってくるのではないかと存じております。

○山花委員 時間が残り少ないので、問題点、人事院なりで調べていただいた結果なりも踏まえて申し上げたいと思っております。いまジュトロについてはフランスフルト、ジュッセルドルフ、オスロについて伺いましたけれども、全体的な状況について見てみても、たとえばヨーロッパにあるトレードセンター、三人以上ですと、トレードセンターということになるようですが、六つあるうちの五つのセンターが官庁の出向者で占められている。ロンドン、ミラノ、ウィーン、ジュッセルドルフ、パリ。それから二人事務所も

二カ所あるようでありすけれども、所長は、チユーリヒは大蔵、ブラッセルは通産、いずれも世襲ポストである、こういう実態が出てくるわけがあります。

いまの御説明の中でも国家の政策目的ということとを絡めてお話しされましたけれども、ただそのことはそのこととして一つの尊重しなければいけない面だとは思いますが、ありますけれども、実態として全般的な傾向をにらんでみますと、たとえば人事院でお願いしたいわけですが、たとえば行政官の長期在外研究員の派遣状況について見ますと、各官庁から派遣している長期のケースですけれども、アメリカ、イギリス、フランス、西ドイツの四カ国に二十三の省庁から、最近五年間ずつと見てみますと、毎年三十一名から三十四名が派遣されています。ところが一方ジュトロの官庁出向海外駐在員は、六省庁から七十八名が海外に出ています。省庁が自分のところで出しているのが三十一名から三十四名、ジュトロを通じて出しているのが七十八名である、こういう実態です。通産の關係ですと、長期派遣している方が五十二年度では五名、直で行っている方が五名でありますけれども、ジュトロ出向という形をとっている方が五十二名いらっしゃいます。大蔵は四に対して十、農林は三に対して八、運輸は二に対して六、こういうような実態があるわけでありすけれども、まさに国家の政策をにらんで、こうした観点から傾向が進んでまいりますと、このジュトロの性格自体が変わってくるのじゃないかと存じます。

日本貿易振興会法、法律の中に目的と業務の内容が指摘されています。二十一条を見ると、業務の範圍についても書かれています。一号から八号までありますけれども、こうした中身について、ずいぶん違つてきてしまっているのではなからうかというところを問題点として指摘したいと思っております。

時間があと一、二分しかありませんので、最後は大変はじりましたけれども、以上、私は、中心

として中間管理職の問題にできるだけ焦点を当てながら、天下り白書を前提として幾つかお伺いをいたしました。中間管理職の問題については内閣の方でもとらえ切れておられない、こういうお答えがありました。しかし行管の方では従来からのこの問題について、自主的な人事管理の必要性ということとを各特殊法人名指しで指示をしてきた、こういう経過もあるわけでありす、こうした中間管理職問題は、このまま放置されますと、さらに問題が拡大されてくるのではなからうかと思ひます。大臣にこの点についてひとつ御所見をお伺いしたいと思ひます。

○荒松國務大臣 先ほど来、大変まだ私どもも勉強の足りない点等も指摘いただきました、ありがとうございます。大いに勉強いたします。

なお、特殊法人のいろいろな問題を取り上げられましたが、特殊法人は急速に要らないものは整理していかなくちゃならないという信念であります。

なお、特殊法人の役員の給与という問題は大蔵省の管轄であり、それから人事は官房長官及び各省の大臣でございますが、特に御指摘をせられました横滑りと言ふんですか、あるいは渡り鳥と言ふんですか、幾つかの法人を渡り歩いて退職金が大変な高額に達する、国民感情としてもこれは許せない問題であると思ひます。それらを踏まえまして特殊法人の人事を、役員の人事は八年を六年間に短縮したというような問題もございすし、それから退職金は二割カットするとういうような問題、いろいろ指摘をされましたが、やはり特殊法人の人事につきましても、これは民間から登用することも結構であります、まあ国家的に見まして、行政は使える人間を使わなくちゃならない、行政は適材適所でなくちゃいけないということも考えて、役人だからこれは登用してはならないというところもないと思ひまして、そういうふうなことも勘案いたしまして、人事の面については十分御趣旨に沿うような考えのもとにやっております。

いずれにいたしましても、特殊法人の問題等については、これはすべて改革しなくちゃならない点が多いのでございまして、これらは大いに勉強いたしまして、まあ国民の税金をむだ遣いしないような、行政のコストダウンをするというふうなことで一生懸命やっていきたいと思ひます。どうぞ御激励をいただきたいと思ひ次第でございます。

○山花委員 いまの大臣のお話の中でも、全般的な問題については、われわれとしてもいろいろまた意見を申したい面もあつたけれども、きょうお伺いした人事問題についておっしゃっていただきましたとおり、従来の行管の監察もございす。その実態が七、八年たつてまだ変わっていないという現実の特殊法人の人事管理については、ひとつ従来の行管の指摘に沿つてさらにその監察、そしてそのことに対する指導をお進めいただきますよう希望して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○村田委員長代理 これにて山花貞夫君の質疑は終了いたしました。

午後一時五十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時二十分開議

○村田委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。新井彬之君。

○新井委員 私は、今回の二つの法律案についてお伺いするわけでございますが、その前に、今回の「行政改革の推進について」という、昭和五十二年十二月二十三日に閣議決定されて出ております内容について、初めに若干お伺いしたいと思ひます。前行政管理局長官の西村長官にも若干質問したことがございますが、今回のこの行政改革という

のは、福田内閣としてはもう全力を挙げてやるんだ、こういうことでいままでも取り組んできた。その中には、住宅省であるとかあるいはまたエネルギー省というものをつくって、省庁の統廃合、こういうようないろいろなことが言われてまいったわけでございます。しかしながら、今回のこの閣議決定の内容を見ますと、非常に具体性に欠けている部分も多々あるわけでございます。確かに一歩前進をしている面もございしますが、福田総理が言われた内容あるいはまたいままでの行政管理局長官の決意からしますと非常に後退をしておる、こういうぐあいを感じるわけでござい

ます。

この行革というのは、公明党といたしましても、非常に大事な問題だ、これに対して協力することはやぶさかではない、こういうことで非常に期待もしておたわけでございますが、そういう面では非常に残念に思うわけでございします。したがって、新聞等の論調を見ましても、「行革を龍頭蛇尾に終わらせるな」とか、あるいはまた「行革の名に値せぬ行政改革二次案」「小手先細工で巻く」「小枝払って幹切らず」、こういうぐあいに、いまままで言われてきた具体的な内容から非常に後退をしたと言われているわけでございします。そこで、こういうぐあいにいろいろ言われているわけでございますが、長官といたしましては、今回のこの閣議決定の内容についてどのようにお考えになつてゐるか、これだけで終わるわけではないと思ひますが、いままでの内閣の中でも、いろいろ行政改革については推進をするというところでやつてまいったわけでございますが、長官として、これだけに終わらないで、またいろいろ検討して、次の内容を盛り込んだ閣議決定をしていくというふうな決意があるかどうか、お伺いをしておきたいと思ひます。

○荒松國務大臣 ただいまお尋ねの点につきましてお答えをいたします。

まず、昨年末に決定いたしました行政改革のあらましを簡単に申し上げてみたいと思ひます。

機構につきましては、二百海里水域の問題等が出まして、農林省を農林水産省に改組する。中央省庁の課を二年間に五十一整理をいたします。地方出先機関のうち、支所、出張所等を約千カ所整理をいたします。

国家公務員につきましては、昭和五十二年、昨年度から四年間、これから三年になります。二万八千人を削減いたします。なお、長い間懸案でありました定年制の導入を決定して、実行いたします。

なお、特殊法人について、新たに十四法人を対象に整理合理化する方針でございます。従来から、去年から合わせますと、二十一法人が整理できるわけでございします。

なお、特殊法人の役員退職金が非常に高いという非難等もありまして、二割削減をするということを決意いたしました。

なお、審議会につきましては、四十八審議会を整理統合いたします。

補助金につきましては、千四百二十二億円に上るかなり大幅な整理を実施いたします。

なお、許可、認可事務の整理合理化、これにつきましては、千二百四十事項について廃止、規制の緩和、手続等を簡素化したしますなど、広い範囲にわたつております。

そこで、御指摘のような、この方針を逐次実行してまいらばかりでなく、なお今後、こうした方針にのっとり、簡素合理化してまいらる決意でございます。

しかし、これで十分ということじゃございませぬ。先ほども御指摘がありました、具体的に昨年総理がアドバロンを上げた点もありまして、住宅省とかあるいはエネルギー省とかというふうなアドバロンが上がつたわけでございますが、しかしこれは、現在の情勢をよく考えますと、非常に不景気な時代が参りまして、景気をいかにして回復するか、円高の問題をどうして克服するか、ひいては、それに関連して輸出の問題、いろいろな会社が倒産をする問題、あるいは雇用の問題、まあ大変いろいろの複雑、むずかしい問題等がございします。そういうような問題を改善していくのに、これにやたら機構をいじつて、その促進がでない、そういうような処置に對して、これを改善することに邪魔をするようなことがあつてはならない、こういうこともよく考えなくてはならないことでございます。いたずらに行政の面で変ないじり方をすることも、どうもこういう問題にブレーキをかけるというふうなこともありますので、これらを踏まえて、ひとつ改善すべきものは、いままでも改訂してまいりたい。

なお一つ、これは私、やつてみるとなかなか口では行政改革は簡単なようでございします。まあ総論はみんな賛成なんです。しかし、各論になりまして、いろいろな役所を縮小するとか整理をするとかということになりまして、それが御関係の方々、特に国会議員の御関係の方々が、おれの方、これをやっちゃ困る、おれの方を何で切るんだ、おれの方を整理しちゃ困るぞというので、非常に反対等もあります。そういうようなことも、余り行政の摩擦を起さないようなことも考へなくてはならないというふうなこともありまして、まあしかし、税金のむだ遣いをするようなことがあつてはならない、また、行政のコストダウンもしなければならぬというふうなことで、それらを踏まえつつ、あらん限りの努力をしていくというふうなことでございします。

どうも激励ありがとうございます。

○新井委員 本日に率直なお話を承りまして、非常にありがたき思ひでございます。いままでの内閣が再三にわたつてやろうとして余り実効が上がらなかつた、確かに、総論賛成、また事実各論になつてまいりますとそれがなかなか煮詰まらないう、そういうことで延ばされてくる。いまま長官からお話がありました、いまま非常に円高ドル安という問題で、何とか景気を直さなければいけない、こういうことで現在政府としても全力を挙げておるところでございますが、行政改革という

のは、確かにそのときそのときにおいて国が全力を挙げてやつていかなければならない問題は多々ございしますが、やはり年間を通じて是正すべきところは是正するということで、始終そういう問題についても考へておかなければいけない問題ではなかつたか、あるとき総理がかつて新しい内閣ができた、そうするとか何かやることはないかというので、目玉商品的に、ひとつ私はこんなでつかい行政改革をやつてみようというふうなことでできるような問題ではないと思ひわけでございします。

そういうことで、今度はその内容の具体的な問題で伺ひたいと思ひわけでございします。福田総理は昨年の五十二年七月の臨時国会における所信表明演説でも、行政改革は積極的に推進する、こういう中で、その目玉とも言うべきものは中央省庁の再編である、こういうぐあいに言つたわけですね。それは確かに反対もあるかと思ひます。そういうことを言つた場合に反対もある、あるいはまた、いままそういうことをやる、この不況対策にマイナス面が出る、こういうことは別にいたしまして、総理が中央省庁の再編をするのだと言ふことから考えますと、決して私は福田総理が間違つて言つたのではないかと、いままの従来ある省庁をやはり合理化して、もつとこういう形にした方が当然いいのではないかと、ところが総理の腹の中にあつたのじゃないか、そこから総理が、この行政機構というものをもう一歩、国民の皆さんのために役立たせよう、こういうことから、いろいろな案があつて、こういうことを発言しているのはなかつたか、こういうぐあいに私は感じておたわけでございます。

ところが、実際問題として今回の閣議決定を見ますと、「省庁、部局等中央行政機構の再編成について、引き続き検討を進めるものとする。」ということがあるわけですね。

そこで、ちよつと長官にお伺ひしておきたいのですけれども、この問題というのは、いま言ったような不況だとか、あるいはそういう問題につ

ていま一生懸命やっているからさわるな方がい
いだろうという考え方は確かにあるかと思いま
す。しかし、基本的にはやはりこれを再編をして
やらなければいけない面があるのだ、だからこれ
については、今後とも検討と言われれば、そう
いう言い方したような状況がなくなった時点では
それを絶対に実行に移すのだというようにこと
ここに書かれていのかどうか、それをちょっと
お伺いしておきたいと思えます。

○荒船国務大臣 おっしゃるとおりでございま
し、全く私もそういう考えでございします。しか
し、去年の九月アドルンが上ったのは、ま
だまだ余り先のところまでは考えないうちにア
ドルンが上がつてしまったという節もあるのじ
やないかと思つております。

なお、五月に入りますと総理が渡米をいたしま
す。カーター大統領とじっくり話をしてくるの
だと思つて、そういうような問題等、両首脳
部が会談をして、そしていろいろな考え方の話
し合ひがあるのだと思つて、それらのことを
考へて、いまの新井さんのお話のように、それ
を踏まえて、ひとつ省庁の統合とか廃止をする
面だとか、いろいろそういう問題が起つてくる
のじゃないかと私は思つております。

公明党さんは非常にわれわれの方の自民党の政
策に御理解があつて、日米安全保障条約等につ
いても大分御理解をいたしておるようございま
して、一体このままで国防をどうするかというよ
うな問題も、アメリカあたりからかなり強いこ
とを言われるのではないかと思つて、そういう
ようなことを踏まえて、私としては、園田君じ
やないけれども、エンジンがかかつてゐるの
もうやりたくてしょうがないのだが、しかしな
なか中央省庁の統合とか廃止とかという問題は、
行政の骨格に触れる問題でございします。したが
つて、いろいろなことに支障のないようなこと
考へなければならぬ、しかし税金のむだ遣い
してはならない、切るものは思い切つて切らな
ければならない、思い切つて改革をしなければ

い、そういうようなことをひとつしつかりや
つてみたいと思つて、どうぞひとつ御理解ある御
援をお願いいたします。

○新井委員 いまの長官の御認識は非常に正しい
と思つて、そういうことで、確かにチーフガバ
メント、安上がり政府というものをどのよう
につくっていくかということ、総理も一生懸命
考へてのことだと思つて、その点については、
福田総理は何にもやらない、本当にまだかつて
ない支持率の低下があるようございしますが、私
は、やはりこういう面については総理だつて一生
懸命考へてやろうとされておるわけござい
ますから、長官といつても本当に決意を持つて
やつていただきたい。

本来ならば、私のきょう聞きたかつたことは、
こういう閣議決定がされておるけれども、いろ
ろの人たちに聞くのに、いやこれはもう中央省
庁なんて絶対やしませんよ、だけれどもあんな
アドルンが上がつてしまつて、そして何とかお
茶を濁さなければいけないのだ、したがつて、た
とえて言う、無任所大臣をつつたとかあるは
また国土庁とか建設省の大臣を一人にしたとか、
そういうようなことをいろいろ作作的に考へまし
て、そういうやつたんで、これから検討するとい
う意味は、いわゆる検討であつて、その前提とな
るべきもの、それを断行するための検討という
ものではないのではないかと、有識者の間からいろ
ろお聞きもしましたし、あるいはまた新聞論調な
んかも、これを途中で終わらせるなというよう
ないろいろなことございしたので、本当はき
うは、この検討がどういふ内容で進み、そして
つづるまでに何を立てて、そしてどういふ形
でいくのかということがお聞きしたわけござ
いしますが、そこまでは行つておられない、要
するにいまは不況対策だとかいろいろなこと
で、総理等も忙しいということござい
ます、どうかそういう意味でこれを、そういう内
容的な細かい面については聞かせんでいただ
け、その意をお含みおきいただきたいと思いま

す。

それから次に、今回国家公務員に定年制を導入
する、これはいままでも再三言われまして、な
なかこういふことに踏み切れなかつたわけござ
いしますが、今回こういふことが入れられたとい
うことは、ある意味では大きな前進ではないか、こ
ういふぐあいには私は思つてございします。この
ための具体的準備あるいは関連する現行諸制度の
見直しを行う、こういうことになっております
が、定年制の導入については行政改革の大きな柱
の一つとなつてゐると私も思つてござい
ます、これを今後どのように推進されるのか、お伺
いしておきたいと思つております。

○荒船国務大臣 中央の問題ばかりでなく、地方
において、各市町村の町村長という方々も、
定年制がなければ非常に老齢化して、そして
給料に縛られてしまつて、どうも各町村の運営が
できない、かつて三回にわたつて法案を出して
おりますが、これが流れております。そういう
ことから考へまして、非常に地方の要望も強
い。だから今回はひとつ中央からサンプルを出
す、こういうことを考へまして、定年制を導入
するということに決定したわけございします。しか
し、その方法や何かは人事院の所管になります
から、人事院の方からまたお答えがあると思つて
おりますが、私としては、これは目玉商品
の一つとして断然実行する決意でござい
ます。

○菅野政府委員 お答え申し上げます。
いま大臣からお話がございましたように、昨年
の十二月二十三日に閣議決定で「定年制を導入
するものとする」という方向、方針というものが
示されたわけございします。そこでそういう方向
が明らかになつたわけございしますけれども、定
年制と申しますのは、先生十分御存じのとおり、公
務員の身分保障と申しますか、分限と申します
か、そういうものにかかわる問題でござい
ます、本年二月三日、総務長官から人事院総裁に、
人事院制度のたてまえを尊重いたしまして、御見
解を求める書簡を出した次第でございまして、人

事院の方に検討をお願いしているという段階にな
りました。

○新井委員 人事院、参つておりますか。――い
ま総理府の人事局の方から検討をしていただい
ておるといふことございしますが、その検討内容
とかその進捗状況はいかがなつておりますか。
○今村久（政府委員） お答え申し上げます。
ただいま総理府あるいは長官の方からお話
がございましたように、定年制の問題は、分限ある
いは身分保障にかかわる問題であるといふこと
で、人事院の方で検討していただきたいといふ書
簡による依頼がございましたので、私も目下検討
中でございます。この問題は去年あたりから大
きな問題になつておるわけございしますけれど
も、私も少しは、定年制の問題といふのは、公
務員制度にかかわるきつめて重要な問題で
ございしますので、きつめて多角的な検討をしな
ければいけないだらうといふことで検討してお
るわけございします、何分にも公務員の場合は職
種が非常に多様でございまして、これは民間に
ないいろいろな職種がございまして、たとえば公
安関係の職種、警察官あるいは刑務官とか、ある
いは海上保安官とか、そうした民間には全くない
職種もございしますし、税務職員等も民間には
ございせんし、それから行政事務職と申して
おられますけれども、この中にもきつめて多
様な職種がございまして、たとえば海難審判官
というふうな仕事をしておる方もござい
ます。また、官内庁等では雅楽の奏者であるとい
うふうな、音楽を演奏する方々も入つてお
りまして、こういう多様な職種の方々に対し
まして、画一的な一つの退職年齢というものが
一体設定できるかどうか、これはなかなかむ
ずかしい問題であるといふ感じがするわけ
ございまして、こういう点はひとつ御理解
いただけるのじゃないかという感じがいた
します。

それから、現在の公務員の人員構成がまたき
つめて特殊でございまして、戦後に非常に大
量採用

したものでございますから、大体四十八、九歳のところにピークがございまして、言葉は悪いのですが、中ぶくれ層というように、非常にふくらんだ、人数の多い層がございます。これらの方々の人事管理というのが各省庁の人事管理者の一番頭の痛いところとございまして、これが定年制の問題に関連してくるという関係がございまして、こういったむずかしい問題。さらには、これも先生御承知のように、最近わが国人口の急激な高齢化現象というのがございまして、高齢化社会における高齢者の雇用あるいは福祉の政策というものがこれからの非常に大きな問題、大げさに言えば国民的な課題になるという状況もあるわけでございますから、こういった関連の問題をすべて踏まえまして、きめの細かい検討をしなければいぬだろうということで、目下鋭意検討中でございます。

○新井委員 ちょっと参考までにお伺いしておきたいのですが、非常に高齢化が進んでおることとございまして、五十五歳以上の国家公務員というのは全体で大体何%ぐらい、何人ぐらいおられるわけですか。いまわからなければ結構です。

○今村(久)政府委員 お答えいたします。

私ども、給与法適用職員といまして、国家公務員の中で一般職の給与法を適用する職員の方を所管しておりますが、その関係で申し上げますと、五十五歳以上の職員は、全体の中で九・七%ぐらい、これは昨年の数字でございますが、そういうような数字でございまして、六十歳以上で見ますと三・二%という数字になっております。実は、これはまた職種によつて非常に違いまして、行政職俸給表(二)の適用といたしまして、技能労働職員が非常に高齢者が多いわけでございますが、これを除きまして普通の行政事務職員でいいますと、五十五歳以上の職員は約七%、六十歳以上は一・六%というようにございまして、特に六十歳以上の職員につきましては最近余りふえていないという状況が一つございまして。

○新井委員 いまの定年制の問題につきまして、お話がありましたように、これはもう本当に多岐にわたった大変な問題であらうと思ひます。これは特殊法人の場合というのはよく退職金等が問題にされるわけでございますが、一般の国家公務員等退職手当法によりまして、三条、四条において、普通退職ですね、これはいつのときでも御自由におやめになるという方、それから長期勤続退職、これは二十五年以上勤められた方に適用されるということ、あと奨励退職ということになっておるようございまして、この中で退職をされている現状というのは大体どのようなパーセントになつてゐるか、わかりますか。普通退職あるいは長期勤続退職、それから奨励退職の割合です。

○菅野政府委員 これは昭和五十二年度が出ておりませんので、五十一年度でございすけれども、三条退職が四八%ぐらいだったと思ひます。それから四条が三%ぐらいで五条が四九%ぐらいであつたというふうに記憶をいたしております。

○新井委員 もう一つお伺いしておきたいのですが、この退職は確かに各省によつて非常に違いがある。そこで、これは各省ばらばらだということをお伺いしているわけでございますが、一番若くて肩たたきといひますか、奨励退職が行われるところは幾つぐらいで、一番遅くそういうことが行われるところの省というのはどこでございすか。

○菅野政府委員 お答えを申し上げます。これは各省ばらばらでございすし、私たちが完全に調べ上げてはおりませんので、余り正確な数字はございせんけれども、余り正確な数字はございせんけれども、行政職の(一)の俸給表と行政職の(二)、先ほどお話がございました技能労働職の方では、各省でも大体区分けをしたような奨励退職の基準を持っていますようございまして、私たちがいままでの調査で知っている限り申しますと、ほとんどの省が五十五から五十七、八というところが多いございまして、行(一)でございすけれども、それよりも低い年齢のところはきわめて少のうございす。

います。それから年齢的には、先ほど申しました行(一)関係のものにつきましては、六十歳あるいは六十歳を超えるような奨励退職をしているところがあるように聞いております。

○新井委員 私もこういう問題についてはいろいろと教えていただいておりますが、本当に何歳まで働くのが妥当なのかということですね。これは自民党の行政調査会の山中会長が言っているのは、何か五年間据え置いて、その間で六十歳定年ですか、そういうことを設ける。これはいまの高齢化社会、何歳まで寿命があるかという問題ですね。それとも一つは、やはり生活保障的な問題としてはどのようにとらえるかということ、あるいは非常に力がありながら生活にも問題はないうということがある、人間というのは仕事を持っているという点に対して非常に生きがいを感じるわけですね。そういうようなこととかいろいろのことを考えていきたいと思います、やはりよほど検討してやらないければならぬのではないかと考えているわけでございます。

ただ一つ、国の方は、国がやるから自治体もそれに習つてほしいということをよく言われるわけでございますが、よくいまでも引かれていられる例としては、地方自治体でやっておる北九州市の例というものがございすけれども、こういうやり方については一体どのように見ておりますか。

○今村(久)政府委員 お答えいたします。

北九州市の関係は実は地方公務員でございまして、自治省の所管で、私がお答えするのはちょっと越権かと思ひますが、一応私どもの聞いていられる範囲のことでお答え申し上げます。その前に、ただいま先生の方から、年齢の問題、これは非常にむずかしいという話がございまして、実は私も非常にそれを気にしております。そして、一体高齢による労働能力の喪失ということが医学的あるいは科学的にはつきり認定できるのかどうかというように非常に疑問を持ちま

して、いろいろな方の意見を聞いておるのでございすけれども、実はこの高齢による労働能力の問題は非常に個人差が大きいということでございまして、早くからかなり老衰する方もおりますし、また非常に高齢になつても少しも精神能力が落ちないことがあるということで、まさに個人差が非常に大きいことが、いま非常に通説的な話のようございす。したがって、年齢の切り方という問題は非常にむずかしいのでございすけれども、しかし、これもいろいろの要因を総合的に判断して考えていくことにやはり結論としてはなるのだらうと思ひますけれども、いま肉体的な、あるいは精神能力だけの面から言う年齢の切り方というのは非常にむずかしいということだけ一つ申し上げておきたいと思ひます。

それから北九州市の関係のお話がございましたけれども、これは定年制そのものではございせん、いわゆる奨励退職制度で実質的な定年制と言われているようなことをやっておるやに私も伺つております。そしてこれもいろいろの経緯があるようございすけれども、私も奨励退職制度というものは、これは国の方は北九州市ほどシビアな形でなくて各省の運用でやられておるわけでございますが、これも考え方でございまして、それによりまして公務員率の維持ができる、あるいは職員の方にそれほど不満なく円滑な人事管理ができるということならこれも一つの退職管理の方法としてきわめて有効な方法であらうと思ひます。したがって、その人事構成あるいは職務上の構成等の実情に応じまして弾力的に運用されるべき性質のものという考え方を持っております。私は北九州市の例をいかに悪い例かというように価値判断はちよつと差し控えていただきたいと思いますけれども、要は実態に応じまして実情に即した弾力的な運用方法ということがこのメリットであらうと考えております。

○新井委員 次に、特殊法人の整理合理化につきまして、ちょっと質問をしておきたいのでございすけれども、いまも長官の方から御答弁がございまして、

特殊法人を新たに十四法人整理する、それから二十一法人、こういうことで整理するということがございますが、昭和五十二年度の予算では特殊法人に対して一般会計から一兆一千億圓、それから財政投融資からは十兆三千三百億圓、こういう資金が投じられて、これは国がきききできない問題とかそういうことをいろいろおやりになつておるわけでございますが、現在百十二ですか特殊法人がある中で、いろいろ言われておるわけですね。内部を直さなければいけない問題もございましょう、あるいはもつと仕事を与えてあげなければいけないような問題もあるかと思ひます。そういう中で今回これだけのものが出てきた経過といひますか、本来ならばこの百十二といふものをもう一度よく検討し直しまして、そしてこれは当然必要なものだ、これは余り必要でない、これはもう本当に廃止した方がいゝのだといふようなことにならうかと思ひますが、そういう問題についてどのようにならうかと思ひますが、今後これが本当に廃止されるのかどうか。といふことは、いままでの閣議決定なんかも出てくるものですが、なかなか現実には廃止までいかないものもあるわけでございますね。そういうわけで、経過と今後どのようにこれを整理合理化していくのか、その見通しをお伺ひしておきたいと思ひます。

○辻政府委員 特殊法人の整理合理化の経過でございますけれども、政府といたしましても、従来から努力してまいつたところでございます。御承知のように、五十年の十二月に閣議了解いたしました十八法人を対象として検討を進めてまいつたわけでございます。そのうちで、すでに電力用炭炭販売株式会社と八郎潟新農村建設事業団、これはすでに廃止をいたしまして措置済みでございます。それから、廃止ではございませぬけれども合理化ということで石炭鉱業合理化事業団、日本航空機製造株式会社、日本鉄道建設公団につきましては、合理化措置が済んでおるわけでございます。そこで残りました十三法人につきまして検討いたしました結果、昨年の十二月二十三日の閣議決定にございまして、まず廃止をいたしますものとして三法人、オリンピック記念青少年総合センター、これは国会に法律案を御提案申し上げておるわけでございます。それから時期はやや遅れますけれども、京浜と阪神の外貨埠頭公団を廃止する。以上廃止が三法人でございます。それから合理化といたしまして本州四国連絡橋公団等七法人、それからあり方を検討いたしますものとして漁業共済基金、合わせまして八法人。それから五十年十二月の閣議了解にございまして法人につきましても、今回新たに合理化計画を立てるということ、日本住宅公団等三法人につきましても措置をするということになつておるわけでございます。

○新井委員 時間が余りありませんから、これはまた次の機会に具体的にお話をするようにしたいと思ひます。なぜ今回そういう法人だけが対象になつたのかといふことにちよつと疑問を持つたわけでございますが、業界にわにかつた関係のあるものは手つかずで、それから天下りにも関係のないやうなところ、やりやすいやうなところが出てきてやつたといふやうなことも聞いておるわけでございますが、こういう内容についての質疑の中で、役員の問題あるいは退職金の問題、そういうやうな問題もひつくるめて今後また質問をしていきたいと思ひます。

次に、お伺ひしておきたいのは、庁用乗用自動車の問題でございます。これも金額的にはそんなに

にたくさん使つておるとは思ひませぬけれども、本来、もつともつと始末ができるはずの乗用車がそれこそほつたらかきにされておる。これは、民間企業におきましては経費を削減してやつておるやうなときでございませぬから、当然国としても率先してやつていかなければならぬのではないかと、こういうことが各方面から言われておるわけでございませぬ。そこで、この問題について具体的に若干お伺ひしたいと思ひます。

初めに、各省庁で五十二年度末においてそれぞれ庁用乗用自動車を何台持つておるか、地方も含めてお伺ひしたいと思ひます。これは行政管理局でも結構です、大蔵省でも結構でございます。

○辻政府委員 庁用乗用自動車の問題につきましては、御承知のように、昨年の七月二十七日に「検査規定業務等の合理化方策についての答申」が行政監督委員会から出されまして、その中で共通業務業務に就いておるわけでございます。それを受けて先般の五十二年十二月二十三日の閣議決定におきまして、庁用乗用自動車の運搬業務につきましまして、管理の集中化によつて利用を効率化していくという計画を立てて推進していく。具体的に申しますと、五十三年度以降五カ年間で欠員不補充措置を含む合理化計画を各省が五十三年度末日までに策定をいたしまして、それを私も調整する、こういう運びになつておるわけでございます。

そこで、ただいま御指摘の庁用自動車の台数でございますが、行政監督委員会の御審議の参考資料として私も調査した限りでは、中央省庁分だけでございませぬけれども、五十二年一月一日現在で千三百三十三台とございませぬ。

○新井委員 大蔵省にお伺ひしたいのでございませぬが、自動車を使用される場合に、これが非常に効率的に使われているとか、あるいは効率的に使われていないとか、こういうことを査定しているのか、していないのかわかりませんが、そういう庁用乗用車に対しては、何らかの経費を払つてお

りますね。これは庁舎費にするのか事務費にするのか知りませんが、とにかく払つておられます。そうしますと、それは一日大体何キロ走つて、ガソリン代といふのはどの程度見ておるか、それから人件費をひつくるめて一台当たりの平均の維持管理費といふものは、新車を買つかうかということは別にしまして、どの程度かを見ておるのですか。

○加藤(剛)説明員 お答えいたします。

予算の査定上、乗用自動車等の査定をどうやつておるかという御質問でございますが、厳しい財政事情の中でございまして、五十三年度予算におきまして庁用乗用自動車の経費の計上に当たりましては、次のような考え方で対処しております。

まず一つは、業務用を除く一般的な庁用乗用車につきましては、新設の施設等の増を除いて新規の増査定はしておりません。

それから庁用乗用自動車の新しい車種への交換でございますが、これも、耐用年数を超え、安全運行上支障があるといふものに限定して認めることとしております。一般的に耐用年数は六年だと言われておりますが、中央省庁で見ますと約八年間、地方で見ますと九年間使用する、こういうことで全体をセツトしてございませぬ。

それから庁用乗用自動車の維持管理費でございますが、これは予算上はいわゆる庁費という目がございます。これからは支出することになつております。これらの庁費の増加につきましては、御承知のように財政が非常に厳しい事情でございますから、こういった生活費的なものは努めて増加の抑制を図らうといふことでございまして、生活費的な経常事務費につきましては、全体で前年度以下におさめております。さらに経常事務費以外の庁費そのものにつきましてもおおむね物価アップ程度、約六%でございませぬけれども、そのくらいに増にとどめまして厳正な査定をやつております。

○新井委員 そうしますと、大蔵省としては、乗

用車一台一台の使い方については、各省に大臣もおられることであるし、当然信頼をされて、庁費の予算内において自由に使用していただきたい、こういうことでやられておるといふことですね。

もう一つお伺いしておきたいのはこれは、いまわからなければ結構でございますが、庁用乗用車の中でナンバープレートが三で始まる車というのをごいいますけれども、これは二千以上の上の車だと思ひます。そういう車を許可するときは何か基準を設けるのか、そういうことについてはいままでどのようになっておったか、わかつたら教えていただきたいと思ひます。

○加藤(剛)説明員 前の御指摘でございますが、大蔵省でも、国庫大臣の立場として、御指摘のとおり、共用乗用自動車に於て専用にするとか、どうやって運用するかとか、そういった個別の問題につきましては各省庁にお願いしまして、それぞれ各省庁で有効適切な措置が行われていると思ひます。

後半の御指摘につきましては、いまちょっと承知していませんので、後で勉強させていただきます。

○新井委員 では、後半の部分の、ナンバープレートが三で始まる車が何台かあって、買いかえとかいろいろなることをやるだろうと思ひますが、そういうときの査定の基準ですね、あそこは結構だとか、これは二千以下にしないとか、そういうものがあるれば、また後で資料としていただきたい。委員長にお願いいたしておきます。

そうすると、いま本省関係の車だけが報告になったわけでございますが、本省だけじゃなくて全体の数字というのをまとめておられますか。大蔵省でも行管でも、わかつたら教えていただきたいと思ひます。

○村上政府委員 私ども大蔵省の分だけ御報告したいと思ひます。

五十二年度初めて、地方出先機関を含めて大蔵省全体で自動車の保有台数は二千二百四十台、このうち過半が業務用の車でございまして、これが千

四百六十六台、あと一般に言われております庁用乗用車が七百三十八台でございます。

○新井委員 大蔵省はよく調べていただいて、あらがとうございしました。

本来、行管は、そういうことで調査する場合に、少なくとも庁用乗用車が全般的にわたって一体どういふぐあいになっておるかというぐあいのことは当然わかつておると思ひますけれども、それについて行管、わかりませんか。

○辻政府委員 私どもの直接所管いたしておりますのは、定員とかそういう問題でございますので、庁用乗用自動車運転手の数は当然調べてございます。五十二年七月一日現在で五千八百四人でございます。

ただ自動車の台数になりますと業務用と乗用との区別が必ずしもはっきりしませんので、先ほど御報告申し上げましたように、正確に把握いたしておりますのは中央の省庁内部部局と申しますか、その分の千三百三十三台でございます。

○新井委員 本来なら乗用車の分ぐらひは、運転手が何名で自動車は何台だというぐらひのことはやはり把握するのが行管として当然のことだと思ひます。行管の設置法から見ても、ああいうことがいろいろ言われているさなかでございますから、当然そのぐらひのことは調べて当然じゃないかということ、後でどういふ状態になつていのか一過資料を提出していただきたい。というのは、私の方も調査して持っているわけなんです。これが正しいのかどうかはつきりしなけれども間違つた資料で質問なんかできるわけないんですから、私の方にあるものがそつちにもどこにもないなんてばかな話はないんです、本当は。

次に、お伺いしますが、各省庁の自動車の保有台数の推移について、そつち資料がないと言ふからこつち側から言ひますけれども、私が調査したところでは、過去五年間で大蔵省の車の台数が六百一台といふことで一番伸びているわけですね。

経費削減に努めて各省庁を指導すべき大蔵省でございますが、五年間で千六百三十三台から二千二百四

台、六百一台ふえているといふことでございすが、これについてはどういふ理由でこういふぐあいにふえてきたのか、お伺いしたいと思ひます。

○村上政府委員 四十八年度から五十二年まで、御指摘のように六百一台ふえております。しかし、このふえておりますのは、ほとんどすべて業務用の車でございまして、特に六百一台のうち五百十五台が国税庁の関係でふえております。

これがふえた大きな理由かと思ひますけれども、これは最近の税務調査におきましていろいろ課税対象もふえておる、それに対して人員もなかなかふえぬといふことで、調査を綿密にするために交通機関の不便な地域への出張とか、あるいは同一地域へ数人の者が出かける、あるいは迅速な調査を進める必要がある、こういうような関係から現在国税庁の調査に当たつていろいろな面で機動性が非常に要求されておりました。これにこたえるために有効な行政事務が運営できるようにといふことで、最近数年調査用の自動車を整備してまいっております。この関係で、この五年間に六百一台ふえたといふ主要な要因になっております。

○新井委員 きようは国税庁と一緒に大蔵省が答弁をしてくれているわけですね。

そこでお伺いするわけですが、大蔵省の本庁分の乗用車の台数は六十一台でございますね。これはちよつと確認でございますが、六十一台、その内訳は局長以上の専用車十四台、部長、次長送迎二十一台、官房共用車二十二台、予備車四台、これで間違ひございませんか。

○村上政府委員 ただいま部、次長用の送迎車二十一台と言はれましたけれども、これは局に割り当てておる共用車でございます。ふだんは各局に配備をして共用車として使っております。朝夕の通勤時だけ部長あるいは次長クラスの送迎に充てております。そのほかの点については御指摘のとおりでございます。

○新井委員 国税庁がせつかく見えてくたさつておるようでございまして、ちよつと話を戻しま

す。

いま大蔵省の方からお話があつたわけでございますが、国税庁で過去五年間で五百十五台車がふえてきておられますね、それはどういふ理由でございまして、このことを国税庁の方からも一度お話し願ひたいと思ひます。

○小田説明員 お答え申し上げます。

先ほど本省の会計課長から御説明申し上げたとおり、国税庁におきましては四十八年度から五十二年の間に五百十五台増加いたしておりますけれども、増車されたのはすべて税務調査等に使われます業務用車でございまして、

国税庁におきましてはこういふふうな業務用の、税務調査用の自動車が必要なのは、交通機関の非常に不便な場所がございまして、一日にバスが何回というふうなところもございまして、それから面積が非常に広くて、しかも最近人手不足で定員の配置が非常に減つておるといふような事が実はかなり郡部にございまして、こういふところでは、どうしても効率的な調査をやりやすいために非常に機動性が要だといふことでございまして、そのためにこういふ調査用の自動車を近時逐次整備をしてふやしてきていただいております、こういふ状況でございます。

○新井委員 参考までに、どういふ車種を購入しておるのですか。

○小田説明員 お答えいたします。

車種はちよつと正確にはいま承知しておりませんが、大体中型以下のわりと小さい、小回りのきくのが多くございまして。

念のために衆議院の事務局にお伺いしますが、国会議員に配車をされておるのは何台で、何名当

たりに一台になっておりますか。その基準は何ですか。

○進藤参事 お答えいたします。

本院で議長を初め議員の皆様に配車いたしておりますのは百二十九台でございます。一台当たりが何人に当たるかという御質問は大変むずかしい質問でございますが、この百二十九台のうち八十二台が各派に分けられておるわけでございまして、推定でも、各派に分けられますときのやり方から類推いたしてみますと五・二一人に一台というよう計算は非常にむずかしいと思っております。一応こういうふうにお答えしておきたいと思っております。

○新井委員 そこで、これは大蔵省にお伺いしたいのでございますが、これはさっき言ったようなことで各省に責任を持ってやっていたらいいとおもうことですか、何台が適当なのかということとは実態調査をしないとなかなか明確にならない問題ではないかと思っております。行管内部としては、各省庁の車の台数の基準を、局長以上各一台、各局で一台くらいが妥当ではないか、こういう意見があるわけでございますが、大蔵省として、自動車の保有の一般的基準ということを考えられたことがあるかどうか知りませんが、そういうことをもし考えておるならば、こういうことだという見解を教えていただきたいと思います。

○村上政府委員 私の立場は、大蔵省の行政事務を運営していく立場で仕事をやっておりますから、その観点からお答え申し上げますと、現在、大蔵省の仕事は円滑に遂行していくために、いま先生のおっしゃった行管で考えておられる基準というのには私も承知しておりますけれども、各部局によりまして人間の構成も違いますし、仕事も違いますし、なかなか一律な配備基準でもってやっていくというのは、実際に担当しておる者としてはむずかしいと考えております。また、どのぐらいがいいかというお話で、別に詰めて考えたことはございませんけれども、現在、実際の運営の面においてございまして、さつき

先生からも御指摘のあった程度のものでいまやっておりますわけですが、この程度が適正な基準ではないかと私は考えております。

○新井委員 五十二年七月二十七日、行政監理委員会は行管庁長官に対して「検査検定業務等の合理化方策についての答申」を出しておりますが、この答申の後半部分において庁用乗用車の問題点を指摘しておるわけですね。これに關して行政監理委員会としてどのような調査を行ったのか、その調査項目と調査方法、調査期間並びに人員、各省庁の本庁分の保有台数、こういうものについてお答えを願いたいと思っております。

○辻政府委員 ただいま御指摘のございました五十二年七月二十七日の監理委員会答申に關連をいたしまして、私もども調査をいたしたわけでございますが、五十二年の十月に運輸手帳を調査をいたしましたわけでございます。その総数は先ほど御報告申し上げましたように五千八百四人でございまして、それから五十二年の二月から三月にかけては自動車の走行実態等のサンプル調査を実施いたしましたわけでございます。なお、自動車の保有台数につきましては、先ほど来申し上げておりますように、中央省庁の分といたしまして千百十三台といたしております。

○新井委員 行政監理庁は、この調査によって各省庁本庁分の庁用乗用車の走行キロ数、出庫回数等を把握しておると思っておりますが、各省庁の数字を説明願いたいと思っております。

○辻政府委員 走行キロ数につきましては、一日一台平均で四十キロから四十七キロ弱でございます。それから出庫回数と申しますか、これが一日一台当たり平均いたしまして二・六回から五回強ということになっております。各省庁によって回数あるいは走行キロにつきましては、若干のばらつきがあるわけでございます。

○新井委員 幾つもの省を調べられたのかその省と、それから走行キロ数、それから出庫回数、これを少し丁寧に教えていただきたいと思います。走

行キロ一日一台当たり四十一・九キロ、出庫回数一日一台当たり五・三回。B省庁につきましては同様に、走行キロが四十六・八キロ、出庫回数三・九回。C省庁につきましては四十五・九キロ、出庫回数四・〇回。D省庁につきましては四十六・六キロ、出庫回数三・一回。E省庁につきましては走行キロ四十・〇キロ、出庫回数二・六ということになっております。

○新井委員 A B C Dなんて言われたってさっぱりわからないわけですね。これは私、何も恥じることも何ともないと思うのです。現実に使って、不正したわけでも何でもありません。したがって、どの省がこういうことでございまして、こういうことで答えていたらいけないわけですが、なかなかそういうことを言わないということがある。来ていただいていたと思いますが、こっち側でなく行管からお伺いしたいと思っておりますが、行管として走行距離と出庫回数はどうなっておりますか。

○加地政府委員 行政管理局の五十二年一月から十二月まで、その間の本庁自動車の一平均走行キロ数は四十五キロでございます。それから一日の出庫回数は五・四回となっております。

○新井委員 次に、大蔵、農林、運輸、建設、この順番でひとつお願いたします。

○村上政府委員 先ほど御指示がございまして、若干正確を欠くかと思っておりますけれども、一日一台当たりの平均走行距離は五十キロでございます。それから出庫回数は四・二回となっております。

○加瀬政府委員 建設省の五十二年一月ないし十二月間の一日一台当たりの出庫回数は三・四回、同じく走行距離は三十二・七キロでございます。

○西村説明員 昭和五十二年一月から十二月までの運輸省本省の庁用自動車につきましては、一日一台当たり出庫回数は三・八回、一台当たり走行距離は三十三キロでございます。

○江上参事 政府委員 農林省の方では今年の三月の数字を調べておりますが、本庁の關係で走行距離が一日四十六キロ、回数が五回でございます。

○新井委員 私、この問題を調査するときに、乗用車というのはいま非常に必要なものでございまして、当然どこかが管理をしましてきちっとこういうことはわかるのだから、こういうことで各省にいろいろ電話を入れたわけですね。そうしましたら、いや、私のところではないからどこかの課に聞いてくれ、そこでもないからどこかだということですね。だから、こういう一つの車について、きょうはこういうあいだにデータが出ましたけれども、なかなかどこかの局に張りついておりまして、そういうものが本当にうまく運用されていくかどうかというのことがこの乗用車の問題じゃないかと思っております。それは聞いてみてびっくりしたのでありますね。まだ大蔵省あたりはしっかりしております。何台ありましてこうなっております。そんなこということを言いましたけれども、ほかは、うちじゃない、うちじゃないということ、そんな出庫回数なんてどこかでとっているのかという感じのところもあつたわけですね。そういうわけで、これは国民の税金を使って國民に奉仕するために車は必要なんだということをやっておるわけでございまして、当然、そういうような運用についても、もっと効率的な、あるいはまただれに聞かれてもおかしくないような形で、月に一回くらい管理をして、そして、非常に忙しいところと暇のところがあるわけですね、これは省の中でもそうだと思いますが、そういうときには同じ省の車ですから当然利用し合うとかそういうことをやったらいいんじゃないかなと思っております。いまのところ、いまのこういう報告、あるいはまた行管の方もとっているさっきの報告から見まして、こういう実態について行政管理局あるいは大蔵省はどのように思っていますか。

○辻政府委員 先ほど御報告申し上げました出庫回数あるいは走行キロ数等にかんがみまして、五十二年七月二十七日の行政監理委員会の答申の中では、利用効率は一時的に低いという判断をされておるわけでございます。私も、それを受けまして、先ほど申し上げましたように十二月二十

三日の閣議決定で、なお管理の集中化によって利用を効率化する余地があるというふうに判断をいたしているわけでございます。

具体的に申しますと、五十三年以降五カ年間に欠員不補充措置で乗用自動車運転手の数の一割程度を目途にいたしまして合理化計画を進めていきたいと考えておりまして、ただいま各省庁と調整中の段階でございます。

○村土政府委員 何回も申し上げますけれども、私、運用者の立場で申し上げます。

先ほど申し上げましたように、現在の保有状況、出庫回数等、一日四回というのは非常に低いというふうに聞こえますけれども、これは時期によって非常に繁閑がございます、ならしてみると四回というところでございまして、私も運用者としては、実際に運用に当たっております、現在程度の乗用自動車の数は必要と、こう考えております。しかし、先般行政改革の一環として先ほど行管庁の方からお話ございましたように、これらの問題についての合理化計画、これは閣議決定されましたものから、大蔵省といたしましても、この方針に従って今後の計画を立て、その実施に当たってまいりたい、こう考えております。

○新井委員 そこで、いまもお話の中に出ましたが、忙しいときもあるし、暇なときもある、こういうようなことであるかと思ひますが、やはり車というものを非常に効率的に運用するということ、これは非常に大事なことでございと思います。だから、行管庁の方が、一時的にとにかく一〇%ほど削減ということ自体、一体何の根拠でそんなことを言うのかということについて、これはもっと調査をしないといけないことじゃないか、こう思うわけでございます。私の感じでは、少なくとも運用面をもう少しやればもう少しうまくいくのではないかと、こういうふうに思ひますけれども、そういうことについてはどのように考えますか。

○辻政府委員 先ほど申し上げましたのが若干御

説明不足だったかと存じますけれども、一〇%頭から削るということでは必ずしもございませんで、たとえば地方などで庁用乗用自動車の運転手が一名しか配置されてないというような官署、一人官署と申しましょか、そういうところの運転手の総数はこれを控除して、合理化の対象にしないというふうなき細かい措置は当然講ずるわけでございます。

それから、ただいま管理の集中化についての御指摘があったわけでございますが、現在私どもで考えておりますのは、各省庁単位で管理を集中化するというところでございまして、なお、具体的な計画は、先ほど来再三申し上げておりますように、各省庁は計画を立ててまいりまして、四月末までに出してくる予定でございますが、私どもの方がそれを調整する、こういう仕組みでございますので、その段階で各省庁の運用の実態等も十分反映をいたしました、適切な計画を立ててまいりたいと考えております。

○新井委員 そうしますと、四月三十日に各省から合理化案が出てまいりますね。それを受けて、五年間で一〇%減らすわけですね。そういうことですね。——そうすると、いま言ったようないろいろなお話がありますが、その減らす段階において集中管理をする、これはもう私も大賛成です。一つの省でたくさん車があつて、使いたい方は自由に使う、そしてどうしても足りない場合にはハイヤーとかタクシーを一番効率的に活用する、こういうようなことであれば非常にいいかと思ひますが、どうも五年間で一〇%減らすとすると、大体いままでの傾向からすると、一年間で二%減らせばいいんだな、五年間たつてそれで一〇%になればいいんだな、こういうような考えになると私は思ひますが、この問題については、もっと実態をよく調査するなりあるいはまた各省と打ち合わせをされて、そして早急にできるものであれば、これはやはり早急にそういう集中方式をとるならとて、そんな二%ずつ五年間で減らして、一〇%になつてからやるなんということじゃ、こ

れは当然手おくれだと思ひます。したがしましで、そういう問題についても、当然一番価値のある集中管理方式というものをやっていた方がいいと私も思ひますけれども、いま私が言つたようなことも踏まえて、どうですか、進みぐあいといひますのは、年に二%ずつで、五年で一〇%になるという、そんなことは断じてありませんか、いかがですか。

○辻政府委員 五年で一〇%と申しますのは根拠があるわけでございます、この合理化計画は、欠員不補充でございまして、運転手さんの平均の退職率が年に約二%でございまして、その平均の退職率で推移をいたしますならば、五年間で大体一割ぐらひはやめるであらう。したがしまして、その一割の欠員を不補充で合理化していきこう、こういう考え方であるわけでございます。各省庁の実情等につきましては、また計画が出てまいりました段階で十分調整したいと考えております。

○新井委員 私も、運転手さんの退職の問題については、当然そういうことであらうかと思ひます。しかしもう一つは、いま私が指摘してありますのは、その乗用車の使いぐあいか、必要なものはほとんどふやせばいいじゃないですか。要らないものは減らせばいいじゃないですか。これは国民の皆さん聞いたら、そう思ひますよ。運転手さんがやめるから、その補充をやめて、そして車を減らすんですよ、そんなばかみたいな話は通用しないですよ。必要だけれども減らしていくんだなという話はする必要はないと思ひます。やはり必要なものは、それは当然運転手さんだつて補充しなければいけないし、だからそつち側の削減ということ自体がまた問題なことなんですから、それは別途また考えなければいけないことでしょ。それはあなた達の立場だつたら、これは閣議決定した問題だからこうでございまして、ああでございましてということになるかも知れません。しかし理屈の上からいけば、当然閣議決定されたことについては正しくて、これはやはり協力しなければいけない問題だという前提に立っているから、

それは二人の話は運転手さんの問題にもなるわけでございますが、とにかくそういうことをひっくり返してひとつ検討していただきたい、このように要望をいたしておくわけでございます。それから次に、もう時間が余りないのですけれども、法案の問題について若干触れておきたいと思ひます。

今回の行政改革計画に盛り込まれてる許認可等の整理合理化計画は、各省庁が整理合理化できるものとされているものだけを取りまとめたということが言われているわけでございますが、このようないやうな方では十分改善できないと思ひますけれども、そういう点については行管庁はいかがお考えになりますか。

○佐倉政府委員 昨年末の閣議決定で、千二百四十事項の許認可等につきまして合理化することが決まっておりますわけでございますが、今回の法案、そのうち法律に關係するものうち、九十六事項を盛り込んでございまして、これを作成するに当たりました、やはり各省庁と協議の上、できるものは今回の法案に盛り込んでございまして、ただいま先生の御指摘のように、法律事項以外のものも非常にたくさんございまして、こういうものは私も各省庁にいろいろとお願ひして簡素化していくということ、必ずしも各省庁から出てきたものだけを集めたというわけではございませんが、鋭意法律以外の分も簡素化していくという立場に立っております。

○新井委員 そういふぐあいに言われますれば、後で時間があれば具体的に一つずつ言つていくとわかるのですが、もう一つ別のことを聞いておきます。

許可、認可等の整理に關する法律案で取り上げる事項についての基本的な考え方は、どういふ考え方でやられたんですか。

○佐倉政府委員 基本的な考え方は、やはり国民の負担の軽減、これがまず第一点でございまして、許可、認可等につきましても国民からいろいろとめんどろな手続があるようなもの、こういうものを

これは今回、審議会の統廃合いろいろござい
すね。その中で確かに、一年に一回しか開かれな
い審議会におきましても非常に大事な審議会もあ
ろうかと思ひますし、余り実益がないような審議
会もあるかと思ひます。そういう中で、今回こ

れだけの審議会の廃止ということになったわけでございますが、審議会というのはいくつは役所の隠れみのだ、何かあると審議会へこちらから原案を出して、審議会の答申を得たということになるという批判もございまして、あるいはまた人選がどうであるとか、あるいはまたその運営がどうなのか、こういう問題もきちんとしていかなければならない問題だと思ひます。

そこで、私一つだけ伺ひをしたいと思います、この審議会の形骸化を防いで本當に役立つ審議会にするために、やはりある程度の記録をとっていただく方がよいのではないかということでございます。たとえて言いますと、姫路城が文化財保護委員会によって文化財保護法の指定を受けたという問題がございまして、確かに委員会から指定を受けているわけですが、ところがそれがそうじゃないのじゃないか、これは文化財には当てはまらないのじゃないかという問題のときに、そういう審議会の議事録は何もなくて、これは文化財です、法第何条で指定するということだけ来ていますから、一体どこがどうなつて来たのかというのをその地域の方々が知りたい、ときに、何の資料も残っていない。少なくともそういう国の一つの法律を当てはめまして、ここはこうだという指定をするときの、たとえて言へば審議会が多くの方々にそれだけ迷惑といひますか、理屈もわからないのにそういうことをやりましたというところもあるわけですが、それがいいか、一言一句とるような議事録でなくてもいいかも知れませんが、少なくとも読めば意味がわかる、こういう発言があつてこうなつて、そしてこういうことが決定されてきたのだなというものが当然必要ではないかと思ひますけれども、こういうことについて行管庁長官に一遍御意見を伺ひして、質問を終わりたいと思ひます。

○辻政府委員 各審議会の議事の運営につきましましては、それぞれ設置目的、任務、性格等に即しまして各審議会において定めることになつておるわけでございます。ただいま御指摘のございました議事録の問題につきましても、それぞれの審議会におきましてふさわしいような方法で議事録をつくらせているわけでございます。御指摘を待つまでもなく、適切な議事録を残すことが必要であることは当然でございます、ただいま申し上げましたように、審議会のそれぞれの特質だとか個別事情に応じて、審議会において自主的に判断をされて、どのような議事録を残すことが適当であるかということとをそれぞれ判断をされておるわけである、かように承知しております。

○新井委員 それなら、議事録は全部とつておりますか。議事録というのは、いま国会では速記録をとつておられます。だから、内容を調べるときに、こういうことが決まつたということがわかりました。どういふ経過で決まつたのかはわかりませんが、たまたま決まつた、こういう根拠があつてこういうことだからこういうことになつたのだということがわからなければ判断を間違ふときがあります。確かにいまは各審議会ですらういふことである程度わかるような、発言も含めての議事録みたいなものを残した方がよいのじゃないかということとを言つておるわけですから、いまのままというのだったら、ちよつとまだ時間大分続きますよ、具体的にやりますから。

○辻政府委員 速記をとつて審議会もかなりな数あるわけでございます。そこまではいたしておりませんが、少なくとも議事要旨と申しますか、そういうものはとつておるといふのが多いわけでございます、議事録を全然つくつていないというのはいさめてわずかでございます。速記にすべきかあるいは議事要旨にすべきかということはおきまして、任務、目的等に照らして自主的に判断されてしかるべき事項ではないかと考えております。

○新井委員 それは当然そうなんですけれども、

たとえてさっき一つの具体的な例を挙げたときに、何もなしのすよ、決まつたことははっきりしているのすよ。ところが、だれがどう発言して、これがこうだからなるほどこういふふうな決まつたんだなということがわからないから、やはり国民の方々に、一部の方でも迷惑をかけるわけでしょうが、そういうことではならぬから、やはり一言一句違ひないとかそういう意味じゃない、ああ、ああいうことで決まつたのかということ、少なくとも審議会の権威にかけて残すくらいは、何のために統廃合したのかわかるわけですか。そうでしょう、行管長官いかがですか。

○辻政府委員 先ほどもお答え申し上げておりますように、できるだけ正確な議事録を残すことが適当だというのは御意見のとおりでございます。

それから、後段で御質問のございました審議会の整理、統廃合につきましては、申すまでもございせんけれども、行政の簡素化率化という見地から申しまして、それから委員構成の是正を御提案申し上げておりますのは、先ほど新井委員から御指摘のございましたような隠れみのという御批判を招くことのないようにしたいということ、できる限り行政機関職員を除外するというような措置をとつておるわけでございます。

○新井委員 審議会のことはもつと細かく聞こうと思つたので、たくさんの方に来ていただきましたが、具体的にお伺ひする予定だったので、時間がありませんので、まことに申しわけございません。

以上で終わります。

○村田委員長代理 これにて新井彬之君の質疑は終了いたしました。

次に、受田新吉君。

○受田委員 荒松先生は、行管長官に御就任されてまだ半年間にはなりません。

年の十一月下旬から今日までやつております。○受田委員 荒松先生はお人柄が気宇闊大で、高度の判断力をお持ちであるし、愛情もある、そういう意味では古いタイプの政治家の中では特に人間的魅力のある方として敬愛をしております。ところが、行政官管理という問題は非常に決断を必要とする業務でありまして、右顧左弁しての能率が上がります。行管長官として各省へのゆりみをきかす勸告権も持ちであるのです、日本の行政改革の根源を担当する国務大臣としての御決意を承りたいのです。

○荒松国務大臣 お答えいたします。

前段の、はめていただいたのだから、けなしでいただいたのだから、まさにそのとおりでございます。

特に、この非常に経済のむずかしいとき、それから国民生活の容易ならざる、また景気回復を早急にしなければならぬ、円高問題、雇用の問題、数々の倒産が繰り返されるという点から考えまして、国民の税金のむだ遣いをしなくてはならない、なおまた行政のコストダウンをしなければならぬ、こういうことだと思ひます。したが、いまして、決断を要することは当然であります。

しかし、一面考えますと、行政改革をいたすにつけて、まあ総論ではみんな賛成です。各論になりまして、いわゆるいろいろな役所を整理していく、削減をするところから非常に反対も起こります。大変むずかしいことでございます、受田先生のひとつの激励を得て、しつかりやつてみたいと思つております。よろしくどうぞ。

○受田委員 荒松長官、そのとおり、大要総論と各論とのアンバランスのあることを私も長い経験から感じ取つております。したが、行管長官の任にあられる間に歴史上に残る行政改革を、先生なりに最高の努力をしていただきたいのです。

由来、行管長官は、私長い経験からも感ずるのですが、いわゆる総理の候補者のようなのが、佐藤さんにしても福田さんにしてもやつたことがあ

る。それから同時に、もう一つは人間として非常に信頼される人材がその任にあられて、行政管理局のお役所は各省をへいげいして、その行政事務の遂行にスクリーンの役割りを果たす使命を果たしてこれらしました。ただ、残念ですが非常に大きな改革ということになかなかならないで、その一歩前まで中断されている。誠に努力されたにもかかわらず、英断をふるう改革ができなかったという事です。各省をにらみ回してみますと、佐藤内閣のときに一局削減方針を出しになられましたが、後から見ると、これにかわるポストがついていない。課を廃止すると思つたら、そのかわりに審議官、参事官のようなのが、同格の人がついているという事なので、何年かたつともとのくあみになつてきておる。長官御就任以来、昨年の十二月の「行政改革の推進について」の閣議決定の線に沿つて、断固部局の新設は認めないのだという方針をお打ち立てになられておるようでございます。こういう問題は基本的な問題でございますから、人情に負けてはならぬわけです。そういう点についても御決断は十分できておりますね。

○荒松国務大臣 お答えをいたします。

昨年十二月二十三日に閣議決定をいたしました。局以上の新設は認めない、受田先生御承知のように、去年の暮れに中南米に一つ局をつくれというふうな問題で少しごたごたいたしました。これはほかのたとえば情報文化局というのを振りかえにしたらどうかというふうなことで、新設は認めなかったわけでございます。なおまた、一つふやしますと逆モーションになりました。自治省の選挙局をどうか、また法務省の何局をどうかというふうな問題がありまして、なかなか強い希望があるのでございますが、振りかえ以外はいたしませんという事で、これをはねのけたわけでございます。

それから中央の課を五十一減らすというふうなところ、なおまた地方出先の支所、出張所等を千カ所切ることになりました。

なお、国家公務員については今後三年間に二万八千人の削減をするという事で、着々やっております。なおまた、定年制を導入することに決定をいたしましたわけでございます。

なお、いろいろ議論があります特殊法人の問題です。これは私就任いたしましたして、特殊法人という問題は思い切ったメスをふるわなくちゃならない、思い切った削減をしなくちゃならない、こういう事で、いま対象にしております十四法人を切ることになりました。合理化することにした。切りましたが、去年からやっておりますものを加えますと、二十一法人を削減するという事にしたわけでございます。

なお、特殊法人の役員の待遇の問題は、大変な非難もありまして、これは大蔵省の所管ではございませんけれども、思い切ったことをやつていこうという事に決定しております。なお、役員の退職金二割削減をする。なお、八年間も特殊法人の役員をやつておられて、なかなかやめられない人もあります。六年間にこれを縮めるということにいたしました。

それから審議会を四十八整理することにいたしました。

それから補助金につきましては、千四百二十二億、大幅な整理をすることを決めたわけでございます。なお実行しております。

それから許認可の整理合理化をするということにいたしました。千二百四十事項を廃止するという事にしたわけでございます。

そこで、この方針を逐次実行いたしますが、いま御指摘のように、なかなかこんなことだけでは満足ができないと思つております。したがって、いま着々案をつくつておりますが、昨年九月、ちよつと私が考えたとアドバンスが早く上がり過ぎたのだらうと思うのですが、まあ各省と言うわけではありませんが、エネルギー省をつくるとか住宅省をつくるのかというふうな問題等がありまして。これらは、省庁というものは、行政の骨格ですから、これは下手なこといじつて、そうしてかえつて景気を回復する問題やいろいろな問題にマイナス面をかせいでいけないというふうなこともありまして、これらはひとつもう少し慎重に——しかもあなたの民社党では非常に御理解をいただいて尊敬しております。たとえば、今度アメリカに総理が参りました。カーター大統領と会谈をする、そういうときには、ちよつと私が考えてもなかなかいろいろ問題が出てくるだらうと思う。たとえば日本はドルをどんどんかせいでいて、防衛はアメリカに任せておくというのはいくらも過ぎるじゃないかというふうなことも、想像です。それからわが国が、そういうふうな問題もあるいは議題になるんじゃないかと思う。日本周辺のいろいろな状況を考えましても、まあ外国と戦争するわけじゃないけれども、防衛ももう少し強化しなければならぬというところを、日本が言うんじやない、アメリカが必ず言うんじやないかというふうなことも踏まえて、そういうふうなときどきの状況を踏まえて、行政改革はひとつ思い切ったことをやつて、国民の期待にこたえるようにしなければならぬというふうなことも考へつつやつておるわけでございます。御支援をお願いいたします。

○受田委員

非常に丁寧に行政改革の当面の実施面の具体的な御説明がありました。大変いい御説明をいただきましたので、今度はいま申された一つ一つについて掘り下げた質問をさせていただきます。こういうことにします。

ただ、いまちよつと気にかかるところですが、総理もアメリカへ行かれて、最後に防衛をほとんど強化しようというふうなことに對する対策も要するという事で、これは行政改革の上でどういうふうな具体的な防衛に關する対策があるのでしょうか。これは事務当局の方でも結構ですから……。

○荒松国務大臣 お答えします。

そういうふうなことを言われはしないかと想像

するのです。私は言われると決めたわけじゃないのでございますが、たとえば尖閣列島の問題等あるいは二百海里漁業水域の問題、いろいろなことを考えると、アメリカがそういうことを言い出しはしないか。そこで総理がどういう答えをしていくか、どういふ話し合いになるかわかりませんが、私としてはそういうことを想像しております。

それからいまの景気浮揚、大小いろいろな会社の整理等が始まつておる。また雇用問題、どれを挙げても大変な問題でございます。したがつて、そういうことを踏まえながら思い切つた改革をしなければならぬ。税金のむだ遣いばかりじゃなく、もつと行政の簡素化それから行政の合理化をして、そして行政コストダウン、そういうことを考えるときに、やらなくてはならない仕事はいっぱいあるのです。一生懸命やりますから、御支援をお願いいたします。

○受田委員 そこで、昨年末の閣議決定で行政機構の具体的な問題として中央省庁の課、室、官等の整理、その中に防衛庁は二つの削減数があるわけ、これは防衛に對する新しい拡大構想とは逆の削減方針を示しておられる。これは一体どこをねらつておるのですか。これは事務当局から御答弁願つて結構です。

○辻政府委員 中央省庁の課、室、官の整理の問題につきましても、防衛庁だけ特別に取り上げてやつたわけではもちろんないわけでございます。で、大体各省庁とも一律の基準で措置をしたわけでございます。

具体的に申し上げますと、中央省庁の課、室、官等の総数が千七百程度でございますが、その中で、たとえば官房には総務、人事、会計というふうな課長がおりますが、そういう官房の三課長でございまして、各局の総務課長でございまして、か、そういうものまで対象にいたしますのはやや問題があるという事で、その数約四百を除きまして、残りが千三百でございます。その千三百に對しまして一律に五%を掛ける、ただし端数については切り捨てをしたわけでございますが、そう

いたしまして各省別に出しますと五十一というところになったわけでございます。これを二年間に整理をするということで、五十三年度は二十三の課、室、官の整理を予定しているところでございます。

○受田委員 具体的には防衛庁はどこを削減するのですか。

○辻政府委員 防衛庁につきましては、具体的な措置といたしましては政令で措置をするわけでございますが、ただいまのところ、防衛施設庁の官を整理をする予定でございます。

○受田委員 その二というのはどういうことですか。一官じゃなくして二あるのです、削減数は。

○辻政府委員 先ほど申し上げました基準によって算出したしますと防衛庁は二ということになります。それを二か年間にいたしますので、五十三年度一、五十四年度一という予定でございます。

○受田委員 ここへ示された五十一のうちで、ことし一つやって、残りは来年やる、来年の分はこれから検討する、こういうことなんですね。まだ予測されるものはないのですか。

○辻政府委員 五十四年度一つ整理をするということとは決まっていますわけでございますが、どれを、どの課あるいは官を整理するかということにつきましても、五十四年度の予算編成の際に決めたいと思っております。

○受田委員 いま荒松先生が、新しい防衛の要求等に対してもたえていかなければならないとなりますと、防衛庁の機構の方は縮小して、そして別の方の防衛実力の方は高める、つまり機構よりも中身の實力を高めていくというねらいでございすか。

○荒松國務大臣 お答えします。

いや、私は、防衛を充実しろとかふやせとかという意味じゃございません。日米首脳会談でそういうようなことをあるいはアメリカの方が言い出しはしないか。よくアメリカの世論を見ますと、日本はドルを思うままにしい込んで防衛はアメリカに任せて平然としているじゃないかというよう

なことが議題になりはしないかというときに——防衛力を高めるのだという意味じゃございませせん。誤解があるで大変ですから、そうじゃありませんが、そういうような議題が出てきたときにどう対処すべきかというふうなこともいまから考えなくちゃならない問題であり、また、いま局長がお答えをしたように、当然減らすべきものは大いに減らして効率的に能率を上げるようなことも、縮減すべきものは縮減をして能率を高めるように、むだ遣いのないようにしなければならぬ、こういうことも当然やるべきだと考えておるわけでございます。

○受田委員 余り論議をこの方ではないことにしまして、そこで、長官、「行政改革の推進について」の第一、行政機構、中央省庁、部局等の改革についての御決定ですね、この中に、「当面、建設、国土両省庁を一國務大臣が所管することとし、また、対外経済政策を機動的に推進するため無任所國務大臣制の積極的活用を図ることとしたところであるが、さらに、省庁、部局等中央行政機構の再編成についても、引き続き検討を進めるものとす」という一項があるのです。これは、行管長官、閣議で御了解されるときに、何か総理の意のあるところを伺っておられましたかどうかです。

○荒松國務大臣 特にその点については閣議では相談はいたしません、総理の考えることは、いわゆる国土庁と建設省、ずいぶんいろいろダブっている点もあって、これらは一緒にしたいと思うがという意見、そういう発言がございまして、総理と会談をいたしましたときに、まことに適切である、私はそういう答えをいたしましたわけでございます。なお将来を考えると、その方向で行くのがいい、なお推進していこうということも考えております。建設省と国土庁はこの形で推進していくのがいい。

それからなお対外経済協力、これは大変なことでございます、いまの円高問題、こういうような問題におきましても、どうも日本の対外的な経

済政策というものは、もつと足しげく外国へ担当大臣が出張して、もつと密接な連絡をとり、そして日本の貿易の面をもつと推進する、またこちらの方でドルだけのためにおれいんだというのでなく、外国にいやがられない、いわゆるエコノミックアニマルというふうなことを言われぬようなことをひとつ接触を密にして考え直していかななくてはならない。これらも総理からお話がありまして、閣議では別段決めたわけじゃございませんが、私は結構な考えだ、こういうふうにお答えをしたわけでございます。

○受田委員 これは内閣法に基づく内閣の問題でありまして、行政管理庁のお仕事の中に直接入る問題ではなくて、もう一つ上にある問題です。そういう意味で私、深追いはしませんけれども、いままで閣議の雰囲気は長官がお漏らしくださったので、私ここでやはり荒松先生御自身が國務大臣でいらつしやるから、國務大臣の中じゃ非常にユニークな御発言をなさるお方で、閣議に潤いを与え光を与える御存在であるからあえて申し上げるのですが、対外経済政策を機動的に推進する無任所國務大臣を置く、これは外務大臣との職務権限をどうするかという問題も一つここに当然起こってくるわけですね。つまり外務大臣の職務の中で経済部門、対外経済の方を無任所國務大臣である牛場氏にやらして、そして一般外務は園田氏にやらせる、こういうような御意図、そういうような意味だつたのでしやうね。つまり外務大臣の分野を分割するというのはそういう意味であつたかどうか。やはりこれは國務大臣として御参加されたことだし、また閣議決定の行政改革の第一に書いてあるものですから、内閣法の問題であるが行管の長官としては心得ておられると思ひますので……

○荒松國務大臣 お答えします。

まさにあなたのおっしゃるとおりでございます。これは私の権限じゃございませんが、総理のところと呼ばれてまして、こういう考えであるかどうかと言ふから、私は結構だと思ひますという返事をいたしました。

それからなお外務大臣の権限を委譲するというのじゃなくて、もう少し経済の面で日本の立場を外国によく知ってもらふ、こういう役目が対外経済、牛場さんのやる仕事のように思ふわけでございます。それで大変想像以上の円高の問題、いろいろの問題がございましたが、これは一面考えますと、円高ばかりじゃないのでドル安だと私は思ひます。たとえば世界的に一番しつかりしている通貨、これはスイスフランだと思ひますが、一年間、去年の四月六日からことしの四月六日の統計を見ますと、フランは三六・八%上昇しておりますが、日本は一年間に一九・五%、それから西ドイツは一五・五%でございますが、まあいろいろ考えまして、円高というより、言いかえればドル安である。だからこういう面ももつと対外経済の面から強力に推進をしていくべきである、もつと深く、もつと密接な連絡をとるべきであるというふうな考えも持つておるわけでございます。

○受田委員 対外経済協力に関する大臣の御見解、大変参考にさせていただきます。私は、きょうあえて内閣法とそれから行政管理庁の行の職務との関係できちんとしておきたいところがありますので、どうせ内閣法に関するものは総理に行政改革で来ていただくときに譲りますが、長官で御答弁できる分だけ、いまからちよつと内閣法の関係のところを申し上げますと、内閣法の第三條に「各大臣は、別に法律の定めるところにより、主任の大臣として、行政事務を分担管理する。」その第二項に「前項の規定は、行政事務を分担管理しない大臣の存することを妨げるものではない。」その部分につきまして、ここに対外経済政策を機動的に推進するため無任所國務大臣制の積極的活用を図るといふ、これに該当すると思ひます。

そこでさらにこれを進めることといたしまして、主任の専管事項のない大臣、つまり牛場大臣、牛場大臣というのは閣議で一般國務についてとときどき発言をしますかどうか。これはち

よつといまお聞きしておいて、今度総理に質問する種にしようと思つたのです。

○荒松國務大臣 閣議の内容は……(受田委員「発言するかせぬかというぐらひは」と呼ぶ)経済の問題以外は発言しているのを聞いたことはありません。

○受田委員 そうですか。そうすると、やはり國務大臣としては経済に関する問題に非常に熱心な大臣で、ほかのことに余りくちばしを入れないという意味の無任所大臣。(荒松國務大臣「そのとおりです」と呼ぶ)そうですか。わかりました。

それともう一つ、今度は行管長官のお役所の設置法と関係するのでございますが、行管長官の御担当される、ここにあなたの権限が書いてあるところがあるわけです。行政管理局設置法第四條、行管長官は國務大臣をもつてこれに充て、そしてそれからだんだんいくと、「長官は、各行政機関の業務の監察に關連して、第二條第十二号に規定する業務について、書面により又は實地に調査することが出来る。この場合において調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。」これはいまさら言われるまでもない問題だと思つたのですが、調査を部下をしてどんどんやらして、そのときに書面とか実地の調査をやる場合に調査を拒んだところがあるかないかです。「拒んではならない」と法律に書いてある。そんな生意氣な役所があったかないかをちよつと……。

○佐倉政府委員 拒んだところは今までございませぬ。

○受田委員 そうしますと、この第四條違反をやる役所はない。だから行管長官はその職務を遂行されるのに非常にスムーズにやっておられると思つたのです。したがって、各省に對する行管のらみは非常に強大なものであるはずでございませぬ。ところが、各役所から逆に、おれのところはこうしてくれという陳情がありますかどうか、機構その他について。

○佐倉政府委員 ただいまのお話、条文、監察に關連してということでございますが、監察に關

しましては特に陳情というようなこともございませぬ。

○受田委員 お手やわらかにやってくれといううな要望が出た役所はありませんね。

○佐倉政府委員 特にございませぬ。

○受田委員 そこで、その次の項「必要な資料の提出を求めることができる。」この場合の資料の提出を拒んだところはない。

○佐倉政府委員 特にございませぬ。

○受田委員 そういう意味で、この監察の結果に關する行政運営の改善、それに行管長官は非常な貢献をしていただくわけで、そして内閣総理大臣に對して「關係行政機関の長に所管事項の改善を指示するよう意見を具申することが出来る。」という一項もこれにあるわけなんです。この一項を、具申したことがありますか、ないですか。

○佐倉政府委員 この項目は、各省庁の点に關しまして大体うまくやっておりますので、特に内閣総理大臣に意見を具申したことは、いままでのところございません。

○受田委員 そうすると、この条文は伝家の宝刀として存在するだけであつて、行管長官の職務遂行の上に支障がない。そこで、そうなれば、非常に勇敢な行政改革が行管を中心としてできるはずなんです。余りもたまたますることはなくして、少しづつといかねばいかぬ。これは各省でなかなか言うことを聞かぬところがある。中南米局長官は抑えたと言われましたけれども、その他、長官の言うことを聞かぬでとうとう最後に行管が追い込められてきていて事例が幾つもあつたでしょう。これはきょう遠慮なく言うてください。遠慮なく言わないでためです。

○荒松國務大臣 お答えしますが、別段そういうような圧迫を受けたことはございませぬ。ただし総理とは、いろいろな役所の問題ですから、閣議でなく、こういうことをやってみたいとかああいふことをやってみたいということはしばしば話しかつて、またその指示を受けております。それが

ら総理も積極的でございまして、私ももつとも積極的にやらなければならぬという信念でおつことは間違ひございませぬ。

○受田委員 行政管理局業務遂行の上で総理大臣に意見を述べるといふ権限もあつて、そして大体総理大臣の力を利用して各省を抑え込まぬとなかなか思ふようにいかぬこともあるのです。いま何らか思ふようにに支障はなかつたと言つけれども、無理やり新しい課や新しい部をつくることを強姦されたことは、国会で強姦という言葉は禁句になつておるようでございしますが、押し込まれたといふことがあるでございしますが、これは行政管理局が各省を抑え切ることができないで、とうとう主張を通してしまつたという事例はすうらりといままでもあつたんじゃないですか、ないですか。

○荒松國務大臣 答弁はいたしますが、そういうことはございませぬ。これをやろうと思つたのをやめてくれといううなことを言われたことはございませぬ。

○受田委員 これはそんな簡単な問題じゃないです。こゝでその問題は靜かに反省していただくだけ、行管で行政管理局の業務を遂行する上に各省庁に對する一局あるいは一課削減に對する注文をつけたけれども、言うことを聞かぬで、そのまま認めたことが過去において幾つも出ておるじゃないですか。それは最後に行管がそのことについて強い押しを途中でやめたにすぎないのです。この点は、局をつくらぬという約束をしておきながら、局を新設しておる。これはこの前のだけでも法務省だつてそうじゃないですか、訟務局をつくつておるじゃないですか。

○辻政府委員 私どもの仕事は御承知のように定員、機構の審査をやつておるわけでございますが、各省が要求を持つてまいります。したがつて、要求官庁といわば査定官庁の立場は当然違つて、わけございしますので、そういう意味ではもちろん相当激しい意見の交換がある場合もございませぬけれども、先ほど受田委員の御指摘のような、何か非常に圧迫を受けてねじ曲げられたようなこと

はないと考へております。

○受田委員 私はそういう意味で、せつかく企圖されたとおりに他の役所が言うことを聞かぬで、ついそれになびいてきた一例を引こう。昨年の訟務局設置のときは、局の新設というもののついで新しいものをつくつてはならないという一応の了解をわれわれもつておつたと思つたのですが、訟務局をつくつて入国管理局の次長を廃したといふ、これは行管、一体初めからそういう心構えで法務省設置法を考へておつたのかどうか。

○辻政府委員 初めからそういう考へであつたかとおつちやいますと、率直に申し上げて、違つたと思つたわけでございます。これは先ほど申し上げましたように、私どもがそういう審査の立場にあるわけでございますので、各省との間では当然いわけの折衝があるわけでございます。しかし法務省の訟務局の場合も、政府全体として最後にはそういう決定に至つたわけでございます。

○受田委員 質問を進めます。

私、いま長官に具体的に主要なる改革に對する御意見を言うていただいた中で、当面定年制の導入に對する質問をしたので、いませつかく御提案がございまして、私、なるべくきょうは行管以外のお役所は呼んでないのです。なぜかと言つと、他の先生方にそれそれやつていただいたおることが一つと、私としては行管一本にしようとした行管責任体制を明確にしたいという意味で、他の省の見解等でも行管が当たつた結果を報告してもらうというところで、あつて行管以外の方をきょうは私お呼びしてないのです。したがつて、責任ある答弁を行管としてやつていただきたたい。定年制についても他省の御意見を十分吸収した立場で御意見を承りたい。このせつかくの定年制の導入に對する具体的な実施に對する御見解を御説明願ひたい。地方公務員にもこれをどういうふうな指導しようとしておるかを含めて御答弁を願ひます。

○辻政府委員 定年制の問題は、御承知のように直接には総理府の所管であるわけでございます。

昨年十二月二十三日の閣議決定におきましては、国家公務員に定年制を導入するという方針を決めたわけでございまして、このための具体的な準備及びこれに関連する現行諸制度の見直しを行うという事になってゐるわけでございまして、その分につきましては、ただいま総理府の人事局を中心として検討してゐるわけでございまして、申すまでもございせんけれども、定年制の問題は公務員の身分にかかわる重要な問題でございまして、ただいま総務長官から人事院総裁に検討を依頼されてゐるところでございまして、人事院における検討を見守つてゐる段階でございまして、

○受田委員 これは定年制を法律をもってやるという前提でございまして、

○辻政府委員 人事院あるいは人事局の具体的な検討という事になるわけでございしますが、恐らくそういう事に相ならうかと思ひます。

○受田委員 そこでもう一つ、許認可事務についての問題で、一千二百四十件の整理合理化をしたという事です。ところがその中身は、許可申請の必要書類の枚数を減らすことも中に入つてゐる、そうですね。それで実際は法改正を要するの

はわずかに百七十件と云う。それで実質的な整理合理化と言へますか。

○佐倉政府委員 先生御指摘のように、部数を減らすとか、場合によつては枚数を減らすとかいうものも確かにいろいろ含まれております。ただ、こういう事務の簡素化の面等につきましても、国民の負担の軽減とか、それを与える役所側の事務の簡素化という見地からいって、やはり許認可制度の簡素化の重要な部分であらうと考えております。

○受田委員 ロッキード事件、われわれとしては大変残念な事件でございしますが、このロッキード事件に対して、その起きた原因は各省庁の許認可の権限の強さが災いをしてゐるという判断を私はしてゐるのです。私の判断に誤りがあるかないか。

○佐倉政府委員 ロッキードの問題がどういふ原

因か、許認可とどういふふうにかかわり合つてゐるか、その辺の分析はなかなかむずかしいと思ふのでございしますが、一つ行政指導といったような面からとらえますと、許認可制度の問題とやはりかかわつてゐるわけでございしますが、私ども今回の許認可の簡素化という見地の中には、どういふものをどういふふうにするかをできるだけ広く知らせるといったような基準の明確化ということも当然入つてはゐるわけでございまして、そういう観点からも整理合理化を行いたい、こういうわけであります。

○受田委員 あるお役所だけに許認可の権限が独占されてゐる、もつと分散していくとチェックができる。そういう意味で、ロッキード事件を参考にして、今回の改善措置というものの反省があつたかなかつたかをあえて私は質問させてもらつてゐるわけです。つまり役所が許認可の独占をやつてゐる、そこへ権限をまともなわけに、こういう災いを生ずる大変な温床になるわけですね。

○佐倉政府委員 ロッキード問題との絡みにおきましては、運輸省から出てまいりますいろいろな許認可の整理合理化の意見の中に、恐らくそういうことも考へて措置してゐるものというふうにしてゐると思ひます。

○受田委員 その役所だけでなくして、別の第三者的機関がこれにタッチでき、公正な判断で許認可に貢献するようにできるならば、このような問題をチェックできる。そういうことを私提案しておるわけです。

○佐倉政府委員 今回の許認可整理、昨年の閣議決定の千二百四十事項でございしますが、私どもの考へでは、これは一応各省で総点検の結果出てまいつたものでございしますので、いま先生御指摘のような観点はそれぞれ省において入れてゐるものと思ひますし、また、第三者的なチェック機関云々という点は、先生の御意見のとおりかと存じますが、それが現在ほつきりと制度としてまだとられていないということもございまして、今回の合理化に直接それが入つてゐるということは、あ

るいはないかと思ひます。

○受田委員 まだそこまで反省が採用されてない懸念があるわけです。

それからもう一つ、私は問題を総合的に一括してやりますから、二つの法案の中のポイントだけ取り上げますが、中央でなくて地方支分部局の整理という問題について、出張所などという小さな問題を取り上げないで、せめて一県単位までの整理をするというふうな方針を立ててはどうなんですか。

○辻政府委員 地方支分部局の整理の問題については、私どもとしても従来からいろいろ苦労してまいつたわけでございしますが、今回の閣議決定では支所、出張所等を中心として約千カ所を整理することにいたしてゐるわけでございまして、御指摘の府県単位機関などにつきましては、たとへば法案を御提案申し上げておきますように、私どもの出先である地方行政監察局三局あるいは大蔵省の財務部とか、ブロック機関になる農林省の営林局、その他郵政省の地方郵政監察局支局等を含めまして五種の機関、十二局部について整理を行うこととしてゐるわけでございまして。

○受田委員 私、この間から北海道を視察し、また毎年地方の行政管理庁の出先機関を見てみますと、本当に一人一人が熱心にやつておりますよ。あるいはかわいそうなほど少数の責任体制で御苦労しておられて、頭が下がる。行政相談委員の皆様だつて熱心に住民の要望にこたへておるという点においては、私大いにほめてあげます。そのほめてあげる中で、さらに皆さんは北海道の行管の出先を整理されるわけでございまして、これは行管みずからが地方支分部局の整理に模範を示すという意味においては、私はその悲壮な御決意を了とします。と同時に、この地方の出先の整理が末端の小さいところではなくて、もつととつと大きな点に整理のポイントを当てていくべきである。二重行政の弊を断つために、どうですか局長さん、もつとスケールの大きい改善を行う。地方の郵政監察局の整理などはちよつとでつかいところ

へ目を向けておられるようですが、それよりもつと全面的な地方出先機関の整理を図つていくべきではないかと私は思ふのです。

○辻政府委員 従来からの地方支分部局の整理あるいは今回の整理再編成が主として末端の第一線機関と申しますか、支所、出張所等を中心としてゐることは御指摘のとおりであるわけでございまして、私ども今回の行政改革に当たりまして、いわゆるブロック機関あるいは府県単位機関等についてもいろいろ面から検討を行つたわけでございまして、先ほど申し上げましたように五種十二局部の整理ということになつたわけでございまして、府県単位機関の整理等についてはいろいろ経緯がございまして、かつてブロック機関の下に府県単位機関を持つてゐるものについて廃止するという事で法律の御提案を申し上げたこともあつたわけでございましてけれども、廃案になつた経緯もございまして、そういう問題、その他国と地方との事務分担の問題等につきまして今後とも勉強してまいりたいと考えております。

「村田委員長代理退席、委員長着席」

○受田委員 長官が指摘された特殊法人も、公庫、公団、事業団、いろいろあるが、この数が多過ぎる。これを整理する。審議会も大なたをふるつてしかるべきだ。審議会などというものは、各行政機関が責任を持って行政を遂行すれば必要でない、なくて済む。意見を承るといふ機関にすぎないのですから、行政の責任体制から言へば責任逃避ということになるわけですから、審議会などはできるだけ減らしてしかるべきだ。思い切つてやるべきだ。と同時に、特殊法人、たとえば住宅公団にしても国民金融公庫にしても、公庫、公団、事業団等へ初めから就職を希望して下から上がつてきた者は、途中で、他省から天下りで上へばかつと役員が乗り込んでくる、そういうことによつて頭を摘まれるのです。むしろ公庫、公団などへ入つていこうという者は初めからそういう天

下りの根元の機関へ入って、そこへしばらくおって、そして上へばかると来ればいいという思想もわくわけでございますから——天下りというものは、これはせつかく御提案ですが、非常に嚴重な対策を立ててもらいたい。人事院から枠をはめるといふような問題でなくて、もっと下から順次積み上げた人を優遇するように特殊法人に道を開くべきだ。もう二十年以上たっているから当然部長クラス、それから最初から公庫、公団の特殊法人に就職した人に役員の道を開くべきだ。そういう重要なポストは皆天下りに占められて、せいぜい課長どまり、たまに部長に行けばいいということでは、一般の特殊法人に勤務する職員には夢がないですよ。これは長官、ひとつ断固やられたらいいと思うのです。

○荒船国務大臣 お答えします。

全く同感でございます。いま、細かいものよりは特殊法人とか審議会というものは徹底的な改善をしなければ、改革というのですか、思い切ったことをやらなければならぬと私は思っております。したがって、これについてはおっしゃるとおりでございます。全く同感でございます。思い切ったことを計画しております。これは実行しようと思っております。

特殊法人のことについては大変いろいろな意見がありまして、役人が次から次に出ていって——出ていくこともいいと思うのです、役人だから悪いというのではなくて、特殊法人は百十二あるのです。これは終戦後急にふえたのです。ふやしすぎたんじゃないかというところで急にどんどんふやしちゃったのです。それから審議会も二百幾つありまして、これらも思い切った、それこそ英断を持って整理をしなければならぬ。本当におっしゃるとおりでございます。余り細かいところよりもこういう問題にメスを入れなければならぬと自覚しておりますから、まあひとついろいろの激励をお願いいたします。

○受田委員 特殊法人の設置数の推移をながめまして、昭和三十年はただ三十三しかなかった。そ

れが昭和四十二年に一挙に百十三にまでなった。この十年間に飛躍的に特殊法人がふえた。天下りポストを役人のためにつくったようなもので、自分たちの行き先を求めてこういふものをつくったような印象さえ受けるのです。この十年間の乱造といふものはこの機会に断じてこれを整理するようにひとつやっておいてもらいたい。いま阪神埠頭公団というようなところをちょこちょこやるくらいのようなものじゃない。もう根こそぎ、抜本的にこの特殊法人を整理する。いま長官から大変な意気込みの発言がありましたから、この工事はひとつ着工していただきたい。

最後にもう一つ、特殊法人の役員のたらい回し、これはいかぬですよ。三つも四つも渡り鳥、そしてそれぞれ二十万円、三十万円とどっさり退職金をもらって、何回かやるうちに一億を超える退職金で、いばって金をしつかりもらっていくという天下りがある。これは今度大分整理して、六十五歳以上の者はやめるとか三年という任期にするとか、一応基準を書いておられるが、この基準は実行するのですか。退職金の問題も含めてひとつ……。

○荒船国務大臣 実行いたします。これは本当に戦後、雨後のタケノコのごとくつくつちやったんです。これはつくつちやった人は楽ですが、整理するのは容易じゃありません。容易じゃありませんが、いまの渡り鳥とか何とかと言いまして、四カ所も退職金をもらっている人もあるのです。これは国民の感情からしても許せない問題である。ただ、私はいつも考えておりますが、役人を少ししめ過ぎる点もあるのです。これは私は自分の率直な考えを申し上げますが、民間人をあやうところへ登用することは結構です。しかし役人はもう五十五、六でやめてしまつて、渡り鳥で次から次へ行つてはいけません。有能な人、国家で効率的に使える人は使う方がいい。ただし、これは待遇がよ過ぎる。そう言うとなんですが、八

はかと比例して法外な、感情が許さないような点もありまして、それから八年間座りつきりだ、八

年間役員になってやめぬ。これはいかぬというので、実はいろいろ議論もありましたが、役員は六年以上は困るというのを決めました。それから、いわゆる渡り鳥で、次から次へ渡つていく何千万というふうな幾つも取つていくということには許されないことですから、これはおっしゃるとおりに嚴重にやります。それから審議会あたりも、これは意見を聞く機関ですから、思い切った整理をしなければならぬ、こう思っております。全く同感でございますから、そのとおりやります。

○受田委員 やつていただきたいのですが、人材があれば役人の上がり活用することはわれわれとしてもやぶさかでないのですけれども、その能力を最高に使うためにはまだほかの社会もあるのですから、そういう特殊法人を独占しては困る。民間人からも採用しなければいけない。下から上がつた人にも道を開かなければいけない。下から上がる人が希望を失うような公庫、公団では許されないということ。

もう一つ、役人のそういう人事を決めるのは、大蔵省とその公庫、公団の主管の大臣とが決め、ここにおかしいことがある。その公庫、公団の給与を決める、退職金を決めるというときに、大蔵省と建設省とか農林省の主管大臣とがちょこちょこつと金を決めるということでは大変なので、国家公務員は人事院というのがあって、これほど大人数で苦労しておるようなことですから給与を思い切つて下げて、御自身も退職年金をもらっているその上積みなんです。それから、やはり薄給に甘んじて、乏しさを憂えず等しからざるを憂えるという思想を役人上がりの皆さんに持つてもらわなければいかぬ。行管はそういうことも一緒に含めて多くの人々に夢を与え、希望を与える。一部の役人の天下りだけが満足しているというふうな社会は非常に不公正な社会である。

これは荒船先生がいま、本当に勇気を持ってやりたいと言われたが、かけ声だけではなくて実際に、私きょうは、いま三年以上でだれがどこにお

つて、これをいつやめてもらうように肩をたたいておるのか、この人が幾ら金をもらつておるか、具体的な名前を聞こうと思つたのですが、それは人権にも影響するということもありましてちょっと遠慮しましたが、大臣が非常な決断を持つておるようでございますからあらえて質問しませんが、この問題では行管の实效を上げてもらいたい、そういうことを提唱しまして、荒船先生に対する質問を終わります。

○荒船国務大臣 おっしゃるとおりでございます。思い切ったことをいたしますから、どうぞ御期待を願つて結構でございます。しつかりやります。

○受田委員 私、もう一つ質問を保留しておきたいことがあるのです。行管のお仕事のほかに内閣の関係のもの、トップマネジメント問題等もありまして、臨調の答申の扱いをどうしているかという問題もございまして、いずれ総理にこへ来ていただく機会にこれらの問題を一括して質問をすることとしまして、その方へそうした基本的問題を譲るといふこととして、一応きょうは質問を終わります。

○始閣委員長 柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員 初めに、許認可等の整理についてであります。

一般的に言つて、国民に奉仕する民主的でむだのない行政を実現するためには、許認可等について言へば、大企業の横暴を規制するための許認可等については強化、拡大しなければなりません。が、国民にとって不要不急のものはできる限り整理合理化して簡素化、効率化を図るべきであるというふうに考えております。そこで、政府は五十三年度末までに千二百四十事項を整理合理化すると発表しておりますが、政府が今国会に提出した法案では、三十一法律、九十六事項について整理合理化するといふものであります。

そこで、まとめて伺いますけれども、第一は、本法案とあわせて政令以下の命令改正で整理合理化する事項数。第二は、昨年末閣議決定は五十三

年度末までに五十三法律、百七十事項を整理合理化するというのでありますが、この残りについてはいつまでに措置をするのかということ。第三は、一般的に年間に百八十から百九十事項のテンポで許認可等の事項がふえているわけですから、今後、今後はこれをどう抑制するのかという方針が明示されていないのですが、この点について今後どうするのか。

以上の三点についてひとつ簡潔に説明願いたいと思います。

○佐倉政府委員　御指摘のとおり昨年末の閣議決定で千二百四十事項を簡素合理化することになりました。そのうち法律の事項が百七十事項ございまして、今国会にお願いしているのがそのうち九十六でございしますが、それを差し引きしました千七十につきましては、政令以下になっております。これも五十三年度末までには簡素合理化するということになっておりますので、当然これから鋭意簡素合理化に向けていろいろとやっていくわけでございます。

それから今回のこれは、一応総点検を各省にしてみもらいまして出てきたものでございますが、毎年百八十から二百前後、これも数ははっきりわかりませんけれども、その程度のものがふえているのではないかと考えておりますが、これは必要なものがふえるのは仕方がないわけでございまして、当然必要でございますけれども、やはり不要になったものはいろいろと廃止するなり権限を委譲するなり簡素合理化で整理をしなければなりませんというところで鋭意やっております。

今後こういう状態をどういうふうにするかということにつきましての御質問でございますけれども、これはなかなかむずかしゅうございまして、現在私どもはいろいろ基準を決めまして、今回のように各省に一斉に点検していただくようなこともあり、あるいは行政監理委員会の答申などに含まれているものについては、その都度それを整理していく、現在のところはそういうふうに考えているわけでございます。

○柴田(睦)委員 次は、人権擁護委員法の一部改正についてお尋ねします。

人権擁護委員の委嘱手続についての現行規定は、その立法経過でも明らかのように、その職責の重要性から考えて本来公選としなければならぬというわけですから、いわけですけれども、事務が繁雑であるというようないうなことから改善の策として設けられているわけですから、市町村長の推薦、知事、弁護士会及び人権擁護委員会からの意見聴取という手続は、これは民主的な選任を担保するために設けられたものであります。法務省は、聞きますと、知事の意見聴取制度が形骸化しているとかあるいは知事会から要望されているとかそういうことを理由に廢止するというように説明しておりますけれども、これは本末転倒だというように考えます。法務省としては、現行規定の実効が上がるよう運用面での改善を図るべきであつて、許認可整理に便乗して行政の手抜きをやるということはやっちゃいけないのだと考えておりますが、この点についての考えをお伺いします。

○加藤（晴）説明員　お答えいたします。

人権擁護委員制度ができましたのは昭和二十三年でございます。当時の人権擁護委員の定数は、全国に百五十名都道府県に配置するというところでございまして、その後人権擁護委員制度の改革がございまして、年々人権擁護委員はふえております。本年度におきましては一万九百名ということになって、各市町村にぐまなく配置されているわけでございます。

これにつきましては、先ほど先生御指摘のとおり、当初は民主的な方法を採用しておったのでございしますが、このように人権擁護委員が全国くまなく配置されてまいりますと、意見照会に関し、都道府県の方におきましては非常に手数がかかり、実効がある意見を付したいということが再三要望されておったわけであります。そこで、私も慎重に検討いたしました結果、やはり形骸化しているということでありますと、行政を運用していく上において実効性が保たれない、単に形式だけ

で運用するということは、かって民主制の実を上げないことになるのではないかと、考えからこのたびの許認可法の整理に対処したわけでございます。

○柴田睦委員　やはり行政の手抜きというように考えるわけですが、それだけではなくて、一連の法務行政の反動化傾向の一環をなすものであるというようにも考えるわけです。

法務省は昨年の八月に日弁連に対して弁護士会からの意見聴取を廃止したい旨の照会を行っていますが、本案はこれと一体をなすものであります。日弁連はそのときに、照会に対してこれを拒否するとともに、現行規定の実効が上がるように運用面で努力すべきだという回答を行っております。天下の日弁連でありますし、また、多くの法曹関係者も委嘱手続の改悪になるとして反対の態度を表明されているのは御存じのとおりだと思ふのです。そういう中で結局国民的合意が得られなないこの改定部分というのは、私は削除すべきであらうと考えておりますけれども、もう一度その点についてお考えをお伺いいたします。

○加藤(晴)説明員 お答えいたします。

日弁連に對しまして求意見の廃止に關しての適否の御意見を伺ひしたことは先ほど先生御指摘のとおりでございます。これに對する日弁連のお答えは、実効のあるような意見を付したいし、今後努力したいということでございますし、また弁護士さんの職責は人權を擁護するという立場にありますので、その意見に私ども共鳴し、かつ、尊重して今後對処してまいりたい、かように思っております。

○柴田(睦)委員 次は、栄養改善法の一部改正の問題です。

行管庁が提出されましたこの参考資料によりま
すと、本改正部分の整理合理化事項数は二つの事
項になっておりますが、法案では三つの事項になら
っており、厚生省から説明を聞きますと一つの事
項にしかならない。これはどういふことなんだろ
うかという疑問が生じます。しかも新旧対照表を

見てみますと、この改正案の方のところには都道府県の「知事」という字句が欠落するというような初歩的なミスもあるわけです。いまの問題について、事項数の問題、行管庁の説明を求めたいと思います。

○佐倉政府委員　ただいま御指摘の栄養改善法の関係でございませけれども、今回の法の改正の趣旨は、国民栄養調査の執行が一つ、それから二番目に国民栄養調査員の任命、これに関する都道府県知事の権限を保健所を設置している市長に委譲するということもでございませ。それと、国民栄養調査の実施に関しまして、第三条第三項の規定でございませが、これは同法の第三条第二項において一応一般的に調査の実施に協力する義務がございませので、この第三項は置かなくてもよいのではないかということで、規制を緩和する趣旨で今回削除することにしましたというわけでございませ。

○柴田健委員 時間がありませんので先に進みますが、この改定部分の中で、国民栄養調査の執行に関する事務を政令市の市長が行えるようにするという改定部分は特に問題ありませんけれども、未成年者などである被調査者にかかわる親権者等の協力義務についての規定及び栄養調査員の任命に関する規定を削除するという部分についてですが、これは関係者の多くが手続的にめんどろな被調査者を調査対象から省こうとするものである。調査員の任命について、手抜き調査になリかねない。調査員の任命について、手抜きの削除は、医師や保健婦などの専門家から調査員を任命する方法について、パートやアルバイト調査員を委嘱する方法に切りかえることをねらった側面がある。国民の栄養状態や健康状態という個人のプライバシーにかかわる調査に素人のアルバイトで、しかも守秘義務のない委託調査員を充てることには問題があつて、調査内容の低下にもつながりかねない。こういう反対意見があります。これらは許認可整理に便乗したものであつて、しかも政府の説明が統一されておらないわけで、国民栄養調査の内容そのものにかかわるものでありますから、これらについてはやけ

り私はやめるべきであると考えますが、この点について御説明を願います。

○玉木説明員 いただいた御質問でございますが、第一点の問題でございますけれども、今回の改正は、国民に対する規制の緩和の観点からこれを削除することにしたものでありまして、許認可等の整理合理化の考え方に沿ったものと考えております。なお今後、禁治産者や未成年者の調査に当たっては、同一の世帯に住んでいる者がまた調査員の協力によりまして調査をやりましますので、調査におきまして支障は起きないものと考えております。

二番目の御質問でございますが、国民栄養調査員の第四條の第二項、三項の削除に關しましては、これは省令に移しまして同等の考え方でもって整理する予定でございます。

以上でございます。

○柴田(陸)委員 では次は、理容師法の一部改正、美容師法の一部改正及びクリーニング業法の一部改正の問題です。

これは、現在法定されております結核や皮膚疾患等の有無についての年一回の健康診断についての規定を省令に落として、回数をや一回に減らすものですが、これらの業種が直接不特定多数の者に接触する業種であることから見て、公衆に及ぼす影響が大きく、回数を減らすということには問題があると考えます。健康診断の結果、業務停止処分を受けた者は五十一年度だけでも数十例に上っており、現行規定は緩和すべきではなくて、都道府県により厳正にやっているとところとそうでないところがあるという現状を改めて、厳正に実施するように行政指導をすべきである、これが根本だと考えますが、この点はいかがですか。

○林説明員 今回の理美容師法はクリーニング業法の改正でございますけれども、今回の改正におきましては、理容師なりあるいは美容師、クリーニング所の従事者、これの受けるべき健康診断につきまして、対象疾病の範囲をそれから健康診断

の回数、これを厚生省令で定めることとしたしまして、その省令でこれらの者の負担の軽減が図られるような形にしたものでございます。現在、御指摘のように、結核とトラホーム、皮膚疾患につきまして回数二回という規定がございますが、とりわけその中の結核につきましては、患者数あるいは罹患率が急激に減少をいたしております。また一方、若年者の過剰なエックス線の被曝による身体等への影響、こういったものも考えられるわけでございまして、結核につきましては、最小必要限な回数を厚生省令で年一回以上という形に定めたいというものでございます。

なお、行政処分、いわゆる閉鎖命令というものの件数、御指摘ございましたけれども、五十一年度におきましては、理容なり美容につきましての行政処分というのは五十件ございまして、その内訳を申し上げますと、健康診断の結果、公衆衛生上業につくことが問題がある、こういったものの件数は理容で一件、美容で四件でございます。あと四十一年度につきましては健康診断を受けなかった者に対する業務停止、営業停止という処分でございます。これにつきましては、今後とも保健所の見地というように、あるいは理美容師自身の健康の保持という観点から、これはやはり重大な健康診断であるということで行政省としてやらなければいかぬ、また理容師としても受検義務があるというように形でございますので、今後ともこの適正な運営については努力してまいりたい、かように考えております。

○柴田(陸)委員 結核の罹病率が減少しているところあるいは感染した事例が少なくなるとか、そういうことを回数を減らす理由にしているわけですね。でも、これは問題であつて、年一回の健康診断があるために早期発見ができて大事に至った事例がない、こういうふうな解釈しなければならぬし、回数を減らす理由にはならないと考えます。関係者の中には、営業との関係で回数を減らしてもらいたいという意見を持っている人もないわけ

ではありませんけれども、同時に、定期的に健康診断を受ける機会がないので、従業者の健康保持という点では現状のままではよいという意見も少なからずあるわけですね。そういう意味で、回数を減らすことについてはなお検討する必要があると考えます。

次に、中小企業振興事業団法の一部改正の問題です。これは事業団評議員会評議員の任命権者を大臣から理事長に移すということであつて、実態としては現状を大きく変更するものではありませんが、将来における政策的選択という観点から見た場合、いさ急いで改定しなければならぬという緊急性はないのじゃないか。特殊法人の公正、民主的な運営を確保するための審議機関のあり方については、関係方面の意見が公正かつ総合的に反映するよう適正にするとともに、法人内部の付属機関とするか、それとも関係行政機関の付属機関とし、所管大臣の諮問に答申するものにするかについて検討してみることがあるわけですね。この点で、将来における政策的選択の余地を残すという意味で、いましばらく現状のままにしておいた方がよいのじゃないかというように考えるのですが、行管庁の考え方を伺います。

○佐倉政府委員 たいま御指摘の中小企業振興事業団の評議員のあり方の問題でございますが、これにつきましては、四十九年十一月六日の行政監視委員会の答申において指摘を受けているものでございます。そこで、ほかの事業団と区別する理由がないと認められるので、任命権を理事長に委譲するように、こういう答申があつたわけでございますけれども、ほかの事業団等すべてそうなっておりますので、この中小企業振興事業団につきましても同様に、これは理事長でよろしいのではないかと御判断で、こういう答申が出てきたものと考えております。

私も、この答申の指摘事項のとおり、これを推進する上からも、このように理事長に権限委譲して適当であるというふうに判断しております。なお、ほかの事業団等すべてそうなっておりますので、これだけ残っているという感じでございますので、この際このようにしたいかがかというふうな判断したわけでございます。

○柴田(陸)委員 じゃ、次は貸家組合法の廃止の問題ですが、この法律は、戦時中の物資不足という状況の中で制定されたものであるわけですが、その立法目的は、円滑な住宅供給のため行政官庁が資材割当ての便宜を供与するとともに、貸し家業者の経営の適正化を図ることにあつて、貸し家人と借家人双方にとって今日なお有効に活用できる性格をまだ持つておりますし、関係者は、やはり本法を廃止するのではなくて今日の情勢に合わせて改正し、大いに活用すべきであると、こう言っております。この改定部分につきましては、所管の委員会での住宅政策のあり方の問題を含め慎重に審議すべきであつて、許認可整理法案に盛り込むのは妥当ではないと考えます。特に今回の法律案は、法律の廃止という事項を盛り込む問題のある提出形式を持つておりますけれども、この貸家組合法の廃止の問題について、いま言いました意見も含めて御答弁を伺いたいと思ひます。

○佐倉政府委員 この貸家組合法は、御指摘のとおり昭和十六年三月に公布された法律でございます。当時、意味があつたわけでございますけれども、現在、建設資材等の特別割り当ての特例がもうすでなくなつております。そういう特例もないし、今後、民間賃貸住宅供給上機能する余地がないというふうな考えられております。そういうことで、簡素化の意味からこれを廃止したいかがかということでございます。これを規定している許認可等を廃止することによりまして、この組合法自体の存続の余地がこれまたなくなりまします。で、今回この法律を廃止することによつて許認可の整理を行いたい、こういうふうな判断したわけでございます。

○柴田(陸)委員 次は、許認可事務に關連して、車の構造、安全にかかわる許認可行政のあり方の問題として、車のさびつき、穴あきという欠陥問

題についてお尋ねしたいと思ひます。

この点につきましては、私が昨年の十一月二十五日の商工委員会、トヨタ、日産の四十六年以降生産の接着ウインドー方式採用の各車種のウインドー回りにさびつき、穴あき欠陥が多発して、トヨタ、日産だけで約百二十五万台、被害推定金額が五百億円以上に上ることを具体的に指摘しまして、その実態調査と原因究明及びメーカーに対する指導を実施するように要望をいたしました。そしてまた、ことしの一月五日の質問主意書でも重ねて同じ要望をしておきましたが、この問題について、その後どのような調査、研究をしたか、その結果がどうであったか、メーカーに対してどういう指導を行ったか、こういう問題について、運輸、通産両省からひとつ簡潔にお答えを願ひたいと思ひます。

○浜岡説明員 お答え申し上げます。

接着ウインドー方式の採用が行われましたのが昭和四十六年でございまして、大きな車のウインドーガラスの取りつけにつきましては、従来使われておりましたウエザーストリップ方式ではアメリカの安全基準に合格しないという事態が発生をいたしました。これに対処するという意味で、接着ウインドー方式が採用されたわけでござい

ます。先生から数度御指摘もございましたので、これの採用に伴うさびの関連について調べてみたわけでございます。私どもも、何カ所か駐車場とか中古車センターを回ってみましたし、それからメーカーを呼びまして実態の把握に努めたわけでございます。その結果といたしまして、従来のゴムにかわりまして金属製のモールを取りつけるといふことになった結果といたしまして、取りつけの過程で、ケースによって塗装面に小さな傷がつきまして、それがもとでさびが発生するケースがあり得るということが判明したわけでございます。

それにつきましても対策でございますが、まず、生産段階におきましては、モールに対するプラスチックのコーティングを行いますとか、ある

いは取りつけのためのクリップ等をプラスチックにかえるというようなことで、小さな傷が発生するとうような事態がないように、これはすでに何度かにわたりまして対策が講じられておるわけでございます。

それからすでに発売をされております車につきましても対策でございますが、いろいろな事態が考えられるわけでございますが、ケース・バイ・ケースに、この問題にディーラーあるいはメーカーが取り組みまして、もしさびの発生がどうも取りつけ過程での塗装の傷だというぐあいに認められるようなものにつきましては、極力誠意をもって問題の解決に当たるようにということで、現在強力な指導を行っておりますところでございます。

○柴田(陸)委員 ケース・バイ・ケースとかあるいは傷だとかいうようなことが言われましたけれども、やはり根本的な問題ではないかと思うので、メーカーは、いままでユーザーの苦情に對しまして、さびつき、穴あきの欠陥が一件もないのだ、こう言つてユーザーに責任を転嫁している状態であつたわけでは。

そこで通産省にお尋ねしますけれども、ユーザークレーム、これは昭和四十六年以降どれくらい寄せられてゐるのか、国の関係行政機関別、また外郭団体別の件数をお知らせいただきたいと思ひます。

○野崎説明員 お答えいたします。

当省に消費者のための相談室がございまして、そこへいろいろな相談が参つておるわけでございまして、昭和五十一年度におきましては、約四千件の苦情件数がございましたが、そのうち自動車に関する苦情件数は九十三件、そのうち、ただいまのようなさびの問題に関する苦情件数でございますが、これは三件でございました。

それから五十二年度におきましては、約四千件の苦情件数のうち、自動車に関するものは七十六件、さび自体に関するものは、いまのところ来ておらない状況でございまして。

また、日本消費者協会にも相談室がござい

けれども、ここで受け付けた相談件数が一万件くらい毎年ございまして、五十一年度におきましては、さびに関する苦情件数は見当たりません。五十二年度におきまして一件でございます。

以上のような状況でございまして、われわれといたしましては、これらの問題につきましても、事業者側と消費者との間で十分話し合いをして、事業者側が誠意を持って事に当たり、適正な処理をするようあつせんをしておるところでございます。

○柴田(陸)委員 いまのお話を聞いておりますと、非常に少ないようにうかがわれますけれども、これは通産省のその全貌の把握というものが非常に弱いのだというようにしか、私の経験からは考えられないわけでは。

ちよつと角度を変えてお伺いしますけれども、トヨタ、日産、三菱及び東洋工業の四十六年以降の生産車のうちに、接着ウインドー方式をとつての車のさびつき、穴あき欠陥の発生率と、安全面から見て特に問題のある事例はどれくらいあつたか、その点をお伺いします。

○浜岡説明員 接着ウインドー方式を採用いたしております車の種類は、かなりたくさんございまして、そのうち、一々車種別に生産台数を申し上げるのもいかにがと思ひますが、全体といたしまして、四十六年から昨年の暮れぐらゐまでに接着ウインドー方式で生産されました車は、大体三百万台前後ではなからうかというぐあいに思つております。

このウインドー回りのさびにつきましても、クレームというものは、車種によりましてかなり発生状況が違つておるようでございますし、それから、メーカーによりまして、クレームの定義あるいはクレーム処理の機関等がいろいろ違つておりますので、一律に比較をいたすといふことは、いかにがであらうかというぐあいに思ひますが、平均的に大観をいたしてみますと、発生率は〇・数%というやうな数字になるのではなからうかというぐあいに思つております。

なお、私どももマクロの数字で把握をいたして

おりまして、その中で安全性の問題に直結するものが何件あるか、あるいは安全性の問題に直結するやうなケースがそもそもあるのかどうかということについては、現在のところ把握をいたしておりません。

○柴田(陸)委員 どうもやはり把握が足りない、把握しておらないというようにしか考えられないわけですが、それでは、各メーカーが講じているさびつき、穴あき対策の概要、これを年次別に、メーカーごとに説明願ひたいと思ひます。

○浜岡説明員 トヨタ自動車につきましては、昭和四十七年から五十年にかけては、クリップのプラスチック化を行つております。それから昭和五十年からは、樹脂スプレーサーということで、塗装面を保護いたしましたためのプラスチックのスペーサーというものの導入を行つております。

それから日産自動車につきましては、昭和四十九年から五十年にかけては、同様に樹脂スプレーサーの採用を行つております。それから昭和五十年以降クリップのプラスチック化を行つておるわけでござい

ます。東洋工業につきましても内容はほぼ同様でございまして、昭和四十八年から四十九年にかけては、クリップのプラスチックコーティングを行つております。それから、昭和四十九年から五十年にかけては、プラスチックフィルムを使用しまして組みつけ作業の改善を行つております。これは、組みつけに当たりましてプラスチックシートで塗装面をカバーいたしまして、組みつけが済んだ後プラスチックのシートをはがすという方法でござい

ます。それから昭和五十年以降、モールの樹脂コーティング、それからクリップのプラスチック化というやうなことを行つております。三菱自動車につきましても、これは生産当初から一といひますのは、接着ウインドー方式を採用した車の生産開始時期が遅かつたわけでござい

ますが、生産当初からモールのプラスチックコーティングを行つております。それからさらに五十二年には、別の車種でござい

ラストチェック化を行うというような措置を講じておると承知いたしております。

以上でございます。

○柴田(陸)委員 どうもいまの答弁が実態とは違っているわけですか。

私はここに、ユーザ・ユニオンの協力を得ました、対策を講じる前後のクリップを持っていくわけですが、関係者の話を通産省が昨年十一月十二日に出した各メーカー銘柄別のモデルチェンジ実績表と突き合わせて確認しましたところ、トヨタの場合は、クラウンは四十九年十月から対策後のものを使っているが、セリカは五十二年の八月からであるわけです。日産ブルーバードの四十六年から五十二年七月まで対策前のものを使っております。パイオレットは、四十七年から五十二年五月まで使っております。三菱、東洋工業のものもここに載っているわけですが、これにつきましては、やはり実際と違う通産省の説明がなされております。実際と違う説明が出てくるわけですが、どういう方法でいまの調査をされたのか、お伺いします。

○浜岡説明員 昭和四十年という点にさかのぼる問題でございますので、実際には過去におけるメーカーの生産方式の推移をヒヤリングするという以外の方法が考えられませんが、それから、メーカーからの実態報告ということによっております。

なお、ただいま私、御説明いたしましたのは、各車種を横断的に見まして、ある時点において、ある車種について、その方法がとられておりますときに昭和何年というぐあいに申し上げておりますものですが、あるいは車種別に見ますと、申し上げた時点は少しずれがあるかと思いますが、一番初めにその方法を導入した年が何年であるかというところで御報告させていただいた次第でございます。

○柴田(陸)委員 四十六年生産車のうちに接着ウインドー方式の車種のウインドー回りのさびつ

き、穴あき欠陥が多発している原因を究明するようになつておられることを、いまだ二度にわたって要望しておいたわけですが、原因究明のためのテストあるいは通産省独自の研究、先ほどの説明によりまして、傷がついたというようなことを言われたいけれども、テストや研究を実際に行つたかどうか、お伺いします。

○浜岡説明員 繰り返しになりました大変恐縮でございますが、そういう実例があるかどうかという点で、私を含めまして私の課の職員が何カ所の中古車売り場とか駐車場とか、そういうところを現地視察をいたしてみまして、そういう事例もあるということも調べたわけでございます。その上で、各メーカーに対して、こういう問題の発生原因はどうかということ、各社別にそれぞれ詳しく事情聴取をいたしたわけでございますが、その結果を取りまとめますと、先ほど申し上げたようなことになるわけでございます。

○柴田(陸)委員 私は、さびつき、穴あき欠陥の原因は、静電気による一種の電食作用によるものであるということと、メーカー関係者の証言とあわせて指摘しておいたわけですが、私の指摘には耳を傾けるということはおられないようです。そして一方では、幾つか見たと言われますけれども、実際はメーカーの説明をうのみにする、言いなりになる、独自には本格的なテスト、研究、こういうことをしていないというのが通産省の態度であり、これははなはだけしからぬと思うわけです。

そこで、ブルーバードでも、十年前の510はウェザーストリップ方式であるため穴あき欠陥が起きていないわけですが、ところが、その後の510は接着ウインドー方式であるため多発しております。セドリックの場合、フロントウインドーは接着方式であるためにさびついてぶつぶつ穴があいているのに、後方ウインドーはウェザーストリップ方式であるためにほとんど傷んでいないわけですが、同じ接着ウインドー方式でもボロボロなどは防錆対策が万全であるためにほとんどさびついてい

ない。こうした実態は、駐車場や中古車センターに行けばすぐわかることであつて、こうした比較調査をやつたことがありますか。この比較調査の面でお伺いします。

○浜岡説明員 御指摘のように、ウェザーストリップ方式をとっております場合は、ウインドー回りのさびの発生という問題が比較的小さいということは事実でございます。

繰り返しになりますが、小さな車でございまして、車体の鉄板とガラスをゴムの枠でかみ合わせるという方法で取りつけが可能でございます。アメリカの基準上も余り問題がないわけでございますが、大型の車種で窓ガラスが大きくなつてまいりますと、ゴムの器材による取りつけではアメリカの基準に合格しにくいという問題がございまして、ウインドーガラスを直接車体に接着剤で取りつけをいたしまして、そのすき間をモールド覆うという方法がとられておるわけでございます。

〔委員長退席、村田委員長代理着席〕

取りつけの際にもし手際がございまして傷がつきまして、さびが発生した場合に、御指摘のようにモールドと車体が違う金属、片一方が普通鋼で片一方はステンレスというふうなことで、軽微な電食作用が、場合によつてさびの進行速度を速めるというふうな因果関係がどうもあるんではないかというぐあいに事態を把握いたしております。したがって、接着ウインドー方式の場合の方がさびが発生する可能性が高いという点は、先生御指摘のとおりではないかというぐあいに思っております。

○柴田(陸)委員 結局、素人が説明を受ければわかるようなことを通産省が否定するといひますか、いままでの調査のことを聞きますと、何をやっているんだと言いたくなるわけですが、そういう意味で、被害の実態調査や原因究明などをやる意思、これは本格的にやるということではなくては困るということをお聞きします。

わけでありまして、大臣がちょっと時間をお急ぎのようでありまして、大臣に関係します審議会の問題をここでちょっとはさんでおきたいと思ひます。

審議会の整理の問題につきましては、この法案では四十五審議会を対象に統廃合を行つて、三十五審議会を削減し、二十九審議会を対象に委員構成の合理化などを図ることにしており、このほか政令改正等による委員構成の合理化等が数十審議会に上り、その規模は戦後最大のものになつております。しかし、その内容には随所に欠陥問題があるというように考えております。

そこで、まず最初に伺ひますが、本法案とあわせて、政令改正等で委員構成の合理化などを予定している審議会などの数はどれくらいになるか。

○辻政府委員 今回、審議会等の委員構成の改善につきましても御提案申し上げたのは、審議会制度の趣旨に即して、できるだけ民間有識者を中心とした体制に切りかえたい、そのために行政機関職員につきましても、できる限り除外する。同様な趣旨で、大臣会長制あるいは行政機関の職員が会長になつてくる制度についても可能な限り廃止する。それから、その措置とあわせて、行政簡素化の見地から委員の数の削減を図る、かような趣旨でございます。

そこで、ただいま御指摘のように、それでは法律、政令等に分けてどういうふうになつてくるかという問題でございますが、まず第一に行政機関職員除外の問題でございます。ただいま御提案申し上げております審議会のいわゆる一括整理法によりまして、三十八、そのほか法律措置を別途講じさせていただいておられるものが一つ、合計三十九でございます。それから、ただいまの段階で政令改正を予定いたしておりますのが三十四でございます。なお、審議会自体を廃止いたしますために行政機関職員も当然にいくなくなるというものが別に八ございまして、したがって、現在、行政機関職員を含んでおります審議会が全体の約半数の百二十三ございまして、この措置をとら

していただきました後では四十程度になると考えておるわけでございます。

それから大臣会長制でございますが、現在、十四審議会が大臣会長制をとっております。ただいまの法律によりまして廃止をいたしたいと考えておりますのが二でございます。そのほか審議会自体が廃止になりますのが一つでございます。それから政令改正を予定しているのが三つあるわけでございます。したがって、合わせまして五審議会を廃止の予定、別途審議会自体が廃止になるのが一つ、こういうことでございます。

それから行政機関の職員会長制につきましましては、現在五審議会でございますが、そのうち法律改正によりまして一つ、政令改正によりまして二つ、合わせまして三審議会の廃止を予定いたしているわけでございます。

なお、委員数の縮減につきましては、この法律の改正によりまして四百十四人の委員数の縮減がございまして、そのほか政令改正あるいは運用面で凍結すること等によりまして、合わせまして八百人を縮減の予定でございます。そのほか、審議会が廃止をされるもの、それに伴って委員の数が当然減るといふのが約二百人ございまして、合計いたしますと約千人、現在の審議会委員の総数が六千二百でございまして、そのうち約千人が減る、かようなふうに予定しているところでございます。

○柴田(陸)委員 委員構成の問題ですが、そもそも審議会制度は、戦後の行政民主化の中で国民各層の意見や関係方面の専門的知識を行政運営に導入し、官僚的な行政運営を打破して、国民全体に奉仕する公正、民主的で効率的な行政を実現するために、行政委員会制度とともに広く採用された制度であります。しかし、その現状は、大企業役員と財界代表が政府関係者とともに各種審議会委員として重要な地位と比重を占め、審議会を大企業奉仕の許認可事項の決定や官僚的な行政運営の隠れみみとして悪用してきた、こういう批判があるわけですから、こうした委員人事は、一面、財政官癒着の

最たるものであって、戦後の一連の疑獄事件の中でその最大の温床の一つとなってきたということもまた紛れもない事実であります。同時に、国民生活にとつても見過ごすことのできない問題であります。今日の審議会民主化の中心的な問題は、こうした委員構成に抜本的なメスを入れて、国民各層の意見が公正かつ総合的に反映するように適正化し、審議会制度を国民全体に奉仕する公正、民主的な行政運営を確保するために活用するかという点にあると思っております。この点でこの法案は、政令改正事項を含めて行政職員委員制が廃止されるのは対象審議会の約半分、大臣、行政職員会長制が廃止されるのは対象の約四分の一だけであつて、これは不徹底であると考えております。しかも、大企業役員や財界の代表が重要な地位と比重を占めている現状にはメスが入られようとしていないという重大な欠陥問題があるわけでございます。そういう意味で、国民全体のために公正、民主的な行政運営を確保する、そういう趣旨での改革をやらなければならないと考えるわけですから、今後のこの問題についての改革の方向、計画、見通しというものについて、行政管理局長官の見解、さらに内閣官房の見解もお伺いしたいと思つております。

○荒船国務大臣 お答えいたします。一面そういうふうな批判もあるかもしれませんが、これは審議会の制度といたしまして、各界からエキスパートを集めておるのでございまして、大企業を中心に、それから政治と大企業の癒着だといふようなことは決してないと思つております。しかし、特殊法人も審議会も終戦後非常にふやして膨張しております。したがって、これは国民の税金をむだ遣ひをしないようにするべく改革をし、削減できるものは削減をする、そして国民の期待に沿うようにやっていきたいと思つております。いまお述べになつたようなことも、御趣旨を十分踏まえてこうした整備をしていくつもりでございます。どうぞよろしくお伺いします。

○柴田(陸)委員 もう一つ長官にお伺いします。が、運営の問題ですけれども、ロッキード事件とかあるはいま言われております日韓癒着問題を契機にいたしまして、わが国の政治における行き過ぎた秘密主義といひますか、密室的な行政運営に対する批判が強まって、審議会に關して言えば、アメリカがウォーターゲート事件を教訓にして行政委員会公開に踏み切つたように、わが国でも審議会の公開の原則を確立するということが求められていふところがあるわけですが、何もかも公開しろと言ふわけではございませんけれども、公開の原則にするというところが正しいんじゃないかと思つております。また、事案の審議に際しましては、関係各面の意見を公正かつ総合的に反映させ、合理的な決定を行うために公聴会を開催する、これを原則として確立すること。また、これは臨調の意見にもありますけれども、公正、民主的な審議会通則を確立することなども大きな国民的要望となつていふところがございます。ところが、政府はこうした運営上の改革については、今度はまた具体的な改革案を出されておられません。そこで、審議会公開原則は、たとえば中央漁業調整審議会などではすでに法定されておりますし、運輸審議会のように公聴会主義の原則を確立しているものもあるわけですが、また、通則の確立という問題は臨調でも指摘しているわけでありまして、

そこで、行管庁としては、こうした原則や通則の確立という問題を含め、今後の行政改革の課題の一つとして前向きに検討してもらいたいし、検討すべきであるというふうに思ふので、すけれども、長官の決意をお伺いいたしまして、長官に關する質問は終わりたいと思つております。

○荒船国務大臣 御指摘の点十分承りまして、これを踏まえてつづいてやっていきたいと思つております。

○柴田(陸)委員 では長官はよろしうございまして、引き続き審議会の問題で、今度は廃止の問題についてお伺いします。

法案では、労働基準監督官分限審議会や旧軍港

市国有財産処理審議会などの事実上の廃止を含めて八審議会を廃止することにしておりますが、廃止による経費節減効果は年間約五百万円前後であつて、財政的にはほとんど意味がないわけですね。

そこでまず初めに、監督官の身分保障のための分限審議会の事実上の廃止、つまり必要の都度置くという方式に改めるという改定の問題ですが、労働省は二十六年以降事案がないということと廃止理由にしておりますけれども、これも本末転倒だと思ふわけですね。こうした制度的な保障があるから事案が生じないので、事案がないこと自体に分限審議会の存在意義があるのであつて、廃止することは間違ひだと思ふわけですね。しかも本審議会の経費はゼロでありまして、廃止することによるメリツトというのは何もないわけですね。本審議会を事実上廃止しなければならぬその緊急性が一体どこにあるのかといふことについてお伺いします。

○松井説明員 お答えいたします。御存じのとおり、労働基準監督官分限審議会は、国家公務員法における国家公務員の身分保障の上に、労働基準監督官を罷免するには分限審議会の同意を要するといふ規定を設けまして、特別の身分保障を与えているものでございまして、私どもも、その規定の意味をかくように認識しております。

ところで、先生おっしゃいましたように労働基準監督官の罷免事案と申しますのは、昭和二十六年まではございまして、その後はないわけでございます。つまり罷免事案といふのはまれにしか生じてないようなのが実態になつていふわけでございます。しかしこの規定につきましましては、先生御指摘のように私も必要がないといふふうに思つていふものではございません。むしろこういう罷免事案といふのは生じない方がいいと思つていふわけでございます。とは申しましたも、それなものがゆえにこの規定がなくして済むといふように思つていふわけではございません。そのようないふこと、この規定につきましましてはまれにしか生じない、しかしながら必要であるので必要の都度設け

れば足りるのではないかというふうに考えまして、今回の整理統合の一環としてこういう措置がとられたわけでございます。

このやり方につきましてはいろいろなやり方が考えられますが、全く廃止してしまおうということとは、これは必要でございまして、そういうやり方はとれない。そのほかに中央労働基準審議会に統合するという可能性も考えられたわけでございしますが、これにつきましては、現在監督官分限審議会は中央労働基準審議会の労働、公益各委員一名ずつ計三名のほかに、監督官の代表三名、一般職員代表三名という特別の三者構成の制度をとっておりますが、そういうようなものと労働基準審議会との構成の関係をどうなふうにしたらいかなという問題もありまして、そのような可能性はさておきまして、その都度設けるという方式をとったわけでございます。

言いかえまして、労働省設置法におけるいわゆる短冊からこの分限審議会は落としてしまいましたが、しかしながら先ほど挙げました労働基準法九十九条四項、監督官を罷免するには監督官分限審議会の同意を要するという規定はそのまま残しまして、事実が起った場合にはその都度設置するという方式をとったわけでございします。つまり廃止したわけではございませんで、常設機関としてはやめたわけではございますが、必要なケースが起ればその都度設けるという方式をとっているわけでございします。

○柴田(睦)委員 ですから、そういうふうに変えてもメリットは実際上ない。そしてまた常時存在するということにメリットがあるということを考えて、そういうふうな政令に落とすとして必要な都度設置するというやり方に改めるといふのは、これは筋違いだということでありまして。審議会の設置とこの所掌事務の範囲は法律で定めるべきでありまして、必要の都度政令で設置するというやり方は行政組織法の第八条の立法趣旨に反しますし、組織法全体の精神にも反するといふだけではないで、その構成や運営のあり方が官僚主義的に

改悪される、そういうおそれのある問題があるわけでは。私は、この改正部分は削除すべきであるというふうな考えております。この点について行管庁と法務省の見解をお伺いします。

○辻政府委員 労働基準監督官分限審議会の問題につきましましては、ただいま労働省からお答え申し上げたとおりでございまして、私どもの考えは常設の審議会としては必ずしも必要ないので、これを整理して事実が生じた場合にその都度設置する。しかし、設置の根拠は労働基準法の規定、九十九条第四項でございしますか、それを現状のまま存続するわけでございしますし、またこの分限審議会の委員の選任手続等もあらかじめ規定するということにするつもりでございします。現在の労働基準監督官の身分の保障機能と申しますものは後退するものではないというふうに考えているわけではございします。

○松井説明員 いまの行管局長の答弁のとおりでございしますが、若干補足させていただきますと、御存じのとおり、労働基準監督官分限審議会は中央労働基準審議会の委員、労働、公益各一名、それから監督官、それから一般職員の代表で構成することになっておられるわけでございまして、この構成は全く変わりがありません。これは現在政令で規定されているわけでございまして、この政令はそのまますべて存続することとし、また実際にその構成につきましましては、事前に候補者のリストをあらかじめ定めておくというふうなことをやりまして、その身分保障をそういう面でも裏打ちして、実際上の後退がないようにいたしたいと私も考えておるところでございします。

○土肥説明員 先生の御質問でございしますが、法務省の所管事項には直接関係がございしませんので、よろしくお願ひいたします。

○柴田(睦)委員 行政組織法第八条の立法趣旨という問題ですけれども、関係ないのですか。

○辻政府委員 国家行政組織法第八条との関係についての御質疑かと存じますが、第一項に「法律の定めるところにより、」置く」と書いてござい

すけれども、これは必ずしも何々審議会を設置するという形の積極的規定に限定されるものではないのではありませんか。設置の根拠が法律に規定されておれば足りるのではないかと存じます。先ほど申し上げましたように、労働基準法第九十九条第四項がそういう意味の設置の根拠であると解釈いたしております。

○柴田(睦)委員 行政組織法の第八条という重みをやはり考えなければいけないということを言っているわけでは。

時間がありませんので、次に、国民金融公庫の民主的な運営のために設けられております国民金融審議会ですけれども、これもやはり民主的に改組、強化する必要があると考えます。また一方、これを廃止しなければならないという合理的な理由は何かないかと思っております。これに要する経費は年間やはいく数百万円程度であつて、これだけの経費で国民金融公庫の民主的な運営を確保することができるとなれば、これは国民にとつても安上がりなものであるわけでは。本改正部分についても私は削除すべきだと思つておられますけれども、行管と大蔵省の意見をお伺いします。

○藤田説明員 大蔵省の方からお答え申し上げます。

国民金融審議会は、御承知のように国民金融公庫が昭和二十四年に庶民金融公庫から新たに国民大衆に對して事業資金を供給するという任務を持った金融公庫として改組設立されたときに設けられたものでございします。その後、金融公庫といひましては住宅金融公庫、中小企業金融公庫その他もろもろの公庫が設立されておられるわけでございしますけれども、これらの公庫につきましましては、かかる審議会は設けられておりません。こ

に持つていくのか、それについて借入者である国民大衆の意向を十分反映するような運営に努めるように、こつういふ趣旨であつたのではないかと理解しておるわけでございします。

その後、国民金融公庫発足以来三十年を経過しておるわけでございしますが、今回行管の方から審議会に關します整理統合を抜本的に行いたいという提案がございまして、われわれもこの問題につきましまして慎重に検討いたしました。

ただ、国民金融公庫は、三十年の業務を経験いたしまして、零細な中小企業に對して事業資金を供給するという業務の方法がすでに確立されてきておるわけでございします。改組当初の、どういふ方向にどういふ仕事をやるのかという時代からすでに安定した地位を確保しているのではないかとこつういふふうに考えて、したがひまして、すでに設立当初のいろいろと困難期は脱してきておるのではないかとこつういふふうに考えてございします。さらにまた、公庫自身も全国に百三十以上に及ぶ支店を持つておりまして、そこで国民の利用者の方々と密接な連絡を保ちながら、その意見を十分反映できるような組織にすでに成長しておるということでは言えるのではないかと思ひます。

また行政サイドにつきましても、中小企業庁が設立され、中小企業金融全般にわたつていろいろ意見を述べ、さらに関係各省といつたサイドからも、それぞれ利用者立場につきましまして大蔵省に對して意見を述べられる機会をお持ちであるわけでございします。さらにまた、これは当然のことでございますけれども、公庫の運営その他につきましましては、予算とともに国会へ御提出申し上げまして、国会でも十分御審議願つておる、こつういふことになつております。

したがひまして、われわれとしては現状では、本金融審議会が仮に廃止されましても国民の利用者、零細な小規模事業者の意向を反映した業務運営といふのは十分可能なのではないかと、こつういふふうに考えてまして、私どももいたしましては、国民金融審議会の廃止はやむを得ないのではないかと

というふうに考えておる次第でございます。

○柴田(睦)委員 それからも一つ、旧軍港市国有財産処理審議会、これを関東財務局に移管することについても問題があると考えております。地方に移管するならば、関係各財務局に置くべきであつて、関東財務局に置いて関係各財務局長の諮問に答えるというやり方は、これは変則的なやり方であつて、こういうことはやるべきじゃないというふうに考えます。各財務局に置けないならば、これまでどおり中央に置いて、関係財務局長の諮問に答えるような方式にすべきであると思ひます。本改定は経費の節減対策という点では何らメリットもないわけで、関東財務局に移管する必要は全くないと考えますけれども、この点について、大蔵省と行政管理庁の意見をお伺いします。

○松岡説明員 旧軍港市国有財産処理審議会でございますが、これは旧軍港市転換法に基づき旧軍港市に所在する旧軍用財産の処理について調査審議する審議会でございます。今回これを、旧軍港市の実情をよりの確に把握できる財務局に移管することとしたものでございます。

これによりまして、旧軍港市に所在する旧軍用財産の処理について、従来大蔵本省、財務局、出張所の三つの段階で審査いたしておりましたものを、財務局及び出張所の二段階で審査することになりまして、処理の迅速化あるいは行政の簡素化が図られることになるわけでございます。

ただいま先生から御指摘のありました、財務局に移管するのであれば、旧軍港四市それぞれを管轄する四つの財務局に設けてはどうか、こういう点でございますけれども、行政簡素化の一環という点でございまして、大蔵本省に設けられた審議会一つを財務局に移管した結果、審議会が四つであるということでは、これは簡素化の趣旨に逆行することにもなりかねませんので、このところは、財務局に移管しつつ、その中で関東財務局に設ける、その設けられました審議会に、関東財務局長を初め関係の財務局長がそれぞれ諮問をして適切な処理

を図つてまいる、こういう方針をお願いしたわけでございます。

○辻政府委員 旧軍港市国有財産処理審議会を関東財務局に移管いたします理由につきましては、ただいま大蔵省から御説明申し上げたとおりでございます。要するにこの国有財産の処理という仕事は現地的な事務でございますので、むしろ財務局に移管する方が適當ではないかと考えたわけでございます。

それから四つ設けたらどうかという御指摘もございましてけれども、これは先ほど大蔵省から申し上げましたように、それでは行政簡素化にならないということもございまして、また審議事項に關しまして、関係四市相互間のバランスをとるという点から見ても、関東財務局に一つ置いた方が適當ではないか、またそういう例はほかにもございまして、そういうことを勘案いたしまして、今回の措置をとることとしたわけでございまして、

○柴田(睦)委員 先ほどの車の問題に戻ります。今度運輸省の方に伺いますけれども、さびつき、穴あき欠陥の問題がたゞさん出てきておりまして、これは保安基準上も問題になるものが少なくないの、車の安全性という観点から、実態調査や立入検査をするように、私いまでも要望してきただけですけれども、運輸省として、調査や立入検査をしたかどうか、お伺いします。

○大丸(令)政府委員 自動車さびの問題でございますが、一般的には商品性の問題であると考えますが、強度及び機能に関する部分であつて、安全に關係してまいりますものについては、運輸省としても十分調査し、対策を立てていかなければならないと考えております。

質問主意書等いろいろ御指摘をいただいた点につきまして、私も自動車の強度、機能に關係する部分については現在調査をいたしておるところでございますが、現時点において設計、製作上に起因するため、それが安全上に問題が生じた、したがってリコールに相當する、そういうた

ようなケースは見当たっておりません。

しかしながら、今後なおこの問題については継続して調査を進めてまいりまして、問題が生ずる、もしくはそのおそれがある場合におきましては、必要な処置を講じてまいりたいと考えております。

○柴田(睦)委員 ここに運輸省自動車局が監修いたしました「保安基準詳解」というのがあるわけですが、その十八条の第一項には「自動車の車わく及び車体は、左の基準に適合しなければならぬ」ということで、第一号に「車わく及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること」というのがあつて、「解説」の方を見ますと、「第一項第一号は、車わく及び車体が十分な強度、剛性を有しなければならぬことを規定したものである。」というふうに書いてあるわけですが、ウインドー回りがさびついて、至るところに穴があくというようなのは保安基準違反の疑いが出てくると思ひますけれども、いかがですか。

○大丸(令)政府委員 車枠及び車体は、堅牢で運行に十分耐えるものであること、そのとおりでございます。しかしながら、製作時点からその使用に耐えなくなるまで、十年前後になると思ひます。すべての部分が果たしてそういう点に耐え期間十分に耐えられるかどうかという点については、これは必ずしもその設計、製作段階からそういったようなことが保証できるという性質のものではないのであつて、必要に応じて点検整備によってどういった状態を保つ必要があると考えておるところでございます。そのために、定期点検を実施し、もしくは車検を契機として安全性のチェックをいたしておるところでございます。

ところで、ただいまの窓ガラスの取り付け方式についてのウエザーストリップ方式とそれから接着方式についての相違につきましては、接着方式はもとよりと車体への取り付け強度を強くするという観点からとられた方式でございます。そういう意味において、安全上の問題はないものと考えております。

なお、さびが出てまいるという点につきましては、そのさびが原因でガラスの取り付け強度が弱くなつて、そして外れるといったような事態に至ります状態というものは、これは通常考えられないことではございまして、それ以前に点検修理が行われるべき性質のものと考えております。

○柴田(睦)委員 写真を見ていただきながら具体的に質問したいと思ひます。

実例を持ってきたのですが、その写真の中の二、三を見ていただきたいと思ひます。これはユーザユニオンの協力を得て調査したものの一部ですけれども、それは昭和四十九年三月登録、走行二万七千五百キロのバイオレット710であるわけですが、この程度のさびつきは保安基準違反の疑いは出てこないか。この一、二、三で見てください。

○大丸(令)政府委員 写真を拝見いたしますと、確かに周りがある程度さびておる点はあるかと思いますが、さびが安全上窓ガラスの取り付け強度にどれだけの影響度があるかという点については、さらに具体的に試験等を行つてみなければならぬと思ひます。またさびの生じたような状態が生じましたら、やはり車の手入れと申しますか、整備を行うのが通常の考え方であらうというふうに考えます。

○柴田(睦)委員 それでは写真の四、五を見てもいいのですが、これもバイオレットです。そこで、あちこちにぶつ穴があいて、このまゝほうほうと穴と穴があいて、ウインドーがちょっととした衝撃で飛び出すおそれがある大きな状態だと思ひます。これを見ますと、保安基準違反の疑いがあると思ひます。どういふふうに考えられるのか。これぐらいになりますと、雨漏りがして雨の日には使い物にならない。街角でよくガムテープを張りつけて雨漏りを防いでいる乗用車を見かけるのですけれども、雨漏りは防げては衝突時の車内からの飛び出しを防ぐことはむずかしい。そういう意味で、安全基準上問題があると思ひますが、いかがですか。

○大丸(令)政府委員 四、五の写真を見せていただきますと、非常に腐食が激しいようで、穴があいております。恐らくこの車を私どもの自動車検査場へ持ってまいりましたら車検は通らないと考えます。しかしながら、自動車の安全の確保という点につきましては、自動車使用者に第一義的にその保守の義務があるわけでございます。したがって、こういったような状態になる前に整備がなされるべきであると考えます。

○柴田(睦)委員 では続いて、八を見てもらいたいのですが、まさにウインドーがぼろりと落ちるような状態になっております。穴と穴がつながって、ウインドー回りが線状に穴があいて、ウインドーが落ちるのはもう時間の問題だ。こうなりますと、私は、やはり保安基準違反だ、これが違反でないと言ふなら保安基準は変える必要があるということになると思うのです。

実は最初の一、二、三と四、五の写真、これは同じ車であるわけです。もう二枚の写真の六、七を見ていただきたいのですが、これは八と同じもので、四十八年の五月に登録した走行三万八千キロのクラウンヘッドトップMS70型であります。これでもわかりますように、外見は普通に見えても、モールを外すとこんなありさまであるわけです。こうした保安基準違反、またはそのおそれのあるものが実際に町にはごろごろしているという状況であるわけです。ユーザーユニオンの協力を得て推定をしたところでは、年一〇〇の廃車率を見込んだとしても対象車は百二十五万台以上、修理代を一台四、五万円と安く見積もっても被害額は五百億円を下回らないというような重大な欠陥問題であるわけです。

手元の写真のクリップを見ていただきたいのですけれども、穴があいているのはクリップの取り付け部分であるわけです。私が主張しておりますように、静電気がこの両者の間でスパークし、塗膜を破ってそこからさびつきが始まるのであって、さびつきや穴あき欠陥と接着ウインドー方式との因果関係はこの写真を見ても明らかであると

思うわけです。運輸省は、その点を含めてどう考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○大丸(令)政府委員 最後の八の写真は相当に腐食が激しいものと考えております。モールの有無によってこういったようなさびの実態が発見できるかどうかという問題につきましては、十分私も検討したいと思っております。またこの車がどういう状況で使われたものかという点についても、私どもとしても今後十分調査検討を進めてまいりたいと考えております。

○柴田(睦)委員 じゃ今度は経企庁に伺います。国民生活センターが昭和四十六年以降受け付けた車の相談件数と、そのうちのさびつき、穴あきに関する相談件数及びその処理状況を説明願いたいと思います。

○吉村説明員 お答えいたします。国民生活センターに対して寄せられました自動車に関する相談の件数は、昭和四十八年から増加しております。毎年約百件前後でございます。そのうちさびつきについての相談を受け、国民生活センターがこれを処理しました件数は昭和四十六、七両年度についてはございせんが、四十八年度は一件、それから四十九年度は二件、五十年度は四件、五十一年度は十八件、五十二年度は三件の合計二十八件でございます。

それからこの二十八件の処理結果につきまして、無償で修理されたものが十四件、それから修理費の折半あるいは値引きをされたものが四件、原因がどうも確定できなくて補償等がなかったものが五件、さらにメーカーの説明を相談した人が了承し納得したもの、またそれを取り下げたものが合計四件、その他が一件の合計二十八件でございます。

○柴田(睦)委員 いまの無償修理十四件というのは、これはメーカーが責任をとったというように理解してよろしいのでしょうか。

○吉村説明員 お答えいたします。私どもの方でその責任を負うてという点については何とお答えできませんが、結果といたしま

して無償で修理した、相談者とメーカーなりディーラーなりとの間に国民生活センターが入りまして無償で処理したというふうな結果の報告を受けでございます。

○柴田(睦)委員 メーカーの相談件数の半数に当たるクレームについては結局無償で修理をした。これは、その点については責任をとったというように考えるのが常識であると思うのです。ということとは、設計上、構造上欠陥があることをメーカーは間接的には認めているというように思うのですけれども、すけれども、運輸省はどう思いますか。

○大丸(令)政府委員 自動車各部につきましては一定の保証期間がございまして、したがって、その保証期間内のものでございまして、これは当然無償で整備をすると考えています。それ以外の場合につきましては、無償修理ということとは、私どももいたしましては特別のそういった場合については考えられないと思っております。

○柴田(睦)委員 保証期間という短い期間に無償で修理をするというのはまさにメーカーが、さびですからね、その欠陥を認めたのだ、これはだれが考えてもそう見るのが当然だと思うのです。ところで、五十一年の五月にカナダのトロントの集団訴訟で百二十五億円のさびの補償を行いましたフォードでは二年間で一億ドル、いまの日本円にして二百二十億円の巨費をかけて研究を重ねまして新式の電着塗装システムを開発し、この一月から工場生産開始をしております。GMも同じであるわけです。欧州でもボルシェやボルボは商品化しております。欧米の自動車先進国の防錆対策に比べ、わが国の国内向け車の防錆対策はお粗末きまりないというように言わざるを得ないのです。こうした国際比較から見ても、国内向け接着ウインドー方式の車にさびつき、穴あき問題が起きているのは当然だと言えるわけです。この点から見ましても、不十分な防錆対策と接着ウインドー方式が結びついて、さびつき、穴あき問題を引き起こしていることは間違いないことであります。

運輸省としては、そういう意味で保安基準違反、またその疑いがあるものとして、直ちにメーカーなどに対する立入検査を行うとともに、公害安全研究所でさびつき、穴あき欠陥車に保安基準上の問題があるかどうかについての衝突テストを実施すべきであるというように考えます。

〔村田委員長代理退席 委員長着席〕

接着ウインドー方式は、さびつきについて穴があくという問題だけではないわけです。接着剤が塗装と一緒に剝離してフロントガラスの上が外れるという故障が、四十六年から五十一年に生産されたブルーバード600、約七十七万台あるわけですけれども、これを初め数車種にわたって起きております。トヨタでも、タクシーなどに使われておりますRS60、その他の車両で後方ウインドーの接着剤が外れるという故障が五十年ごろから多発しております。フロントウインドーやリアウインドーががたがた音を出して外れるというふうなものは危険きまりないわけです。追突されたときや追突したとき、運転手や乗客は車外にはうり出され、死亡事故にもつながりかねない。安全上もきわめて問題があるわけです。そういう意味で、日産の00さび対策では、さびつき、穴あき対策というだけではなくて、こうした欠陥対策もやはり並行して実施しているというように聞いております。

運輸省としては、こうした欠陥問題を含め本格的な調査をする、そういう意味でメーカーなどに立入検査をすべきである、いまの段階ではそれをやらなければいけないと思うのですけれども、この点はいかがですか。

○大丸(令)政府委員 自動車は耐久消費財でございますが、その寿命は平均約十年になるわけでございますが、この間におきまして正常なユーザーとしての点検整備が行われなければならない、それなくしては自動車の安全性の確保はできないものと考えます。

ところで、さびの問題でございますが、さびにつきましましては、急に発生するというものではなくて、徐々に進行していくものである。ユーザーが

通常の考え方で点検整備を行っていった場合にそのういったことが発見できない、そしてそのために突如として安全に問題が出てくる、こういっような問題になりますと、これは非常に危険である、ユーザが予測しない危険が出てくると考えられるわけでございます。私もそういったしましては、さびの問題は一般的には商品性の問題ではないかと考えますが、安全に係る部分が出てまいりました。安全に係る部分もございまして、そういったものにつきましては、今後とも十分調査いたしまして、安全対策を講じてまいりたいと考えます。

○柴田(睦)委員 その写真にありますように、二万キロ台あるいは三万キロ台、それしか走っていないのにさびが出てくる。それはそれだけではなくて、まだたくさんあるわけですから。そういう意味では、結局防錆対策ということで認可が余りにも簡単になされているという問題があると思われたい。そしてそれはユーザに責任を負わすというふうなことになる、何万円という金がかかるわけ、ユーザはひどい目に遭うわけですから。そういう意味で、最初から、先ほど挙げましたようなアメリカや欧州の例、そうしたものを考へて、そうしたさびが生じないような、そういう基準でやっていかなくちゃならない。人命の問題にも関する問題ですから、その点は調査をするというところでありますけれども、運輸省としては、やはり人命の問題だということから調査をして、是正の措置を講じていただきたいと思うわけですが、その調査をいつごろまでにやるのか。これは私は前から言っておりますが、どうも通産省に聞いても運輸省に聞いても、その調査が本格的でないというように思うわけですから、いまま言われました調査というものをいつごろまでにやられるのか、このことを伺います。

○大丸(令)政府委員 さびが通常考えられる以上に非常に速い速度でさびていくというケースが出てまいりと思いますが、それは一つには保証期間の問題ではなからうかと思えます。そういう問題

ではなくて、通常の点検整備、ユーザの義務を果たしてなおかつ問題が出てくるという点につきまして、私も安全上の問題として、従来もやってまいりましたが、今後とも十分監督を強化して、この問題を調査し、安全対策を十分にしていまいたいと考えます。

○柴田(睦)委員 時間が参りましたので終わりますが、問題は、審議会、許可、いずれの法律においても、まだたくさん残っているわけですから、いづれ総理に対する質問という機会もあるそうでありまして、そのときに譲りまして、きょうは終わります。

○始閣委員長 上田卓三君。

○上田委員 各省庁の方がたくさんお見えでございますので、以下関連の質問をさせていただきますので、よろしく願います、このように思います。

まず、文化庁並びに警察庁の方に御質問申し上げますが、古書業界が警察の鑑札によって統制されていることを知って私自身慄然といたしておるところであります。古書店は、古物営業法の二条の規定によって、警察の許可を得て初めて営業できるということになっておるわけでありまして、業界ではこの許可証のことを鑑札と呼んでおるようでございます。わが国の文化と学問の発展あるいは普及に重要な役割を果たしている古書籍業者が警察の鑑札のもとに統制されていることを、文化庁として本心に気持ちのよいものだと思っておるのかどうか。非常に私としては理解に苦しむわけでございます。古本屋さんの仕入れ台帳を重要な武器に戦前の思想弾圧といいますが、あるいは言論統制が実行されたことを振り返ってみれば、本心に私自身大きな問題を含んでおる、このように考えておるわけでございます。そういう点で文化庁の考え方を聞かせ願いたい。

また、時間の関係もございまして、続けて申し上げますが、十数年前の古書籍の業者の運動によって、今日では古書を売る場合、身分証明書の

提出と住所氏名の記入の必要性はなくなったというように聞いておるのですが、それが本当であるかどうか。品ぶれという名前が呼ばれておるようございまして、このような封建時代に起源を持つところの言葉がいまも生きていっているのも非常に珍しい法律だと言わざるを得ないわけでありまして、そういう点で過去一年間、古書籍業者に對して何件程度、いわゆる第二十条に言うところの品ぶれを免したのか、お聞かせをいただきたい。

それから次に、過去一年間、古書籍業者に対して何回の古物及び帳簿の検査、これは第二十三条でございまして、これを行ったのかということでありまして、

第三点には、過去一年間、第二十三条第三項に基づき、古書籍業者から何回、そしていかなる報告を求めたかということについて明確にお答えいただきたい、このように思います。

○西川説明員 お答え申し上げます。

古本屋につきましては文化庁で所管してはどうかという御質問についてでございますが、文化庁では、学術的あるいは価値の高い文化財について、これを国宝、重要文化財に指定し、保存を図るという立場から、文化財保護法を行っておるわけでございます。古書籍についても、こうした基準によって文化財指定を行っております。

なお、古書の営業の一般につきましては、文化財保護法の行政の対策とすることはむずかしいというふうに考えておまして、これにつきましては警察庁等、所管の省庁がおりますので、文化財保護の見地から必要な問題が起りましたときに協力をお願いしたいというふうに考えております。

○柳館説明員 お答え申し上げます。

先ほど身分証明書の提出と、それから台帳に対する住所、氏名の記入の問題についての御質問でございまして、御指摘のように、昭和三十年からずっと、先生のおっしゃるとおりの法律上の扱いをいたしております。

それから第二点でございますけれども、品ぶれあるいは検査、立ち入り、さらには報告、このいずれにつきましても統計上の数字把握はいたしておらないわけでございます。これは何も古物に限らずで、いろいろな場合にこういう点についての統計をとらないということが多々ございまして、書籍の場合につきましてもとっておらないわけでございます。

ただ、私も推定しておりますが、品ぶれにしましては、報告にしまして、検査あるいは立ち入りにいたしまして、古い書籍につきましましては非常に少ないだろうというぐあいに推定いたしております。

○上田委員 統計上調査していない、こういうことですが、あるいはまた、古い書物については調査をしていないのではないかと、少ないのではないかと、こういうような話です。少ないと言ふよりも、もう皆無に近いのじゃないですか。実際こういう法律がありながら、いま言いましたように二十条の品ぶれの問題とか、あるいは第二十三条のいわゆる帳簿の調査といいますが、そういうものが現実になされていないというところは、もうこの法律自身が余り必要でない、こういうことにもなりかねないわけでございます。特にそういう高価な物というか、そういうものについてはあるやに聞いておるわけでございますけれども、一般の、いわゆる俗に言うところの古書籍と言ふのです。そういうものについては、法律はあるが実際は運用されていないということのお答えであつただろう、私はこういうふうに思うわけでありまして、そういう点で、盗まれた書籍の売買の防止あるいは摘発といった目的にこの法律が実際運用されていないというところが明らかであるならば、やはり古書籍の業界が警察権力の包括的統制下に置かれておるということ自身、大きな問題がある、こういうふうに断定していいのではないかと。特にいわゆる思想の自由とかあるいは言論の自由の上からも、また、文化財の保護育成の面からも重要であろう、私はこういうふうに思うわけでありま

す。

そういう観点から言うならば、やはり古書籍の業界全体として、監督官庁は、警察庁じゃなしに文化庁でぜひともやってもらいたい、これは業界の強い要望でもある、このように考えておりますので、そういう点で、文化庁も、先ほどわけのわからぬ答弁をされたわけですが、現実には警察庁の方から、法があるにもかかわらず、実際に品ぶれ自身発していないという問題も、あるいは本当に帳簿の検査というのが、これはいわゆる捜査令状がないのを見るということ自身に、もともとここに大きな問題があるわけでありまして、そういう点からも、帳簿の検査自身も、法がありながら余り実行されていないというならば、そうすべきだ、私はこのように思いますので、警察においてもそのことを篤と理解してもらいたい、とりわけ文化庁において、やはり古書籍界がそういう嘆かわしい状況にあるということにかんがみて、この点についてはひとつ積極的に警察庁とも相談されて、業界の要望に沿うような、本当に近代的な関係をそういう監督官庁のもとに置いてもらいたい、このように思いますので、再度、くどいようでごさいます、文化庁の方の答弁をお願いたします。

○西川説明員 お答え申し上げます。

古い書籍の中には、わが国の歴史や文化の内容を具体的に伝えた非常に貴重なものがござります。文化庁では、その中で重要なものを国宝、重要文化財に指定し、かつ保存をするということを保護法に基づいて行っております、こうした古書籍界に対して、その点からの必要な事項について協力をさせていただきたいというふうに考えます。

○上田委員 警察の方、それではひとつ……。

○柳館説明員 お答え申し上げます。

古物営業法といえますのは、御承知のとおり、贓物の流れを阻止し、またその発見に努めて被害の回復を図る、そのことを通じて犯罪の予防に寄与していくというのが古物営業法の趣旨でございます。

す。私もがタッチいたしますのは、そういう犯罪の予防に寄与するという観点から、こういう古物営業業者にタッチするのでございまして、その観点以外からは、一切の関与をいたしておらないわけでございます。したがって、ほかの観点から積極的な助長が必要であるとか、あるいは別な行政目的の観点から監督が必要だということであれば、それはそういう観点からの規制を担当する省庁において、御立法なり何なりなさっても私どもとしては別に差し支えないことだと考えておるわけでございます。

また、現在書籍につきましましては、その特殊性にかんがみまして、ほかの古物と違ひまして、買入れるときにだけ身分を確認していただくということにいたしておるわけでございます。そういう意味で、その程度の御協力を業者、業界の方々からいただくことは、そう無理を強いていることではないのじゃないだろうかという気もいたしておるわけでございます。全般といたしまして、図書を売る場合に身分証明書を出す、つまり業界側から言いますと、買うという場合でございますけれども、そのこと自体が警察の検査その他は一応無関係でも、かなり防犯的な効果を持つており、それがひいては日本全体の盗犯防止に役立っているのじゃないだろうか。それでも、業界の方方もそういう観点から大きな寄与をされておられるというぐあいに私どもは考えておる次第でございます。

○上田委員 古本を売る人は皆犯罪を犯している人じゃないわけ、本にどこぞかなそういう犯罪を防止するという意味、それと同時に、やはり古書籍の方だって当然そういう防犯という立場で理解されていることも事実だと思うのです。だから、ぼくがいま言うているのは、そういう業界の監督官庁は警察じゃなしに、文化庁にしたいんじゃないんですか。現実には現在ある法律自身が、この品ぶれとかあるいは捜査令状なしに検査するというのは、本に私は中身のあるようなそういう二三条自身も余りなされてない。警察

の方がそういうことを非常に少ないということ、特に高価な部分は別ですけども、安いものを、安いと一般的に庶民が利用しているという部分については、全くあなたの方としては統計上もあらわさないぐらいに、実際現実に調べないわけですね。統計としてあらわしてないだけでなしに、調べていないからあらわれてないわけでありまして、そういう点で、私はこの時点で文化庁に変えるべきだ、こういうふうに思っているわけですね。そういう点で、今後私も委員会なりあるいは別途の機会でこの問題を追及していきたい、このように思いますので、ぜひともひとつ善処していただきたい、このように思います。

次に、厚生省の方にお聞かせいただきますが、四月の十九日にわが党の金子みつ議員が看護条約の批准を求める質問をなされたわけでございますが、私も日本社会党のILO看護条約批准促進の事務局長もさせていただいておるという関係で、関連して質問したいと思っております。

去年の一九七七年の六月の二十一日、第六十三回のILOの総会で採択されましたところの看護職員の雇用及び労働・生活条件に関する条約は、条約前文で述べておるとおり、効果的な保健業務を行うための障害であるところの看護有資格者の不足解消と医療サービスを支える看護職員の雇用、労働・生活条件の向上に果たす役割は画期的だ、このように言われておるわけでありまして、このことは、とりもなおさず勤労国民の高まる医療ニーズにこたえるものでありまして、そういう意味で国連、ILO憲章を遵守することを国是とするわが国の立場からして、政府はILO看護条約・勧告の意義を理解し、賛成することは当然のことだろう、このように思っております。

特にILO憲章の第十九条で、一年以内に権限ある機関に提出する、このようになっておるわけでありまして、外務省は今国会に提出すべく努力している、このように金子みつ先生の質問に答えておられるわけですが、そのことによ

さかも変わりがいいのか、その見通しが必ず立つのか、そういう点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○佐分利政府委員 御質問のような条約・勧告が採択された場合には、一年以内に国会に意見を付して報告をしなければなりません。したがって、今回はこの通常国会の会期内にそのような報告をしなければならぬという考えで、鋭意労働省、外務省と準備を進めておるところでございます。

○上田委員 ことしの六月二十一日までにこれを国会に報告し、そして批准をしなければならぬ、こういうことでいま各省とも折衝中だということでございますが、特に問題点があるのかないのか、あればどういう点が問題になっておるのかというところで、そういうことが本場に前向きで煮詰まっておるのかということ、それから、特に勧告に基づいて必要看護職員数の概算を試算すると何名になるのか。試算資料をぜひとも提出していただきたい、このように思います。

○佐分利政府委員 まず、あの条約・勧告の問題点でございますけれども、看護の政策を立案するときには労使双方と協議することということになっておりますけれども、たとえば日本看護協会は労働団体ではございせん。一体、どこが代表になるのかという問題がございます。また使用者側も、日本病院協会とかあるいは日本医師会がそれに該当しないであろう。一体どこになるのであるか、そういうふうな問題がございます。

また具体的な事項といたしましては、後の御質問に絡んでまいりますけれども、週休をできるだけ早く引き続く四十八時間とする、少なくとも三十六時間、できるだけ早く四十八時間にするというのを申しております。これはやはり看護婦の需給計画の練り直しをしなければならぬわけでございます。それから一日労働時間を八時間以内とするということでございますが、御案内のように労働基準法では特例がございまして、医療保健業につきましては、他の一部の産業と同じように

九時間まで延長することができることになっております。そういうふうな問題がございます。また最後に、年休を四週間以上にするという内容がございますが、これが日本の従来の慣行等から見てもかなりの無理がございます。

このような問題点があるわけでございまして、医務局といたしましては、あの条約・勅告をいたしましてから仮訳文をつくりまして、早速プロジェクトチームを編成いたしまして問題点の整理検討を始めました。もう最終段階になっております。しかしながら、この条約・勅告は、やはり看護職員の政策とか教育、職務、労働条件、社会保障等の改善を図って良質の看護職員を多数確保して、国民の保健医療サービスの向上に資しようという趣旨のものでございまして、意義のあるものであるという考え方に立つて、前向きな姿勢で取り組んでおります。

なお、第二の御質問の、現在労働時間を四十時間にしたら一体何人看護婦が不足するのかという御質問でございまして、看護の業務というのは、有資格の看護婦だけでなく無資格の看護助手の質とか量というものが非常に関係をしてまいります。したがって、そういうことも総合的に考えなければならぬのでございまして、有資格の看護婦で採りました場合も、現在国公立の病院ではすでに週四十四時間になっておりますけれども、民間の一部に四十四時間を超えるものがあるようでございます。その実態が余りはつきりいたしません。したがって、就業看護婦のはつきりしてあります五十一年度の推計をいたしますと、ミニマム二万六千人、マキシマム五万三千人の看護婦が必要になると考えられます。

○上田委員 国際人権条約と言われるものが現在十八あるわけでありまして、その中の一つがこのILOの看護条約でございまして、そのほかにも国際人権規約もございまして、これも外務大臣等は今回にぜひとも批准をしたいというふうにおっしゃっておられるわけですが、それがどうなるのかということとわれわれ非常に心配をいたしております。

ますので、ぜひとも国会に看護条約についても政府の報告、そして批准ということで最善の努力をしていただきたい、このように思うわけであります。

今日では人事院が妥当としたところのいわゆる二・八体制といいますが、二人以上八月以内の夜勤ということとございまして、しかし、現実はこの二・八体制が守られていない、実施していないところがたくさんあるというふうな状況でありまして、そういう点で、政府は看護行政の原則というものを果たしてどこまで持っているのか、私は大きな原因はそこにあるのではないかと、このように考えるわけであります。世界の看護に従事する人々の英知と先進的な看護行政の成果を条約化したところの看護条約の原則に立つということがぜひとも大事でありまして、いまお話しのように、小さく見積もっても二万六千、大きく見積もれば大体五万三千という看護婦が不足するという事になってきておられるわけであります。それ一つだけ見ても今日の看護婦さんの置かれた立場というものは、ナイチンゲールというふうな美名のもとに非常に劣悪な労働条件のもとに置かれておられる。それがひいては患者さんに大きなお寄せになっているというところは事実であろう、このように思うわけでございまして。

そういう点で、やはり昭和五十四年度以降の看護婦の増員計画をぜひとも行うべきだ、このように思っていますので、増員計画についてある程度お聞きしたいと思っておりますが、どうですか。

○佐分利政府委員 御指摘のように、現在の第一次看護婦需給五カ年計画は四十九年度から五十三年度までの五カ年計画でございまして、その目標は、二・八を主たる目標としたわけでございまして、その後、ただいま御指摘のようなILOの条約・勅告の問題もございまして、医学医療の進歩の数もふえております。そういうことをいろいろ勘案いたしまして、五十四年度を初年度とする第二次看護婦需給計画というものを現在検討中で

ございまして、先般は厚生省の社会保障長期計画懇談会の御答申を得て発足したわけでございまして、今回もその懇談会等の御意見を御覧して五十四年度から第二次計画に入りたいと考えております。

○上田委員 ぜひともこの第二次の増員計画を早く立てていただきたいと思います。二・八体制といいますが、看護条約の批准に伴う国内的な体制というものもを早急に立てていただくようお願いし、これらにつきましまして別途提出をしていただきたいと思います。次に、一昨日の内閣委員会でも附帯決議もなされ、本日の本会議でも可決、決定されたわけでございまして、いよいよ日赤の従軍看護婦の救済措置でございまして。

いわゆる従軍看護婦は、ジュネーブ条約で非戦闘員であったが、最前線では兵士とともに戦闘行為の中であつたという青春を国の戦争政策で奪われたと言つてもいいだろうというふうに思うわけであります。彼女らは、戦争への疑問を抱かせない徹底した軍国主義教育のもとに天皇陛下の御意という大義名分で従軍したわけであります。職業上いわゆる上級将校に対する手厚い援護と対照的に、戦後三十三三年間にわたる戦後処理の怠慢でいまでも戦争の犠牲者として、老いと病と孤独に埋没し、本当に身寄りのない方々もたくさんおられるわけでございまして。

そういう点で厚生省は、昭和五十四年度の概算要求に間に合うように救済措置を講じる、このように言っておられるわけでございまして、いかなる恩給支給の方法を考えているのか。四割にしかつていないということであるようでございまして、その具体的な中身と、それから結論をいつまでに出すのかということについて、明確なお答えをいただきたいと思います。

○手塚説明員 ただいま先生、厚生省とおっしゃいましたが、実は現在この問題を検討しておりますのは、私どもの方がむしろ中心になっておりますので、私どもの方からお答えをさせていただきます。

先生もおっしゃいましたように、一昨日、さらには先週の十三日、再三この委員会でもこの問題に關して質疑が出まして、総務長官もかなり前向きな答弁をされておられることはもう先生御承知だと思います。ただ、日赤の救護員の方々のいろいろ調査しますと、身分関係、任用関係、いろいろむずかしい問題がございます。恩給制度は、公務員に対しての制度という古くからの制限といいますが大きな枠がありまして、そういう制限のもとに一つの約束として行ってきたものでございまして、したがって、これを戦後いままになって振り返って、戦時中の人々の苦勞に対してそれをそのまま適用するということは、これはなかなか困難なこととございまして。

ただ、先生もおっしゃったような実情も踏まえて、総務長官としては何らかの処遇措置を考へるべきだということと、われわれに対して命令もおりております。ただ、恩給を超える問題でございまして、総務長官の御答弁にもありましたように、総務副長官を長として総理府全体でこの問題に取り組んで検討している、さらには関係の厚生省の場をかりて協議などをいたしているということとございまして。したがって、具体的な方策ということになりまして、現在まだお話しする段階にはございせん。新聞では幾つかの案が出ていたようでございまして、いろいろな案を広く検討しているというところでございまして。ただ、めどという点につきましましては、総務長官の御答弁にもありましたように、この次の概算要求にはのせるんだということとわれわれ命令を受けておりますので、そういう目途で現在作業を続けているところでございまして。

○上田委員 私の勘違いで、厚生省でなしに総理府の恩給局でございまして、ぜひとも五十四年度の概算要求に間に合うようにひとつ善処をお願いしたい、このように思います。

日赤の実態調査では、調査対象一万三千名中戦地勤務実在職十二年以上が百から百五十名、抑留期間を含めて実在職十二年以上が約三百人にすぎ

ないわけですが、政府が戦後三十三年間放置した責任といえますが、戦後処理に基づく国家保障の原則に立つて恩給年金給付基準となる在職年の計算に、外地抑留期間はもちろんのこと、戦地勤務加算を認めると同時に、内地勤務期間を加算すべきだ、このように思うのですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○手塚説明員 実を申し上げますと、この点まだ実態等も必ずしも明らかになっておりません。ただいまの数字は、中間報告として日赤の方から私ども報告を受けておりますが、実際にその何名ぐらいつきましては、現在日赤の方で調査中でございます。そう遠からずその調査結果も出ると聞いておりますので、その辺を含めて検討の素材にしていきたいというふうに考えておるわけでございませう。ただ加算年とかなんとか問題になりますと、いわば恩給の手法をそのまま使うということになるかと思いますが、実は加算年制度自体、先進国の間で見てもむしろそういった制度がないところの方が多くないでございまして、むしろ実態に即してどういう処遇が適切かということを中心に検討していきたいというふうに考えております。

○上田委員 次に、厚生省の方に被爆二世の問題を中心に御質問を申し上げたい、このように思います。

三十七万人以上の原爆被爆者の健康と生活がいまなお著しく厳しい状態に置かれておることは御承知のことだと思つておるわけですが、六野党がこぞって提出しました被爆者援護法が、いまだに政府、自民党の一部による頑迷な抵抗によって成立していないことはまことに残念であり遺憾である、このように思つておるわけですが。

つながらる考え方でありまして、根本的に考え方を改めなければならぬのではないかと、このように思つておるわけでありませう。特に一般戦災者との均衡を欠くという主張は、これまでのいわゆる戦業軍人や特権的有資産者、たとえば在外資産の補償への徹底した優遇を考へ入れれば話は全く逆なのでありまして、国の戦争責任と国家補償という考え方から立つて被爆者援護法の早期成立にぜひとも努力をしていただきたい、このように思つてございませうが、援護法の制定について、まず基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思つております。

○松浦(十)政府委員 現在野党提案の被爆者援護法というものが継続審査になっておることは十分よく承知しておるわけでございませう。厚生省といつたしましては、原爆医療法と原爆特別措置法によりまして、いわゆる被爆者というものは、普通の爆弾等とは違って放射能を浴びたという非常に特殊な健康状態に置かれておる方々でございませう。そういう意味合いから、原爆二法によりまして被爆者の特別な事情ということに対策を立ててまいつてきておるわけでございませう。そういう面から、野党から御提案いただいております被爆者援護法につきまして、原爆二法を充実することによって、御提案いただいております中身のあるものについて、同じような考え方でも充実できることがあろうかと思つておるわけですが、しかし特に遺族に対する特別給付金というふうな問題につきましては、先生もおっしゃつておられましたように、いわゆる一般戦災者との均衡というふうなことでございまして、現在原爆特別措置法につきまして社会労働委員会に提案して御審議をいただいております最中でございます。

○上田委員 これは全国民の願いでありまして、ただ単に被爆者だけの要求というように受けとめてはならないだろう、このように思つておるわけですが、ぜひとも援護法の早期制定に邁進していただきたい、このように思つておるわけですが。

次に、被爆二世の健康に対する不安といふことが、病弱あるいは生活難は全く被爆二世の責任ではないわけでありまして、被爆者自身も本人の責任ではないわけでありませうけれども、いわんや二世はそうだろうと思つておるわけですが、この国にやわゆる侵略戦争遂行の結果として生じたものであり、被爆二世の差別の解消と対策の実施は国の責任だろ、このように考へるわけでありませう。このためにも実態調査は不可欠であらう、このように考へるわけでありませう。

当然実態調査に当たつては、調査そのものにより被爆二世に対する結婚とか就職差別が生じないよう、最大の配慮と厳重な管理が必要であることとは言うまでもない、このように思つておるわけでありませう。従来の部分的調査の場合の資料の管理が一体どうなつておるかということも、私としては非常に関心が深いわけでございまして、そういう点での配慮がそういう意味ではぜひとも大事なことであらう、このように思つておるわけでありませう。そういう点についての調査と、それから調査結果についての管理の問題について考え方を聞かせたいと思つておるわけでありませう。

○松浦(十)政府委員 まず第一に、先生のおっしゃられました被爆二世の健康問題でございませう。現在までのところ広島、長崎にございませう放射線医学研究所におきまして被爆二世の問題について研究をいたしております。

研究内容の一つは昭和三十五年から被爆された方の二世の死亡がどうなつておるかということを追跡調査いたしておりますが、これにつきましては、現在まで被爆の親から生まれたお子さん方については何ら差がないという結論でございませう。第二は、原爆の放射能の影響が通常医学的にあらわれませう場合は、白血球に非常に鋭敏にあらわれてまいりませう。そういう意味で白血球の追跡をすることが非常に鋭敏な放射能影響をチェックするの役に立つわけでございませう。そういう意味合いで、放射線影響研究所におきまして被爆二世の白血球とそうでない方の白血球というものの追跡調査を昭和四十五年からいたしております。現在

までの段階におきましては、白血球による調査におきまして、まず第一に数字の上でも差がない。第二にその病理学的な検査、それから白血球の型の検査ということをしていましてその間に特に変化はない、通常一般と同じである、こういうような結論でございませう。しかし、いづれにしても、さらに追跡をしなければいけないということでは研究は続けておるわけでございませう。

それから第三に、これは非常に最近新しく開発された研究でございませうが、何らかのそういう後代への影響がありませうと、生化学的に血液をとつて検査をするということで非常に微細な影響が見出し得るのではないかと。新しい研究が開発されて、そういうことで昭和五十一年からそういう生化学的な研究もいたしておりますが、これはまだ研究の途上でございませう。

総合いたしますと、少なくともいままでの研究では被爆二世には特にそういう健康上の影響に差があるということはお出でおりないということでございます。

それから、そういうことで第二点の被爆二世についていろいろ生活調査などをしたらどうかというところでございませうが、実はこれはいま先生も御指摘になられましたように、大変微妙な問題でございませう。結婚とか就職とかいうようなことに關しまして被爆二世はいろいろ不利益なことがあり得るということから、二世の方自体がそういうことを余り明らかにしないでほしいというふうな御要望も非常に強うございませう。そういう意味からして、私も現時点におきまして二世の方につきまして生活調査を行うことはかえつて問題が起るのではないかと、現時点においては生活調査については考へておらないわけでございます。

なお、これは当然のことでございますが、被爆者の方、本人の方に対してのそういう実態調査は昭和四十年及び五十年にいたしておりました。そういうことから、被爆一世の方の生活状況等につきましては十分把握してあるわけでござい

国鉄といいたしましては、このパンフレットをどういうふうに受けとめておるか申しますと、日本自動車販売が単独で作成した単なる経営構想というふうに受けとめております。

第二番目の独占使用云々という話になります。が、したがって、コミットメントを与えていないわけでありまして、独占使用を日本自動車販売に与えようという考えは毛頭ないということ。を明確にお答え申し上げておきます。そのことは、むしろ国鉄の財産というものは国民の皆さん方からお預かりして運営しているものでございまして、門戸開放の原則は堅持してまいります。もちろんどなたにどうするかというのには、貸し付け相手の適格性については厳密な審査をいたしますけれども、基本的構えといたしましては、門戸開放の原則を今後とも堅持してまいりたい、かように考えております。

○上田委員 このことは、私の地元であります先ほど言いました東大阪市の鴻池新田付近で中古車業を営んでおられた方から切々と訴えられました。聞いてみますと、この企業が駅構内の未利用地の借用を申し入れたところ、国鉄当局からソックスとの関係があるから、こう言って断られたというように言っておられるわけでございます。いまの答弁でそういう独占的な考えがないということとを断言せられたわけでありまして、そのことは非常にいいことだというように思っております。

いずれにいたしましても、駅前の一等地に大資本の中古車業が進出してきた場合、中小の零細な中古車業者は太刀打ちできないことは当然のことだろ、こういふように思われるわけでありまして。そういう点で、いずれにいたしましても、国鉄が国民、特に地元住民の理解を得て再建しようとするならば、やはり中古車業界全体とよく話し合いをし、あるいはいかにすべき方々の十分なる話し合いが必要ではないか。特にそういう未利用地の利用については、地元の業者に窓口を開いて運用していくことが非常に大事だというように思っています。

ので、そういう点で十分にひとつ御配慮をいただくことを要望して、この件については終わっていただきたい、このように思います。

次に、文化庁の方にお聞きいたしますが、最近新聞でも大きく報道されたわけでございますけれども、私は大阪の中河内、南河内から出ておるのですが、特に古墳とかあるいは遺跡がたくさん埋蔵されておるということで、文化財の保護という意味で非常に住民の皆さん方が深い関心を持って、文化庁の方針に積極的に理解を示して協力していこう、こういうことでございまして。ところがいま言いましたように、紀元五世紀ごろの修羅というそり状の運搬用具が発掘されたということが新聞にも出ておるわけでございますけれども、歴史的に重要なものでありまして、文化庁がこれに対して一〇〇%の予算でこの発掘をされるということで地元の人々も喜んでおるわけでありまして。ところが一方で非常に地元民を苦しめるような実例がたくさん出ておるわけでございます。その点についてお聞かせいただきたい、このように思っております。

大阪府の藤井寺とかあるいは羽曳野、ここにはたくさん遺跡があるようでございまして、いわゆる指定地域が全市に及ぶというふうな状況でございます。歴史と文化のある非常に古い町でございます。同時にまた非常に新興地でございまして、道路を一本つくる、あるいは家を一軒建てるにしても、遺跡との関係、文化財との関係が非常に大きな問題になるわけでございます。地元の方々から言いますと、いまだ指定地でなかったのに、家を建てようとする、あるいは土地を売ろうとするとか何か指定になつておるんだということで、一体どういふ基準に基づいてこういうものが指定されておるのか、一体どこでそういうことが決まっておるのか、何か現場の方のさじかげんというのですか、そのときの気分で地図を広げてきつぎきつとやっているような——実際そういうことはないと思うのですけれども、地元の方はそういうように

に理解されて仕方がない、こういうようにおっしゃるわけでございます。そういう点で、いずれにいたしましても、文化財を守るということであるならば、地元の人々の協力が必要ならぬわけである、その中で営業と生活というものを十分やはり保障していくということではなければ、なかなか協力を得られるものではない、このように思っております。

そこで、たとえば工事をしようとする、着工の六十日前までにいわゆる文化財保護法の規定によつて届け出をして調査を受けなければならぬ、こういうことのようにございまして、しかし実際は多くの方が口をそろえておっしゃっているのですけれども、届け出ても半年から一年たないと調査をしてくれないんだ、こういうように言われるわけでありまして。あるいはさらに調査完了するまでまた半年かかるということで、本当に全くそういう工事はできませんか、住宅の建設などの場合、計画が立たずに多大な物理的な損失を与えておるわけでございます。こういうことが果たして許されていいのかどうか、そういう点で、調査をしてくれないならば自分で勝手にやってしまうというふうな形で、余り文化庁の言うことを聞いていたら損なんだというふうな形で、文化財は保護しなければならぬということとはよくわかるけれども、しかしながら、背に腹はかえられないという形でそういう工事をした人に対しては、これに對してとめたりあるいは罰したりするようないことが、現実的にないようでありまして、そういう点、届け出なければならぬという、また調査を受けなければならぬということであつて、実際そうしなかったらどうなるのかというふうな問題があるわけでありまして。

また同時に、やはりそういうことをいろいろ聞きますと、いやそんなもの勝手に建ててもらったら困る、そんなもの勝手に建てたらガスも水道も電気もとめてしまふというふうな形でおどかさされて泣き寝入りしているという方もあるし、片一方ではそうでないような方も出てきているというこ

とでございますので、そういう点で文化庁のこの件に対する明確な答えというものをひとついただきたいと思つております。

○横瀬説明員 先生が御指摘になりましたのは、いわゆる史跡という文部大臣が指定をいたしました部分と、それから周知の遺跡という部分とあるうかと思つて。前の指定された史跡につきましては、これは官報で告示をいたしまして明確にその範囲を示してございまして、お話しするような混乱が起こるということとはほとんどないと思つておりますが、周知の遺跡という方については、「周知」という言葉で定義されておりますので、実際には非常に不明確になつておる場合があるわけでございます。これは各市町村に遺跡台帳とかあるいは遺跡地図というふうなものを備えつけてまして、そして調査をいたしていきます各段階において次第に明らかになつてまいります遺跡の範囲というものを明確に示していくというふうなことを進めておりました。これは非常に遺跡の数が多いでございますので、確かに御指摘の藤井寺あるいは羽曳野市におきましては、非常に古い土地柄でございます。まして多いわけでございますが、極力その地図とか台帳に示せるように努力をしておるところでございます。

文化財保護法の第五十七条の二という規定がございまして、そういう周知の遺跡におきまして土木工事を行うとする場合には、その着手の六十日前までに文化庁長官に届け出なければならぬということになつております。これは、届け出を受けた文化庁長官がその土木工事に関しまして保護上必要な指示をすることができるということで決まっておりますわけでございますが、問題は、この六十日の期間を極力短くすることということもひとつ努力目標としてあるわけでございます。従来比較的これがおくれがちでございまして、いろいろ御迷惑をかけておりました。藤井寺あるいは羽曳野市の住民の方々からいろいろ苦情を受けておりますので、これについて何とかしなければならぬというところで、この年度末におきまして記

念物課という課でございますが、課を挙げましてこの届け出の処理について極力努力をいたしました。その結果、現在のところでは大体平均して四十日程度で処理できるようなところまで参つております。

それから発掘調査につきましては、これは結局発掘の体制を整えること、大阪府ないしは羽曳野市、藤井寺市という市町村におきまして、発掘の専門職員を増員するという事になろうかと思ひますが、これは大変従来は不十分だと言われておりましたが、非常にその必要に迫られてきておるわけでございますが、いろいろ都道府県、市町村を指導いたしました結果、一応、昭和四十九年度五百人程度であつたものが五十二年には千二百人まで増加してきております。これは五十三年度は公共事業の促進ということもありまして、そういった機会にぜひ都道府県ないしは市町村を増員すべきだということを申しまして、強力に指導いたしました結果、従来よりはかなり大きなペースで増員が図られてきているように思つております。これは五十三年度の増員の統計でございますが、まだ完全に整備しておりませんけれども、中間的に集計してみたところでは五十二年度はやはり相当大幅に増員が図られているようにございまして、大阪府あるいはその市町村におきましてかなりの増員が図られるというふうに聞いておりますので、今後これを強力に指導いたしまして、そういったおくれのないように極力努力をしていくつもりでございます。

○上田委員 指定の仕方についても、地元では非常に恣意的にされているんじゃないのかというふうな考え方もありますし、人員が少なからず届出をしてもなかなか調査に来てもらえないというふうな問題もあるかも知れませんが、しかし何かこう俗な言葉で言うところ、どなりに行つたら、もう来てくれんかったら勝手に建てるぞというたら、飛んで来てくれる、おとなしい人はそうでないと、あるいは何か裏で話すればつくのかとか、あるいは悪質な職員がおるのではないかと、

いろいろ問題が出ておるわけでございまして、私は、そういう点で職員をふやすということも当然であります。とりわけこの藤井寺、羽曳野はそういう新興地もどんどんふえていくというところもありまして、非常に件数も多いわけでございまして、積極的にその地域全般にひとつ早く、全国的にもあるかも知れませんが、できるだけ早く調査してもらいたい、このように思ひます。

しかしながら、いずれにいたしましても、いわゆる文化財は国の、あるいは国民の共通の財産であらう、このように私は思ひますので、この発掘に必要な費用というのは、やはり国家による負担ということでは当然であらう、このように思ひます。であります。ところが実際、先ほども申し上げましたけれども、Tという人がおられるわけですが、七坪の土地の発掘に二百数十万円要つた。結局個人持ちになつたということを訴えられておるわけでございまして、本当に私の聞き及んでいるだけでも、合計で二千万にも三千万にもなるんじゃないか、こういうふうにも思ひます。個人に負担させられたものを返してもらおうじゃないか、当然国が負担すべきではないか、そういう強い意見もあり、訴訟にまで持っていくというふうな動きもあるわけでございまして、そういう点で、公費負担が原則であるということと同時に、個人負担のものに対してどうするか、これを国の方で見たいだけなのかどうか、これをこの点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○横瀬説明員 遺跡の上に住宅とか土木工事をするような場合に、その工事の届け出を受けるわけですが、その中で遺跡の現状の保存が困難なものにつきましては、その開発の実施の前に発掘調査を行ひまして、記録保存というふうな措置をとらせていただいております。この記録保存のめだの発掘調査の経費は、私どもとし

て、当初は開発事業者が原因者になりますので、いわゆる原因者負担ということを原則にしていたわけでございまして、それでは個人の方々の負担が非常に重たかかってしまふということで、個々のケースによつてさまざまに分かれてくることもあつたわけでございまして、開発事業者に負担を求めることが不適当である場合には、地方公共団体がかりまして国庫補助を受けまして発掘事業を行うことになつておるわけでございまして、ですから、先生も御指摘のとおり、これは国庫補助事業として公費で行うというのがその基本になつておるわけでございまして、そのために、私どもとしては、昭和五十三年度の予算につきましても、前年度より一億五千万ほどふやしまして十一億一千万の補助金を計上したわけでございまして、

ただ、埋蔵文化財というものは掘つてみないとわからないという点がこれは性格上、あらかじめ十分調査をいたしたとしても、どうしても出てくるということがあつたということ、それから年度初めにすべての事業がわかつていないという点がございまして、私どもとしては、予算の増額に極力努力しているつもりでございますが、現実にはその辺が円滑にいかないで、個々の市町村においては発掘調査の負担問題について個々に御相談をするというふうなケースがあるわけでございまして、私どもとしては、全体の額をふやすことに今後とも極力努力をいたしまして、個人の方々の負担とならないように努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○上田委員 過去の個人負担になつた部分については、これは、どつちも検討してもらいたい。あるいは地方自治体で負担すべき問題もあるかも知れませんが、いずれにしても、いままさぐ予算が出なくても、これからの部分として、とりあえず自分で立てかえてでもやつていいという方もあるわけでありますから、そういう点について誠意を持って応対をしていただきたい、このように思ひます。

また、いまはそうでなくとも、将来非常に希少価値があるというか、あるいは非常に重要なものとして発見される、そういうものもあると思ひます。それで、五十年も百年も耐用年数のあるりっぱなもの、たとえば地上五階とか十階とかいうものではないに、あの辺都市部でありませんで、大きなビルというのの少ないわけでありまして、まあせいぜい二階建てくらいのものであれば、そんなに地下何十メートルも掘らなくてもいい。実際埋蔵されているのは相当下の方ではないか、その状況にもよると思ひますけれども、実情に即してやつてほしいという意見もあるということ、ひとつ具体的な形で処理していただくように御要望申し上げておきたい、このように思ひます。

次に移ります。現在、日本のいわゆるアマチュア無線局によるところの同好団体といひますが、そういう利用者といふのはたくさんおられるわけでございまして、アマチュア無線局は三十万局を超えておる、このように聞いておるわけであります。世界有数の普及状態にあり、アメリカに次いで二番目ではないかとも言われておるようでございまして、青少年の科学技術知識の啓発にとつて不可欠な存在であらうと思ひます。

アマチュア無線家の悩みの一つとして、アマチュア用周波数帯、七メガヘルツ、いまのサイクルはそれよりございましてけれども、中国のラジオが日常的に流れ込んで非常に困つておるのだというところを訴えられておるわけでございまして、この七メガヘルツ帯は、全世界の電波行政担当の主管庁会議で割り当てられたものだ、このように聞いておるわけであります。しかし、中国がこの主管庁会議に参加していないところ、こうした悩みの一つがあるのではないかと、このように思ひます。そういう点で、尖閣列島の問題等あり、日中平和友好条約の問題についていろいろ取りざたされておりますが、一刻も早く日中平和友好条約を結ばなければならぬ、こう

いうふうな思ひわけであります。そういう機運の高まりつつある今日、外交ルートによつて、両国間の公式の話し合いによつて円満に解決することが必要ではないか、このように思ひわけでありすが、この点について一体どのように考へておられるのか、明確にお答えいただきたいと思ひます。

○森島説明員 お答えいたします。

七メガヘルツ帯のアマチュアバンド、すなわち七千キロヘルツから七千五百キロヘルツでございますが、国際電気通信条約付属の無線通信規則の中にあります周波数帯分配表によりまして、世界的にアマチュア業務及びアマチュア衛星業務に分配されておるのであります。ところが、電波監視データーによりまして、中国はこの周波数帯で四波ないし五波を使用して放送を行つております。郵政省といたしましては、昭和三十七年及び三十九年にこの七メガヘルツ帯の中国の放送によりましてアマチュアへの混信につきまして、混信を排除してほしいという要請を行つております。

ところで、国際電気通信連合におきまして中国の代表権が、昭和四十七年に交代が行われておりまして、この交代以前に取り決められた周波数帯分配表につきましては中国は拘束されないという主張をしております。その後郵政省は、アマチュア周波数帯の混信問題について中国主管庁との折衝を行つておりませんけれども、来年開催されることになっております世界無線通信主管庁会議におきまして、周波数帯分配表の改正ということが議題となつておりますので、ここにおきまして、中国も含めてこの問題を話し合うということになると思ひます。しかし、郵政省といたしましては、来年の主管庁会議以前におきまして、種々の機会をとらえまして中国と協議し、問題の解決に努力したい、こういうふうに考へております。

○上田委員 ぜひとも中国と話し合つていただきまして、この悩みを解消していただきたい、このように思ひます。

次に、アマチュア無線局のもう一つの悩みは、警察局との混信であると思ひわけでありすが、極超短波帯のアマチュア局に割り当てられた周波数と警察局の周波数が接近して混信を起しているという点であります。車に積んだアマチュア局の発信電波がたまたま周囲を走るパトカーの無線に流れ込んで職務尋問に當つてというケースが起つておるわけでありすが、あるいはアマチュア局の話し合つておる話もあるやうでございすが、警察のものがこちらと混信するということはないので、こちらのものが警察局に流れているという点で、友達同士が遠く離れて話し合ひをしていても、これもみんな警察にわかつているのじゃないかということ、安心して物も言えない。何も悪いことをしてゐるわけじゃないのですけれども、何かせつかつの楽しみがそれによつて半減してしまふ、そういう点で本當に悩んでおられるわけでございます。

電波監視局あるいは警察は、こういう実情をどこまで把握しておるか、周波数をずらす技術的改善を行う必要があるのではないか、こういうふうな考へるのですけれども、どうでしょう。

○森島説明員 お答えいたします。

アマチュア無線と警察無線との超短波帯におきまして混信については聞いております。このような混信はアマチュア無線の無線設備に起因することが多いわけでございますが、アマチュア無線と警察無線の周波数が接近していることによる場合もございます。

先生御指摘のように、周波数を離すなり技術的改善を行うということが考へられますが、何分この周波数帯は非常にふくそうしてございまして、周波数による解決というのはすぐにはできるといふわけにまいりません。技術的解決につきましては、技術基準等の上では混信が起らないように配慮してあるわけでございますが、多数のセットが使用されているということで、混信の事例が生ずることがあると考へられます。したがしまして、い

ま直ちにこのような事例が全く生じないようにすることはむずかしいわけでございますが、できるだけ努力はいたしたいと思ひます。

○上田委員 技術的な問題もあると思ひますけれども、ぜひとも解決を図つていただきたいと思ひわけでありすが、

アマチュア無線は、社会教育効果の上でも大きな意義があるであらうと思ひます。機械じり好きな内向的な青少年が無線を始めて、見る見るうちに社交的になつたというケースも多くあるやうでございまして、無線を始めて人生観が変わつたという中高年齢者もおられるわけでありすが、電波の前ではすべての人が本當に平等、対等で、相手局に何々さんと呼びかけておるわけでありまして、条件がよければ外国との交信も可能であらうと思ひます。

ところが、公民館等の公共施設を利用して放送しようとする、個人の趣味には貸さないというケースが多いわけでございます。そのくせ、災害時にはこれを利用して、活用するということがあるやうでございまして。お茶とかお花では貸すけれども、アマチュア無線にも一室提供すれば多くの方に喜んでいただけるわけでございます。お茶、お花も結局個人の趣味と、それは言おうと思つたら言えるのではないかと思ひわけでありすが、そういう点で公民館に設置できるように文部省で配慮をしていただきたいと思ひます。

特に無線機はワンセットで、アンテナ込みで二十万円前後であるというように聞いておるわけでございます。そういう点で日本じゅうのすべての中学校のクラブ活動に無線機を補助するぐらいのことはできないことはない、このように思ひわけでありすが、雪の北海道から暑い沖縄の中学校同士が交信するということは非常にほほ笑ましい限りでございまして、また全世界の各地と交信をするということも非常に教育的効果があると思ひわけでありすが、そういう考へ方で御指導いただけるかどうか、文部省の方から御指導いただきたいと思ひます。——文部省が来ないやうで

あれですけれども、何かの間違ひだと思ひますので、これは別途私の方から文部省に聞きだしたい、このように思ひわけです。

それでは、次に別の問題を質問させていただきます。

クリーニング業界の件で簡単に御質問申し上げます。たいわけですけれども、クリーニング業界は中小零細企業の事業者が圧倒的多数であるわけでございます。まして、中小企業業界の典型的なものであるやうと言つても過言じゃないと思ひます。しかし、この業界にも大手資本が次々と進出して、大型ランドリー工場などを建てて、中小零細のクリーニング業者の生活を脅かしておる。一方、国や政府機関は、国公立の病院の寝具、国鉄の寝台車あるいは自衛隊員のクリーニングといった官公需要を、こういう中小企業に回すというのじゃないに、日商岩井などの大商社に一括発注して、むしろ大商社のクリーニング進出を促進してゐると思ひます。これは中小企業の分野法の精神に照らしてみても問題があるのではないかと。少なくとも大企業進出の調整を積極的に行ふとともに、やはり国が先頭に立つて、こういう中小零細企業のクリーニング業界に官公需要を回すという立場で指導してもらいたいと思ひわけでありすが、そういう発注の問題については当該の省に聞きたいと思ひますけれども、とりわけクリーニング業界を御指導いただいております厚生省の方のこれに対する基本姿勢をお聞かせいただきたいと思ひます。

○山中政府委員 ただいま国立病院、国鉄、そういうところまで一括発注をしているという御質問でございますが、各分野で調べないと詳しいことはわかりませんが、私の方で短時間に調査いたしましたところ、一般的にこういう大きな機関が一括して洗たくをあるところに委託しているという事実はちよつと見当たらないのであります。しかし、国鉄は、ちよつと聞きまして、リネンサプライ関係の六業者と契約しているという回答がございました。それから国立病院は、これは私

どもの方でございますが、自家処理を原則としております。ただ、先生御指摘のような、寝具の一部は地元業者に洗たくを委託しているという事実がございます。

厚生省といたしましては、御承知のように、こういう問題につきましては、従来、環境衛生業の適正化に関する法律というのがございましたが、先般御承知のように中小企業の分野調整法が施行されました。それで、これは大企業が中小企業と競合するような事業分野で、大企業の進出によりまして中小企業が非常に圧迫を受けるというような場合に、中小企業の団体が主務大臣に申し入れた場合に調査をし、調整を行う、そして中小企業の事業活動を適正に確保するという精神でございます。クリーニング業におきましても、厚生省といたしましては、この法律の適正な運用を行いまし、中小企業の援護を行うよう対処していく、こういう方針でございます。ちなみに、昭和五十三年度の予算案におきましては、各都道府県に環境衛生の営業組合の連合会がございまして、そこへこの事業活動の調整員二名を全部張りつけるということ、予算案に計上してございまして、こういうことからも、この種の紛争あるいは中小企業の適正な活動あるいは中小企業の振興ということについては、今後も厚生省としては進めていきたいと思っております。

○上田委員 これも積極的にやっていたかというところで、また別途進めたいと思っております。次に、通産省の方が見えだと思っておりますが、この一年間のいわゆる円高ドル安で、大手の石油会社は途方もない為替差益を得ておられるわけでございます。東亜燃料だけでも百四十五億円に達している模様であります。一方、店頭のガソリン価格は一年前に比較してほとんど変わっていない。全国平均のガソリンの小売価格は、五十二年の一月時点でリットル百十九円であったわけでありまして、五十三年の一月で百十四円、一年間に五円だけ下がったおるといふことのようにございまして、今回の円高に際して、なぜ小売スタンドの価格が

下がらないのかということ、これはもう、世界の七不思議の一つじゃございせんけれども、非常に消費者自身もよくわからない。新聞世論等でもこのことを大きく取り上げているようでありまして、けれども、ドライバーだけじゃなしに、ガソリンスタンドにも為替差益は入っていないということははっきり言えるのではないかと、こういうふうに思っております。

スタンドの業者は、リットル当たり大体九十円近くで仕入れて、百円から百十円で現在売っているわけでございます。大阪では大体百五円が相場のようにございまして、ところが、一部では商社を通じて八十円を切るようなガソリンが出回っているというところで、ここに来て小売価格のばらつきが非常に顕著になっておられるわけでありまして、この中で大手石油会社の系列スタンドは、いままさに苦しいやくりを余儀なくされているようでございます。ガソリンの元値といいますが、ナフサが二十六円、税金が四十五円三十銭で大体七十二円弱で、設備投資がいろいろあるかと思ひますけれども、いざにいたしまして、私は、通産省としてメーカーに卸売価格を大幅に引き下げるように指導してもらいたい、このように考えるわけですが、この点について通産省のお答えをいただきたいと思います。

○廣重説明員 御説明申し上げます。石油業界におきましては、円高差益の発生状況ないしは還元状況につきましては、ほかの委員会等でもいろいろお尋ねいただいております。簡単に申し上げますと、大体五十二年度全体で業界に約八千億程度の為替メリットが発生している。それに対して、原油代の値上げ分で五千三百億ぐらい、それからあと備蓄、防災費等で千九百億ぐらい、それからそれ以外に製品価格の値下げがございまして、こういう形で御説明させていただいておられるわけでございます。業界全体として、特に最近、こしに切り入られてからの価格動向、これは卸売価格、小売価格とも同様でございますが、相当値下がりしておりますので、そ

ういった意味で、全体として見て、石油業界に発生している為替差益の還元状況というのは相当程度に進んでいるのではないかと考えておるところでございます。

ところで、先生御指摘のガソリンスタンドにおける価格でございますが、これにつきましては、お尋ねにもございましたように、各地で実情はまちまちでございますが、おしなべて最近では相当程度の値下がりをしていまして、事実でございます。ただ、競争の内容を見ますと、特定の地区で非常に競争が激しい、こういったところがございます。まして、過当競争地区においては非常に値下がりを示しておりますが、全国的に見れば、小売関係の指数としまして統計的に出ているところでは、二月の時点で百十数円、こういった数字がレギュラーガソリンの店頭価格ではないかと思ひます。それから卸売価格につきましては、日銀の卸売物価統計等で見ますと、やはり金額的には、ガソリン税を除きました裸の価格でキロリットル当たり五万円を若干割るかといった、こういった数字ではないかというふうに推察しておられるわけでございます。

いざにいたしまして、最近の価格状況から見ますと、石油におきましては為替メリットの還元というところは、消費者ないしはスタンド業界についてもそれなりに進んでおられると思っております。ただ、過当競争地区を中心としたところにおきましては、スタンド業界におけるマージン幅の確保、こういった点につきましては、御指摘のとおり非常に苦しい状態に立ち至っているところもあらうかと存じますが、これにつきましては、昨年の五月に施行に移されております、ガソリンスタンド業界を対象とした揮発油販売法というものがございまして、この適切な運用を通じまして、中小企業者が特に多いガソリンスタンド業界の経営の安定に努めてまいりたい、こういうことでございますので、今後そういった観点から十分な措置を講じてまいりたいと思っておりますので、

○上田委員 納得できる部分もありますし、なかなか納得できない多くの部分があるわけでありまして、いざにいたしまして、消費者は、こういう構造不況の中で、とりわけガソリンが、円高の中で安く輸入されておきながら、また大きな会社のが為替差益でもうけておきながら、それが消費者に還元されないということ、非常に不満を漏らしておりますので、そういう点で強力な業界指導をお願いしたい、このように思ひます。

次に、食糧庁の方が見えてございまして、簡単にございましてからお答えいただきたいと思います。菓子工業の分野も同様に極端な中小零細企業の分野でございまして、全国で八万の業者がございまして、九六・六％が中小零細企業である。特に、一部の大メーカーが進出して非常に圧迫しているという問題がありまして、特にYという大手のパン会社は、京都に大規模な菓子工場を建設し、近畿一円に販売網を広げようとしたところ、近畿一円に販売網を広げようとしたところ、近畿一円の菓子工業組合に深刻な不安を投げかけておられるわけでありまして、現在では、通産省の指導で調整中と聞かれておりますが、その経過について御報告をいただきたいわけでございます。いろいろ時間との関係もございまして、別途書面でもつてあるいはその部分については口頭でお答えを持ってきたらありがたいと思ひますので、ここで詳しくは御説明いただかなくても結構でございますので、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○始開委員長 時間が参っておりますから、簡潔にひとつお願いいたします。○本田説明員 先生たいまお話しの件でございますが、確かに菓子部門につきましては中小企業者が大部分であるというところは、私も承知しております。京都に新しい設備でございまして、これはカステラとバターという製品でございますが、それにつきまして、ある大手企業が設備を集中化するというところでございまして、

これは名古屋、大阪、広島等の設備を廃棄いたしまして、京都で品質を統一したところで集中的に生産するという計画で、事業を進めておるわけでございます。その件につきましては、昨年の九月に全国菓子工業組合連合会の近畿ブロックの幹事長から農林省の京都の農政局長に對しまして、その大手工場の当該製造部門の工事を中止するようにというような陳情があったことも農政局からの報告で聞いております。

いすれにいたしましても、こうした中小企業の問題につきましては、中小企業のいわゆる分野調整法と言われている法律によりまして、一条及び四条の規定のとおり分野調整問題については、双方が中小企業経営の安定と一般消費者の利益の保護に十分留意した上で自主的な解決をまず第一に図るんだということがうたわれておりまして、そういう観点から、農林省といたしましては双方から事情を聴取し、かつ、そのような点に十分に留意しつつ双方が話し合いをしてくださいということ指導しておるわけでございます。その結果、大企業側の譲歩等もございまして、最近に至りまして解決への方向が見出されてきているように私どもお話を伺つておるところでございます。

○始末委員長 上田君、時間が来ました。簡潔に願います。

○上田委員 労働省の方、せっかく来られてい

ますので、御説明いただきたいと思ひます。

労働者の権利を擁護するためのいろいろな法律があるわけでございますけれども、その根幹をなすところの労働基準法が守られるかどうかは、そのほとんどが監督制度の運用にかかっていると言つてもいいのではないかと思います。ところが、労基法はその制定以来、一貫して労働省の行政通達によつてなし崩しにされ、監督行政の機能はきわめて不十分かつ根本的欠陥を持っているのではないかと、このように思つております。

昭和二十三年五月の労基法施行以来、本格的監督体制がとられるのは、昭和二十五年三月の監督官職務規範の実施、六月の通牒であります「監督

計画の樹立について」からである、このように思つておられます。ところが実際にはこの体制確立と同時に、それを崩壊する体制が始まったと言えらると思つておられます。つまり二十四年の行政整理によつて監督官の一・八割、職員全体の三割がその対象になったわけでありまして、監督官定数が満たされていなかったために、監督官総数は百五十名増加したが、労災補償保険法施行もあわせて行つた特別会計監督官が三百六十名増加したが肝心の労基法施行に専念するところの一般会計監督官は二百十名減少しておるわけでありまして、年々この傾向は強まって、五十二年では約半分に

なつておるようでございます。二十四年の行政整理そのものは、ドッジ・ラインによる至上命令であつたといへば、GHQが監督行政のダウンを意図していたと思へば、むしろ政府の基本姿勢、すなわちその後にもあらわれている一貫したいわゆる手抜き行政による労基行政の軽視がここに示されていると言わざるを得ない、このように思つておられます。

労働基準監督官の監督業務実施統計年表によりますと、定期監督率は一九四九年の五〇・八％をピークに低下する一方でありまして、七五年では五・七％、平たく言へばせいぜい十七年から二十年に一回の割合でしかある事業所については監督がなされてない、こういうことになるとなるわけでございます。これ果たして労働基準が守れるのかどうか。まして年々技術革新が導入される職場で労働条件に変化を来している現在、この監督制度によつて守られる労働基準は一体何なのかということでございます。

そこで、こうした監督官の減少、監督率の低下、手抜き行政に対する見解と、今後監督官の増員を初めとするところの労働基準監督行政の抜本的改善への努力を表明されたい、このように思ひます。

○小粥説明員 労働基準法の適用につきましては、適用事業所が年々ふえていくにもかかわらず監督官の数がそれほどふえないという点の問題がございしますが、定員削減等厳しい中で、監督官の

数は年々できるだけふやしていきたいというふうな努力をしまつております。しかし、適用事業所の数の増加あるいは安全衛生問題等、より複雑になつてきている中で、なかなか手が回らないという点もございしますので、個々の監督官が事業所を臨検監督する以外に、事業主による自主点検あるいは集団指導というような手法もあわせ行つておりますが、それも任せきりということになりますと、事業所任せということになつてしましますから、そうした点は監督官による個別の監督としまく連携をとつていくということも今後必要になるかと思つております。と同時に、現在労災防止指導員といったような制度もございしますが、そうした制度も活用して、監督官を含め、さらに監督行政を充実させてまいりたいと考えております。

○上田委員 質問を終わります。

○始末委員長 次回は、来る二十五日火曜日午前十時理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時二十九分散会

昭和五十三年五月十一日印刷

昭和五十三年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局